

平成20年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

平成20年6月 5日（開会）

平成20年6月23日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成二十年第二回定例会会議録

(平成二十年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (6 月 5 日) (木曜)

| | | |
|------|-----------------------------|----|
| 1. 開 | 会 | 4 |
| | 発言の申し出 | |
| 1. 開 | 議 | 4 |
| 1. 会 | 議録署名議員の指名 | 4 |
| 1. 会 | 期の決定 | 4 |
| 1. 諸 | 般の報告 | 4 |
| 1. 報 | 告第 1 号～報告第 3 号一括上程 | 6 |
| | 報告、質疑、表決 (承認) | |
| 1. 議 | 案第 51 号上程 | 9 |
| | 説明、質疑 総務文教委員会付託 | |
| 1. 議 | 案第 52 号～議案第 55 号 一括上程 | 10 |
| | 説明、質疑 総務文教委員会付託 | |
| 1. 議 | 案第 56 号～議案第 59 号一括上程 | 13 |
| | 説明、質疑、総務文教委員会付託 | |
| 1. 議 | 案第 60 号 | 14 |
| | 説明、休憩、全協、質疑、討論、表決 (原案可決) | |
| 1. 鹿 | 児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 | 14 |
| 1. 議 | 案第 61 号括上程 | 16 |
| | 説明、質疑、各常任委員会付託 | |
| 1. 議 | 案第 62 号～議案第 64 号一括上程 | 21 |
| | 説明、質疑 | |
| | 議案第 62 号 総務文教委員会付託 | |
| | 議案第 63 号 議案第 64 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 陳 | 情第 10 号上程 | 23 |
| | 陳情第 10 号 産業厚生委員会付託 | |
| 1. 日 | 程報告 | 23 |
| 1. 散 | 会 | 23 |

第 2 号 (6 月 16 日) (月曜日)

| | | |
|------|------------|----|
| 1. 開 | 議 | 26 |
| 1. 一 | 般質問 | 26 |
| | 大菌藤幸議員 | 26 |
| | 地域担当職員制度とは | |
| | 葛迫 猛議員 | 30 |

| | |
|--------------------------|----|
| 3月発生の竜巻被害について | |
| 浜平俣江川の改修について | |
| 垂水市ふるさと応援基金について | |
| 感王寺耕造議員 | 37 |
| 統合後の中学校に関わる問題について | |
| 固定資産税の評価替えについて | |
| 保険制度その他について | |
| 公共施設の維持管理について | |
| ふるさと納税制度について | |
| 田平輝也議員 | 46 |
| 漁業振興について | |
| 観光対策について | |
| 猿ヶ城開発について | |
| 特定健康診査について | |
| 川畑三郎議員 | 52 |
| 浄水場改修計画について | |
| なぎさ荘周辺の整備について | |
| 土砂災害警戒区域指定について | |
| 防災対策について | |
| 大隅横断道路について | |
| 水産振興について | |
| 森 正勝議員 | 61 |
| 地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業について | |
| 市道整備について | |
| 牛根境地区の国道拡幅について | |
| 持留良一議員 | 65 |
| 後期高齢者医療制度問題 | |
| 安全対策問題 | |
| 災害対策問題 | |
| 農業問題 | |
| 定住促進住宅問題 | |
| 市民生活を守る問題 | |
| 川尻達志議員 | 79 |
| 環境問題について | |
| 地方財政健全化法について | |
| 水道事業について | |
| 高峠について | |

| | |
|---------|----|
| 1. 日程報告 | 88 |
| 1. 散 会 | 88 |

第3号（6月17日）（火曜日）

| | |
|---------------------------|-----|
| 1. 開 議 | 90 |
| 1. 一般質問 | 90 |
| 池山節夫議員 | 90 |
| 猿ヶ城開発について | |
| ゴミ問題について | |
| 住基カードについて | |
| パブリック・プライベート・パートナーシップについて | |
| スクール・ソーシャルワーカーの配置について | |
| 池之上 誠議員 | 101 |
| 垂水市第4次総合計画基本計画・実施計画について | |
| 公立小中学校耐震化について | |
| 堀添國尚議員 | 111 |
| 竜巻災害後の復旧状況について | |
| 牛根中浜の墓地山手の山崩れの復旧は | |
| 牛根麓の島津公造船所跡の看板設置の進み具合について | |
| 篠原静則議員 | 116 |
| 土木事業について | |
| 農政について | |
| 消防広域化について | |
| 自立について | |
| 1. 日程報告 | 126 |
| 1. 散 会 | 126 |

第4号（6月23日）（月曜日）

| | |
|--|-----|
| 1. 開 議 | 128 |
| 1. 議案第51号～議案第59号、議案第61号～議案第64号、陳情第10号 一括上程 | 128 |
| 委員長報告、質疑、討論、表決 | |
| 議案第51号～議案第59号、議案第61号～議案第64号（原案可決） | |
| 陳情第10号（採択） | |
| 1. 議案第65号・議案第66号 一括上程 | 130 |
| 公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査 | |
| 1. 意見書案第9号～意見書案第11号 一括上程 | 131 |
| 質疑、表決 | |

意見書案第9号～意見書案第11号（原案可決）

1. 閉 会 134

平成20年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜 | 種 別 | 内 容 |
|------|---|-----|--|
| 6・5 | 木 | 本会議 | 会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |
| 6・6 | 金 | 休 会 | |
| 6・7 | 土 | 〃 | |
| 6・8 | 日 | 〃 | |
| 6・9 | 月 | 〃 | (質問通告期限：正午) |
| 6・10 | 火 | 〃 | |
| 6・11 | 水 | 〃 | |
| 6・12 | 木 | 〃 | |
| 6・13 | 金 | 〃 | |
| 6・14 | 土 | 〃 | |
| 6・15 | 日 | 〃 | |
| 6・16 | 月 | 本会議 | 一般質問 |
| 6・17 | 火 | 本会議 | 一般質問 |
| 6・18 | 水 | 休 会 | 委員会 産業厚生委員会 (現地視察・議案審査) |
| 6・19 | 木 | 〃 | 委員会 総務文教委員会 (現地視察・議案審査) |
| 6・20 | 金 | 〃 | 委員会 議会運営委員会 |
| 6・21 | 土 | 〃 | |
| 6・22 | 日 | 〃 | |
| 6・23 | 月 | 本会議 | 委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託 |

2. 付議事件

件 名

報告 1 号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

報告 2 号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市手数料条例の一部を改正する条例)

報告 3 号 専決処分の承認を求めることについて(垂水市税条例の一部を改正する条例)

- 議案第51号 垂水市ふるさと応援基金条例 案
- 議案第52号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案
- 議案第53号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第54号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案
- 議案第55号 垂水市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第56号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について
- 議案第57号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について
- 議案第58号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第59号 字の区域変更について
- 議案第60号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第61号 平成20年度垂水市一般会計補正予算(第1号)案
- 議案第62号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第63号 平成20年度垂水市水道事業会計補正予算(第1号) 案
- 議案第64号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第65号 平成19年度垂水市水道事業会計決算認定について
- 議案第66号 平成19年度垂水市病院事業会計決算認定について
- 意見書案第 9号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について
- 意見書案第10号 原油及び飼料価格高騰に関する意見書について
- 意見書案第11号 原油及び餌・飼料価格高騰に関する意見書について

陳 情

- 陳情第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択要請について

平成 20 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 平成 20 年 6 月 5 日

本会議第1号(6月5日)(木曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | 葛 迫 猛 |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 副 市 長 | 水 迫 恒 美 | 土 木 課 長 | 川 畑 信 一 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 会 計 課 長 | 安 藤 章 |
| 企 画 課 長 | 迫 田 裕 司 | 水 道 課 長 | 迫 田 義 明 |
| 財 政 課 長 | 岩 元 明 | 監 査 事 務 局 長 | 城ノ下 剛 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 消 防 長 | 町 田 昭 典 |
| 市 民 課 長 | 三 浦 敬 志 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 市 民 相 談 | | 教 委 総 務 課 長 | 北 迫 睦 男 |
| サ ー ビ ス 課 長 | 島 児 典 生 | 学 校 教 育 課 長 | |
| 保 健 福 祉 課 長 | 村 山 満 寛 | 主 幹 兼 係 長 | 角 野 毅 |
| 生 活 環 境 課 長 | 太 崎 勤 | 社 会 教 育 課 長 | 橋 口 正 徳 |
| 農 林 課 長 | 山 口 親 志 | | |
| 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 | | |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 磯 脇 正 道 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成20年 6 月 5 日 午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから平成20年第2回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る4月1日付定期異動により課長に異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、順次これを許可します。

○市民相談サービス課長兼選管事務局長（島見典生）4月1日付で新しく市民相談サービス課長、併任で選挙管理委員会事務局長の辞令を受けました島見典生でございます。よろしくお願いいたします。

○教委総務課長（北迫睦男）おはようございます。

4月1日付で教育委員会総務課長を拝命いたしました北迫睦男と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○社会教育課長（橋口正徳）おはようございます。

4月1日付で社会教育課長を拝命いたしました橋口正徳と申します。よろしくお願いいたします。

○水道課長（迫田義明）おはようございます。

4月1日付で新しく水道課長に任命されました迫田義明です。どうぞよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（城ノ下 剛）おはようございます。

4月の人事異動で監査事務局長を拝命いたしました城ノ下剛でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（徳留邦治）これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（徳留邦治）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において田平輝也議員、持留良一議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治）日程第2、会期の決定を議題とします。

去る5月30日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から23日までの19日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、会期は本日から23日までの19日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治）日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る平成19年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに平成20年度の事業計画書、予算書及び補正予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、平成20年2月分、3月分及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

[市長水迫順一登壇]

○市長（水迫順一）皆さん、おはようございます。

3月の定例議会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告を申し上げます。

まず、5月25日に、梅雨入りを前に垂水市総合防災訓練を実施したところでございます。

今年度は、過去の災害を教訓としまして、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、情報連絡・伝達、救出・救護、避難誘導、水防工法及び災害復旧等の災害応急対策が迅速、適切に行われるように防災体制の確立を図るとともに、市民の防災意識高揚を図る目的で実施いたしました。当日は、自衛隊や警察、消防団など16団体400名と、一般見学者を含めると約1,000名の参加を得て、単独自治体での開催では県下でも大規模な訓練となりました。

また、5月28日には、国土交通省、鹿児島県の砂防課、垂水市の三者合同によります土砂災害危険箇所の巡視点検を行ったところでございます。

今後も、垂水市としては、危機管理対策室を中心に防災等に対しますさらなる体制の整備に努めてまいります。

次に、ふるさと納税制度について御説明を申し上げます。

4月30日に地方税法改正案が再可決され、ふるさと納税制度がスタートしたところでございます。ふるさと納税制度は、都市と地方の税収格差を是正する方策として、出身地や応援したい地方公共団体へ寄附をすれば、居住地の市区町村の個人住民税や所得税が控除され、結果的にふるさとへ納税したことになるものです。

市といたしましては、昨年の総務省の研究会報告以来、制度や取り組みにつきまして調査研究を重ね、4月には総務課にふるさと納税担当を配置、市民等への制度の周知や県外在住の出身者等に寄附の呼びかけをする準備を進めております。

そのような中、県外在住の本県出身者等に県内市町村及び県が一体となって、郷土鹿児島への寄附金の募集を行うことを目的に、かごしま応援寄附金募集推進協議会が5月29日に設立さ

れたところでございます。

本市は、協議会作成のパンフレットを活用するなど、垂水市を寄附指定先に選んでもらえるような取り組みを行ってまいります。今回の議会には、寄附金募集に関係します補正予算や、寄附金を基金に積み立ててまちづくりに活用する基金条例を上程いたしております。

次に、4月27日に開催されました市制施行50周年記念事業「NHKのど自慢」につきましましては、前日の予選会も含めまして、多くの方々の参加をいただき、成功裏に終了したのではないかと考えております。今後も10月12日の記念式典やその他の記念事業の実施に向けて、職員、市民一丸となって取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方や市民の御理解、御協力を賜り、多くのイベントにたくさんの方々の参加をお願いを申し上げます。

次に、3月議会後の火災について報告いたします。

建物火災1件、その他火災6件の計7件の火災が発生しております。

建物火災は、4月8日に中俣におきまして、ろうそくによるものと推定される火災が発生し、寺院1棟、住家1棟の計2棟を全焼しております。その他火災につきましましては、いずれもたき火によるもので、畑地等の枯れ草を焼失しております。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

3月14日に東京都で開催されました全国砂防地すべり講習会で講演する機会をいただきまして、約1時間、平成17年の台風14号災害を受けてからの災害への取り組み等につきましまして、講演をしまりました。

4月8日から9日にかけて上京いたしまして、特別交付税等に関します要望活動の一環として、総務省の総務審議官ほか自治財政局、地元選出国會議員などを訪問し、19年度要望活

動に関するお礼と今後の御支援などをお願いしてまいりました。

5月14日から16日にかけては、沖縄県石垣市で開催されました九州市長会に出席いたしました。平成19年度九州市長会歳入歳出決算及び平成20年度九州市長会歳入歳出予算案を審議し、承認いたしました。

また、各県及び理事会提出議案の行財政関係、社会文教関係、経済関係を合わせまして18件の議案を審議し、原案どおり承認しました。

承認しました要望事項は、政府及び関係省庁に要望書を提出することといたしました。

6月3日から4日にかけては、全国市長会議に出席するために上京いたしました。4日は、朝食会を兼ねて県選出国會議員へ県市長会からの要望活動も行いました。全国市長会議では1年間の経過などについて会務報告があった後、平成18年度決算報告及び平成20年度予算を審議、承認しまして、各支部から提出されました要望議案の地方分権改革の推進及び地方財源の充実・確保についてほか85件と、全国市長会によります地方分権改革の推進に関する決議ほか3決議案を全会一致で承認し、政府に提出することといたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○財政課長（岩元 明）平成19年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきましては、地方自治法第213条の規定により平成20年度に繰り越して使用しますことは、3月議会補正予算第7号で御承認いただいておりますが、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、その繰越明許費に係る繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、猿ヶ城キャンプ場整備事業及び市道3線の改良事業並びに災害復旧として市道元垂水原田線の地すべり対策事業でございます。

繰り越しました理由は、猿ヶ城キャンプ場整

備事業及び市道3線の改良事業は相続手続等や用地交渉等に時間を要したこと、また地すべり対策は観測データ収集や分析等に時間を要したことにより、年度内に十分な工事期間がなくなったことによるものでございました。

繰り越し合計額は6,136万2,348円です。経費の内訳は、設計委託料、用地取得費、工事請負費、事務費等でございます。これに要する財源は、国庫支出金が1,016万4,000円、地方債が5,103万3,691円、一般財源が16万4,657円でございます。

なお、元垂水原田線の道路改良と災害復旧は5月末に工事完成しておりますが、猿ヶ城キャンプ場整備及び瀬戸山線、内ノ野線の道路改良は6月中旬に完成する予定でございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第1号～報告第3号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第4、報告第1号から日程第6、報告第3号までの報告3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市手数料条例の一部を改正する条例）

報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

○議長（徳留邦治）報告を求めます。

○市民課長（三浦敬志）おはようございます。

報告第1号につきましては、本日配付資料を御参照くださいますようよろしくお願いいたします。

ます。

それでは、報告第1号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時に後期高齢者医療制度の対象となる方、または後期高齢者医療制度の創設後に75歳に達し、後期高齢者医療制度の対象となる方々で国民健康保険以外の保険、いわゆる被用者保険から後期高齢者医療制度に移行する方々の被扶養者であった方々が国民健康保険の被保険者となる場合、2年間国民健康保険税の緩和措置、いわゆる国民健康保険税の減免措置がとられることとなりました。

この緩和措置につきましては、条例で規定しなければなりません。平成20年4月1日からの後期高齢者医療制度の施行に合わす必要があるため急施を要しましたので、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月30日に専決処分し、同年4月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な改正内容につきまして、別添の新旧対照表で御説明いたします。

条例第26条の国民健康保険税の減免規定に第1項第5号として、被用者保険の被扶養者から国民健康保険税の被保険者に新たにされた方々の規定を新たに追加するものであります。

内容といたしましては、減免の期間を2年間であること、国保に加入した時点で65歳以上であること、国保に加入する前日において（ア）から（オ）まで規定します保険の被保険者の被扶養者であった者としています。

また、5号を追加したことにより、現行の第5号を第6号に改正しております。

なお、附則におきまして、この条例は平成20年4月1日から施行したものでございます。

以上で説明を終わりますが、御承認ください

ますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号の専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

戸籍法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が平成20年3月7日に公布され、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が平成20年3月28日に公布され、それぞれ平成20年5月1日から施行されました。

これに伴い、主に市民課窓口での手数料に関する事務処理に急施を要しましたので、垂水市手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により平成20年4月30日に専決処分し、同年5月1日から施行いたしましたので、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

改正内容につきまして、別添の新旧対照表で概要、内容について御説明いたします。

概要といたしましては、今回の手数料条例の改正は、金額についての改正はありません。

垂水市手数料条例が、戸籍法、住民基本台帳法の条項等を引用しているため、これらの法律の一部改正に伴う引用条項等の整理が必要であるため、条例改正を行おうとするものであります。

内容といたしまして、今回の住民基本台帳法の改正の趣旨が現行の交付制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として再構築するとともに、転出等の際の本人確認を厳格化し、成り済ましの防止を図るとしております。この改正に則して条例改正を行っておりますが、法第11条に関する部分の改正は、法改正に伴う条文の番号整理を行っております。

法第12条の2につきましては、この条文が法改正により第12条の4となり、新たに法第12条の3で、本人以外の申し出による住民票の写し等の交付という条文を追加新設しております。

戸籍法に関する改正であります。住民基本台帳法と同様の改正理由であります。

戸籍に記載された個人情報を保護するために戸籍の公開制度を見直し、戸籍の謄・抄本等の交付の請求することができる場合の制限をするとともに、請求をする者の本人確認等、戸籍制度について所要の整備を行うとしております。

これらの理由により、新旧対照表の下の段にあります戸籍法に関する部分の条例改正を行っております。

改正前の法第10条第1項の規定は、何人でも戸籍の謄本もしくは抄本または戸籍に記載された事項に関する証明の交付の請求ができるという条文であります。改正後はこの条文を削除しております。

条例で追加された法第10条の2は、法においても追加新設された条文であり、交付請求時の手続を厳格に規定した条文であります。

法第126条は、市町村長が法務省令に照らし合わせ、公益性が高いと判断した場合、学術研究に提供ができるとの規定であります。

新旧対照表の次のページであります。

引用条文が前後しておりますが、法第120条は、磁気ディスクによる提供ができるとの規定であります。

戸籍法に関する改正部分は、ただいま御説明しました条文の追加整理で改正を行っております。

なお、手数料の名称の欄の改正も法に準拠して改正いたしております。

以上で説明を終わりますが、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○**税務課長（川井田志郎）** おはようございます。

報告第3号専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が平成20年4月30日に公布され、一部の規定を除き4月30日から施行されることに伴い、平成20年度市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税

条例の一部を改正する条例を平成20年4月30日に専決処分いたし、同日公布いたしましたので、御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

主な改正の内容でございますが、個人住民税について、寄附金控除の拡充として、所得税の寄附金控除の適用対象となる寄附金のうち住民福祉の増進に寄与する寄附金として、都道府県及び市町村が条例で定めるものを追加するものでございます。

また、所得控除方式を税額控除方式に改め、控除対象限度額を総所得金額等の25%から30%に引き上げ、控除適用下限額を10万円から5,000円に引き下げるものでございます。

次に、上場株式等の配当など及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに平成21年度より公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、公益法人制度改革に対応した所要の改正として、公益社団、公益財団、一般社団、一般財団法人について、最低税率として均等割の適用及び公益社団、公益財団法人が収益事業を行わない場合は非課税とすること等が主な改正内容となっております。

お手元の垂水市税条例新旧対照表をごらんください。

アンダーラインの部分が今回改正された条文の制定、税率区分の変更等に伴う条文の整理でございます。

以上で説明を終わりますが、御承認くださいますようお願いいたします。

○**議長（徳留邦治）** ただいまの各報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありますか。

○**持留良一議員** 1点だけ。今言われましたふるさと納税との関係で、法の制定等の云々というところの関係なんですけれども、今までは寄附控除という形で私たちも、される方は控除をしていた、税の控除、節約をしていたんですけ

れども、今回、寄附税額控除という形で1項目設けての設定なんです、このことによって、市民との関係、行政との関係でメリット、デメリット等含めてあるのかどうなのか。このことでの手続とか含めて、そのあたりというのは簡素化されていくのか、そのあたりについてお聞かせください。

○**税務課長（川井田志郎）** ただいま持留議員が申されました寄附控除の件ですが、今回、所得税方式を税額控除方式に改めてあります。

あと、メリット、デメリットでございますが、垂水市出身で都会に出られた方々が地方を思われて寄附をされるということ、そういうことでメリットとしてはそういう部分がメリットと思われれます。

以上です。

○**議長（徳留邦治）** よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（徳留邦治）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

各報告を承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（徳留邦治）** 異議なしと認めます。

よって、報告第1号から報告第3号までの報告3件は承認することに決定しました。

△議案第51号上程

○**議長（徳留邦治）** 日程第7、議案第51号垂水市ふるさと応援基金条例案を議題とします。

説明を求めます。

○**総務課長（今井文弘）** おはようございます。

議案第51号垂水市ふるさと応援基金条例案について御説明申し上げます。

地方税法の改正により、ふるさと納税制度が導入されたことから、寄附金を財源として、垂水市を応援する多様な人々の参加による元気なまちづくりを進めていくためこの条例を制定し

ようとするものです。

ふるさと納税制度とは、都市と地方の税収格差を是正する方策として、寄附金控除が大幅に見直されたもので、出身地や応援したい地方公共団体へ寄附すれば、5,000円を超える部分について居住地の市区町村の個人住民税の1割を上限にし、税額控除され、結果的にふるさとへ寄附したことになるものであります。

それでは、条例の内容について申し上げます。

第1条の設置ですが、垂水市をふるさととして応援する方々に寄附金を募り、それを財源として元気なまちづくりを進めていくため、垂水市ふるさと応援基金を設置するものです。

第3条の事業区分は、第1条に規定する目的を達成するために、自然環境や景観づくりに関する事業から、(6)の生きがいを持てる健康な暮らしに関する事業までの6事業と、その他目的達成のために市長が必要と認める事業と合わせて7つに分類しています。

第4条の寄附金等の使途指定等ですが、寄附者は第3条各号に規定する事業のうちから、実施する事業をあらかじめ指定できるようになっています。

第9条の運用状況の公表は、基金の運用状況等について随時公表するという内容です。

第10条の寄附者への報告ですが、事業に要する費用に充てるために基金の処分を行った場合は、寄附者に充当結果を報告する内容でございます。

その他、第2条で積立て、第5条で管理、第6条で運用益金の処理、第7条で繰替運用、第8条で処分、第11条で委任について定めております。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行することとしています。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**議長（徳留邦治）** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 1点だけ。この3条の1から7まで、これを決められたんですけど、この決め方というのをどんなふうに、ずっと見ればわかるんですけどね、ほかにもあったと思うんですよ、南さつま市なんかは平和の何とかかんとか項目を入れたり、この7つを選ばれた理由というのかな、大まかでいいですから。

○総務課長（今井文弘）今、議員言われたとおりに、各市でいろいろな使い道とかいうようなものを設けているようでございますが、垂水市としましては、今後、第4次総合計画の実現に向けた形でこの基金を利用して、活用させていただくというようなことで、総合計画の基本構想に定める重点目標を言いかえたものでございまして、そうすることで寄附者が使い道を選べるというようなことで、さらに寄附の動機づけとなってもらいやすくなるんじゃないかということで設けたところでございます。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 細かな点は委員会で聞きますけれども、若干引っかかるところが第7条の繰替運用の問題なんですけれども、3条と7条との関係で、ある意味ではこれがいろんな形で運用されていく危険性というか、そのことを非常に懸念しちゃうんですけれども、財政上必要があるときということで、3条の中のいろんな形で関係することは余りないかと思えますけれども、しかし、この繰替運用ということをしたこと自体が非常にある意味では基金の性格、目的から見てもどうなんだろうと、こういうことを設けていいのかなという若干懸念は思うんですけれども、これを設けられた背景とかその辺について、そういう問題点を指摘しながらちょっとただしてみたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務課長（今井文弘）この設けたというの

は、今、議員が言われますとおりに、そういう懸念される部分もあろうかと思いますが、基金条例の場合に、これはもしそういう場合ができる場合を想定して設けております。ただ、今、ふるさと納税の基金に関しては、今、第3条に設けてありますこういう事業区分ごとに台帳管理して積み立てをして使っていくこととなりますので、恐らくそういうような繰替運用ということはないと思えますけれども、これまでの基金条例の中で設けておったということで設けさせていただいているということでございます。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、総務文教委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第51号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第52号～議案第55号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第8、議案第52号から日程第11、議案第55号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第52号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第53号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第54号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案

議案第55号 垂水市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志）議案第52号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成18年6月に制定された医療制度改革関連法がこの4月から施行され、国保税の構成も、これまでの医療分と介護分に加え、新たに後期高齢者支援金分が加わりました。これに伴い、現在の医療分が後期高齢者支援金分と医療分とに分割され、国保税は、医療分と後期高齢者支援金分、それに介護分で構成されることとなりました。

後期高齢者支援金分に関する税率等につきましては、平成20年第1回定例会において議決をいただいたところであります。

国保税の税率は、その年の医療費を予測し、その医療費から国保加入者の自己負担額と国や県の負担金などを除いた分を賄えるように決定いたします。

今回の医療分の税率等につきましては、改正された医療制度による今後の医療費の動向を見きわめる必要があります。現段階では、税の総賦課額が未確定であり、住民負担や県下の状況等を考慮した場合、全体的な税率の総計が平成19年度と変わらないようにするために、今回は、現在の医療分から、後期高齢者支援金分の算定に用いられています所得割の2%、資産割の8%、均等割の6,200円、世帯平等割の6,000円をそれぞれ医療分の率等から差し引いた額で医療分の税率を決定しようとするものであります。

具体的に新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

第3条の国民健康保険の被保険者に係る所得割額に係る部分ですが、後期高齢者支援金等の課税額の所得割額の率は2%としております。この2%を10.8%から差し引いて8.8%と改正いたしました。

第4条の資産割額についての改正であります。が、条例の見出しの部分で「国民健康保険の被保険者に係る資産割額」と表記すべきところを、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」と表記しております。正しくは「国民健康保険の被保険者に係る資産割額」であります。申しわけありませんが、訂正くださいますようお願いいたします。

資産割額につきましても、所得割額と同様の方法で8%としております。後期高齢者支援金等課税額分を38.7%から差し引き、資産割額の率を30.7%と改正いたしました。

5条の均等割額は税率ではなく金額であります。が、同様の方法で6,200円である後期高齢者支援金等課税額分を差し引き、均等割額を2万300円と改正いたしました。

第5条の2の世帯別均等割額につきましては、特定世帯以外の世帯、それに特定世帯の後期高齢者支援金等課税額分につきましては、それぞれ6,000円、3,000円としておりますので、それぞれ差し引いて2万4,900円から6,000円を差し引き1万8,900円、それに1万2,450円から3,000円を差し引いて9,450円に改正しようとするものであります。

第23条の国民健康保険税の減額についてであります。が、（1）で表現しています第1号が7割軽減、（2）の第2号が5割軽減、（3）の第3号が2割軽減に関する規定であります。これらの減額規定も、それぞれ軽減率、後期高齢者支援金等課税額分を規定しております。その額に応じて減額した税額に改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日は公布の日から施行し、改正条例は平成20年度以後の国民健康保険税に適用しようとするものであります。

以上で説明終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第53号垂水市後期高齢者医

療に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、後期高齢者医療に関する保険料の普通徴収による納期を電算処理業務の手續上、国保税の納期に合わす必要があるため、納期の改正について議会の議決を求めらるるものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明いたしますのでごらんください。

条例第4条の保険料の納期に関する部分の第6期分の納期を12月1日から同月31日までとあるのを、12月1日から同月25日までとするものであります。

附則の第2条におきまして、平成20年度において社会保険などに加入している人の扶養となっていた方々に関する被保険者から徴収する保険料の特例を設けておりますが、この納期についても同様の理由で納期を改正しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

続きまして、議案第54号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、平成20年5月1日から市民課窓口での各種証明書発行に伴う本人確認が厳格になりました。本人を確認できる書類として、顔写真つきの公的証明であると1通、顔写真がない公的証明となると2通が必要となりました。

現在、半数以上の方が運転免許証で確認を行っておりますが、高齢者の方々は所持されていない場合が多々あります。窓口の円滑な事務を図るため、公的証明となる住民基本台帳カードの普及促進を図らなければならないと考え、提案いたしました。

改正内容であります。議案をごらんください。

附則に手数料の徴収の特例の規定を設け、平成20年7月1日から平成23年3月31日までの間、住民基本台帳カードの交付手数料、500円でございますが、この手数料を無料にしようとするものであります。

附則といたしまして、施行期日は平成20年7月1日から施行し、経過措置として、平成20年7月1日以後に申請を受理したのものから適用し、同日前のものは従前の例としております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○監査事務局長（城ノ下 剛） 議案第55号垂水市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

改正理由でございますが、昨年6月に成立しました地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、法において政令事項とされているもの、及び法の施行に伴い必要となるものの整備を行うものであります。

改正内容につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による健全化判断比率等の審査に関し、必要な事項を定めようとするものと、条例の不備による文言の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第52号から議案第55号までの議案4件についてはいずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第56号～議案第59号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第12、議案第56号から日程第15、議案第59号までの議案4件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第56号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第57号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第58号 新たに生じた土地の確認について

議案第59号 字の区域変更について

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○企画課長（迫田裕司）おはようございます。

議案第56号から議案第59号まで御説明いたします。

まず、議案第56号大野原辺地に係る総合整備計画の策定について御説明申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、大野原辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、議会の議決を求めようとするものでございます。

今回の市道整備計画は、市道高峠線の高峠公園駐車場から、現在休止となっております垂水市最終処分場方向に向けまして、幅員約6メートル、長さ1,700メートルにわたり舗装改良しようとするもので、事業費は5,090万円を予定しています。

市単独事業で一般財源となりますが、辺地債を全額充当し、償還時に80%交付税措置される

ものとなっております。

続きまして、議案第57号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について御説明申し上げます。

さきに平成19年6月18日付で垂企第109号をもって提出した内ノ野辺地に係る総合整備計画の内容を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第5項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

また、今回の変更は、市道整備計画の変更により全体事業費が1,300万円増額したため、県知事への申請が必要となったものでございます。

ここで、市道整備計画の変更内容について御説明いたします。

内ノ野集落付近においては、近年の集中豪雨により近隣の山腹が崩壊し、道路上に土砂が流出するようになったため、新設道路上に土砂が流出しないように、また新設道路が被災しないように、道路整備において土砂を流す大型の流路を施工する必要が生じました。そのため、平成19年度道路改良工事とあわせまして、内ノ野2号線から本城川までの流路工事を既に実施したところでございますが、この流路工事に費用を要したため平成20年度の事業費に変更を生じたものでございます。

なお、流路は、道路下のボックス工事17.4メートル、水路工51.3メートルとなっております。

続きまして、議案第58号新たに生じた土地の確認について及び議案第59号字の区域変更については関連がございますので、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第58号でございますが、垂水港、元垂水地区内の公有水面埋め立てに関する工事が平成20年3月11日竣功認可されましたので、新たに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

土地の面積は、2,412.49平方メートルでございます。

次に、議案第59号でございますが、先ほどの新たに生じた土地に関連する字の区域変更について、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

新たに生じた土地を大字田神字下福町とするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治）これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案4件については、いずれも総務文教委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第59号までの議案4件についてはいずれも総務文教委員会に付託することに決定しました。

△議案第60号上程

○議長（徳留邦治）日程第16、議案第60号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを議題とします。

説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志）議案第60号鹿児島県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少についてを御説明申し上げます。

提案理由といたしまして、特別地方公共団体であります広域連合を組織する団体に変更があった場合、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を経て関係市町村と協議する必要があります。

平成20年11月1日から大口市と伊佐郡菱刈町の市町村合併により伊佐市が設置されることに伴い、組織団体数が減少しますので、議会の議決を求めるものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前10時50分休憩

午前11時25分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（徳留邦治）日程第17、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分

6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、市議会議員区分に2人の欠員が生じたため、候補者受け付けの告示を行い、届け出を締め切ったところ、3人の候補者がいましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

[議場閉鎖]

○議長（徳留邦治）ただいまの出席議員数は16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に森正勝議員、持留良一議員及び宮迫泰倫議員の3人を指名します。

候補者名簿を配ります。

[候補者名簿配付]

○議長（徳留邦治）候補者名簿の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）配付漏れないと認めます。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○議長（徳留邦治）念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（徳留邦治）異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。

それでは、順次投票を願います。

[1番議員から順次投票]

| | | | |
|-----|------|----|----|
| 1番 | 感王寺 | 耕造 | 議員 |
| 2番 | 大 菌 | 藤幸 | 議員 |
| 3番 | 尾 脇 | 雅弥 | 議員 |
| 4番 | 堀 添 | 國尚 | 議員 |
| 5番 | 池之上 | 誠 | 議員 |
| 6番 | 田 平 | 輝也 | 議員 |
| 7番 | 北 方 | 貞明 | 議員 |
| 8番 | 池 山 | 節夫 | 議員 |
| 9番 | 森 | 正勝 | 議員 |
| 10番 | 持 留 | 良一 | 議員 |
| 11番 | 宮 迫 | 泰倫 | 議員 |
| 12番 | 川 尻 | 達志 | 議員 |
| 13番 | 葛 迫 | 猛 | 議員 |
| 14番 | 徳 留 | 邦治 | 議員 |
| 15番 | 篠 原 | 静則 | 議員 |
| 16番 | 川 畑 | 三郎 | 議員 |

○議長（徳留邦治）投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森正勝議員、持留良一議員及び宮迫泰倫議員は、開票の立ち会いをお願いします。

[開票・点検]

○議長（徳留邦治）選挙の結果を報告します。

投票総数 16票

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票のうち

上門 秀彦君 13票

新宮領 進君 0票

山下ひとみ君 3票

以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

[議場開鎖]

△議案第61号上程

○議長（徳留邦治）日程第18、議案第61号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明君）議案第61号平成20年度垂水一般会計補正予算（第1号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の3%給与カットによる減額及び人事異動による人件費の目ごとの組み替え並びに事業経費の追加に伴う経費を予算措置しようとするのが主な理由でございます。

今回、歳入歳出とも1億1,844万9,000円を増額しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は86億2,544万9,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから5ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページをごらんください。

急傾斜地崩壊対策事業の借入額を1,260万円から2,060万円に増額変更し、借入総額を8億1,930万円にしようとするものでございます。

13ページからの歳出事項明細は、人件費や事務経費の増減及び組み替えの説明は省略し、事

業費等の補正について説明いたします。

14ページの総務管理費のうち、企画費の旅費から使用料及び賃借料までのそれぞれの経費は、本市への移住交流を促進しようとする財団法人地域活性化センターからの支援事業経費でございます。

15ページのふるさと納税制度事業費は、制度の趣旨説明や協力依頼の広報、お礼状などに要する経費でございます。

18ページの社会福祉費のうち障害者福祉費の扶助費は、障害者の一般企業への就労を支援しようとするものでございます。

同ページの老人福祉費の報償費は、新たな敬老祝い金条例の制定により対象外になった方の支給を経過措置しようとするものでございます。

19ページの後期高齢者医療費は、当初予算段階では未確定だった経費を追加しようとするものでございます。

24ページの水産業費のうち水産業振興費は、養殖漁業における魚価の低迷、飼料の高騰等の事業不振からの回復と経営の安定化を図るため、新たな貸付金制度を設けようとするものでございます。貸付限度額は1億円、貸付利率は年2.5%以内、対象は両漁協でございますが、年度内の貸し付け及び返済が条件になります。

26ページの土木費のうち土木総務費の委託料と使用料及び賃借料は、建設残土処分場の管理・整地をシルバー人材センターに委託するために予算の組み替えをしようとするものでございます。

27ページから28ページの河川費、急傾斜地崩壊対策費は、県営事業で実施される中浜地区と横間地区に加え、新たに脇登地区が追加されたことに伴う負担金、並びに国土交通省が実施する中浜地区の同事業に伴う本市が負担する測量設計や用地買収等の経費を追加しようとするものでございます。

31ページの教育費のうち学校教育事務費は、

子どもの健康を育む食育推進事業に伴う経費でございますが、全額国からの委託金でございます。

33ページの社会教育費の青少年問題対策費は、和田英作にちなんだ事業として新たにジュニア絵画教室を開設しようとするものでございます。

34ページの公民館費の備品購入費は、コミュニティ助成事業により各地区公民館に放送器具一式を配備しようとするものでございます。

これらに対する歳入は、前に戻りますが、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、補正財源のほとんどにそれぞれの事務事業に伴う分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、寄附金、諸収入及び市債などの特定財源を充てられたこと、並びに職員の給与カットによる歳出削減などにより、一般財源持ち出しは100万円に抑制することができました。

なお、寄附金は、神戸市在住の末野芳治様からの市制施行50周年記念事業に、また株式会社財宝様より瀬戸口籐吉翁記念行進曲コンクールに賜ったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○議長（徳留邦治） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 ページ24ページの水産業の水産振興費について質疑をしたいと思います。

私たちも、養殖を取り巻く環境というのは非常に危惧しているし、なおかつやっぱり地場産業の基幹産業として非常に位置づけも高いし、なお一層のさまざまな努力が今、必要だというふうには思っています。

しかし、この問題について、この間一貫して損失補償についての違法性の問題、それとなおかつそれに対してどうしていくかということで若干の、この間議会でのやりとりの中で説明も

あったかというふうに思います。

そこで、私たち自身もそれ相応のさまざまな角度からこれに関しては努力をし、提案もしながら取り組んでいかなきゃならないというまず前提にしながら、2つのことをお聞きしたいと思うんですけども、1つは、この損失補償契約そのものなんですけれども、これはこの前、課長のほうから言われたとおり、横浜の裁判で違法性があるということであるいろいろ指摘もされていたということでしたけれども、この中でいわゆる財政援助制限に関する法律、これに関することだろうというふうに思うんですが、この中では、債務保証行為については制限があるけれども、損失補償には制限がないというような、こういう指摘もされているんですけども、今後、この損失補償そのものを、契約そのものをどのように考えていこうとされているのか、これを機にやはりさまざまな考えも出てくるんじゃないかなというふうに思います。

もう1つは、そういう中で今回、振興貸付金という形で出てきたわけですけども、この損失補償契約の中で、やっぱり議会の議論のあり方、そしてまた監査の仕方など含めて、いろいろこの問題を契機に第三セクターとか法人、その他会社に対する損失補償のあり方というのをいろいろ議論がされているんですけども、私たちはそういう点では改めてやはり議会の議論のあり方を、本当に真剣にこの問題を考えていかなければならないというふうに思います。

そのことは、御存じのとおり、財政健全化法等の関係で普通会計に対するさまざまな影響ということもいろいろ考えなきゃならないし、一方では水産振興ということも考えていかなきゃならないというふうに思うんですが、そういう中で内的、外的さまざまな要因もあって、今日あるというふうに思うんですが、ここだけの特徴もあるというふうに思います。

そういう中、私たちが今やっぱりこの問題に

対してきちっと議論しておくべきは、何が問題なのか、何をそのことによって解決していけばこの振興策を図っていくのか、そのことによってこの振興資金というのがきちっとそういう部分について担保、保証していくよというふうになるという、本当にそのところがどうなのか、やっぱりそのあたりの情報開示、もしくは監査委員なんかの事後事前のそれらの意見も踏まえて、やっぱり私たちはしっかり議論していく必要があるというふうに思うんですが、その点について水産課長と及び監査事務局長にちょっとお聞きをしたいというふうに思います。

○監査事務局長（城ノ下 剛） 今、議員さん御指摘の件ですが、振興資金等につきましては、年度内で貸し付け、年度内償還ということで、財政健全化法に関するその指標には出てこないというふうに解釈しております。

以上です。

○水産課長（塚田光春） 損失補償のことにつきましては、先般の議会で財政健全化法の関係で横浜地裁の例で、とにかくそういった判決が出た以上は今後、損失補償についてはできないということを述べさせていただきました。

しかし、今現在、この養殖業を取り巻く環境につきましては、魚価の低迷、それからえさや燃油価格の高騰等により大変厳しい状況があるわけでございます。そして漁協のカンパチの養殖におきましても、販売価格の伸びも余りない中で、えさや飼料の高騰などによる生産原価の上昇、それから過去3年間の採算割れの状態が続いており、漁家経営を圧迫するとともに、漁協の事業未収金が急激に増加してきております。

しかしながら、生産量日本一を誇るカンパチの養殖は、市の水産業の中でも重要な位置を占めており、漁協としましても、県漁連等の支援の体制のもと何とかして自助努力して立て直しを図っていきたいと考えているところでございます。

養殖漁業の経営の安定化を図るためにも、まずは垂水カンパチの「海の桜勘」の周年出荷体制を維持していくことが最大の課題であり、毎年春先にカンパチの稚魚を導入しなければなりません。この稚魚の仕入れ先への支払い時期が7月から8月に集中しております。この時期に資金不足を生じるわけでございます。

稚魚の購入に必要な資金の一部として今回、損失補償ができなくなった今、市のほうの水産振興資金を貸し付け、養殖漁業を支援していこうとするものでございます。

以上で終わります。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○持留良一議員 ちょっと財政課長にそのことを踏まえてお聞きをします。

先ほどの中でちょっと質問したかったんですけども、そうすると、ここに対する今後制約、先ほど言われました、根本的にはだめだというふうには今のところでは考えていらっしゃるし、制約を含めて検討するということですが、そういう方向性の中で今回の貸付金というのも1つの対策という形で出てきたらというふうに思うんですね。

1つはやっぱり、そのことで今後こういう形での損失補償のあり方というのをどのように検討されているのか。当然、これにおいて、先ほど監査委員から言われたとおり、健全化法との関係でも損失補償を続けていくとさまざまな一般会計への影響というのはぬぐい切れないと、そうやってきたときに今度の判決、また今度の垂水のこういう補正との関係でこの方向性というのをどんなふうに今後考えていかれるのかです。きちっと私は対応というか、考え方は整理していく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、水産振興、確かに今の現状の中ではそれが対策だということなんです。しかし、

この間損失補償も含めていろんなことをやってきたという経過があります。しかし、私たちはその状況の中で、どこまで何が回復し、そして何が課題なのか、いわゆる外的要因は私たちにもわかりました。内的要因の中で何が問題なのか、そしてなおかつ立ち入れない部分もあろうかと思えますけれども、その中で私たち自身が、例えば政策的にこういうことが求められているんだとか、やはりそういうことも含めてこの問題というのをやっていかないと、この問題についてはもう十数年さまざまな形で支援をしてきているというふうに思います。そうしちゃうと、やっぱり構造的な問題なのか、そういう意味では生産調整も含めたそういう内部努力のまだまだ課題があるというふうに見ていらっしゃるのか、そういう意味ではやっぱり資金というのをつくって対応していく、そしてきちっとそのあたりの支援をしていくというふうになったという過程での議論なのか、そのあたりをちょっともう一度、釈然としない部分がありますので、質疑したいと思えます。

○財政課長（岩元 明） 損失補償の今後の方向性をはっきりさせよという御質問でございました。

損失補償はこれまでも長い間行われてまいりまして、養殖漁業の経営の安定化あるいは養殖漁業の振興という大きな役割を果たしてきたというふうに感じております。これを続けたいというのは、一方ではそういう気持ちはもちろん持っておりますけれども、事財政の観点から申し上げますと、先ほど水産課長が言いましたように、まず損失補償と債務保証はどう違うのかと、債務保証はもうはっきりできないというふうになっているわけです。損失補償だからできるというふうに、各自治体そういうふうに解釈してきたわけでございまして、ここが非常にあいまいなところだったんです、実は。

ところが、昨年の横浜地方裁判所で市民オン

ブズマンから、第三セクターに対する損失補償は違法ではないかという提訴がなされまして、はっきりと横浜地裁では、それは損失補償も債務保証も全く中身は変わらないじゃないかという判決が出されました。そういったことで、法的にも非常に難しくなってきたというのは先ほど水産課長が説明したとおりでございます。

また一方、財政健全化法が制定されまして、財政健全化法の中で、これまでも何度か申し上げてきましたように4つの新たな指標が提示されております。何度も申し上げておりますように、一般会計の赤字比率、それから全会計を含めた赤字比率、それから実質公債費比率、それから新たに加えられましたのが、将来負担比率というのがございます。

この4つの指標のうち1つでも抵触すると、財政健全化計画の策定を義務づけられるわけでございますけれども、その中で一番抵触しそうなのが、この損失補償があれば将来負担比率というのに恐らく100%取り込まれていくだろうと。どうしても財政健全化の観点からも、損失補償というのはどうしてもネックになってくるだろうと。

今まで議決いただいております損失補償が、垂水漁協の分が22年10月まで、それから牛根漁協の分が23年3月まででなっております。これは、ここまでは継続しなければならないだろうと、一応議決をいただいておりますので、ならないだろうと。その後、更新はしないという方針を出さざるを得ないと思っております。

ですから、今回新たな貸し付け制度が設けられましたのは、垂水漁協から前倒しで更新してくれという要望がございましたので、前倒しで更新することはもうできないと、ましてや前倒しもできないと、そのかわり新たな貸し付け制度を検討しようかということで、市長の御裁断によるものでございました。ですから、損失補償の方向性は、期限が切れましたら更新はしな

いということになると思っております。

○市長（水迫順一） 両課長から話がありましたが、ちょっと背景だけを申し上げますと、もう御存じのように大変魚価が低迷して6年になります。この3年間というのが特に厳しい状況でございますし、現在に至っては、本当にもうこのままじゃつぶれるよというところが相当数ございます。そういう背景は、やはり魚価の低迷が1つ。そしてここへ来まして、化石燃料の高騰による燃費、それから飼料代の高騰、それともう1つ加えますと、えさとして来おったサンマとかイワシが中国へ流れて、中国の魚の食料として需要が高まっております。

それとまた、そういうこと等が背景にある中で、今、両漁協とも必死に努力はしていただいております。漁連も本当に親身になって再建計画を立てたり、いろんな形での支援を検討しておりますし、当然、国にも、本当に畜産に対する化石燃料の高騰による緊急支援というものを漁業者にも求めたいというお願いもしているわけでございます。

ただ、私は、漁協の組合とかその辺でよく申し上げるのは、世界的に魚食ブームがブームになってきました。そうすると、魚だけを取り上げますと、前にも言ったかもわかりませんが、自給率50%なんですね。そうするとこのこと自体も問題がありますし、そういうことで世界的に魚がだんだん国外でかなり逼迫してきているという状況があれば、必ず輸入の魚は減ってくるだろうと、買い負けもしております。そういうようなことを考えますと、将来は安定して安心な魚を提供するには、これ養殖業にかなうものはないというふうに思っておりますし、将来はそういう意味では非常に明るいんだよというように申し上げます。

こういうような将来の背景等も考えながら、今、厳しい現状を何とか打破したく、垂水市も水産課に振興係を置いて必死にいろんな取り組

みに協力をしているところです。漁連にもお願いしたい、国にもお願いしたい、この急場をしごきたいという思いで一生懸命取り組んでおります。

だから、この新たな債務については、畜産振興資金というのもございます。これは1年間で3月にはびしと返していただかなければなりません。その方式を今回もとりたいという思いで、少しでも、さっきありましたように、えさ代とかそういうのに少しでも回せられて、そしてまた一方では国際化が進んでおりますから、足腰の強い漁業を目指さなければいけません。そういう体制が魚価のほうにも求められるというふうに思います。

○議長（徳留邦治） ほかに質疑はありませんか。

○川尻達志議員 この水産振興費のところなんですが、もともと前の制度ができたのは元年債でできたはずなんです。それが期限を切らずにしたから深みにはまった業者もおるような気がします。やはりこういった制度というのはどっかでかけじめをつけていかないといけない。自立できない事業は必ず滅びるんだよ。自立の助けならいいけれども、自立の助けというのは期限を切るべきだと思うんですが、今回のこのことについて、そこら辺についてどのような議論をされたのか。

○市長（水迫順一） 今、議員おっしゃるように、平成元年からずっと続けてきておるんですね、たしか6回目になると思うんですが、更新をして。このことはおっしゃる部分がよく理解できます。その間に、両漁協ありますけど、牛根漁協は今、団体数が20ぐらいなんですね。垂水のほうは70ぐらいあって、非常に牛根のほうはそう逼迫していないと、申し出がそうないんですね。そうしたら、あすこももともと70ぐらいあって、それで足腰の強い人たちが20ぐらい残ったと、そういうような努力をしておられます。

そして今回垂水漁協も、これではグローバル化の対応にできない、あるいは漁業環境のこういう現状に、厳しい現状に耐えられないということで、今もう本当にやめてほしいという人たちの選択をしておられます。もう数件やめていただくというようなところも出たように聞いておりますが、やはり漁協全体の足を引っ張るようなことでは、非常にこれから先も問題があるだろうというふうに思いますので、そういう漁協内の自助努力、このこともあわせてお願いをしていきたいと思えます。

おっしゃるように、今まで、何か困ったらまた何かあるだろうと、支援があるだろうというような感覚がもしあったとすれば、これはやはりその辺は今後考えていかなければいけないというふうに思います。

○議長（徳留邦治）ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。（「議長、ちょっと済みません」と呼ぶ者あり）

○副市長（水迫恒美）今の市長が答弁しました振興資金の関係を一部訂正をさせていただきたいと思えます。

畜産振興資金は平成19年度でやっております。今現在あるのは林業振興資金でございますが、この漁協の関係も同じような性格なものを受けとめていただきたいと思います。

そういったことで、市長は畜産振興資金だけ申しましたが、現在は林業振興資金があるということで、そのように訂正させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（徳留邦治）お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第61号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第62号～議案第64号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第19、議案第62号から日程第21、議案第64号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第62号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第64号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（徳留邦治）説明を求めます。

○市民課長（三浦敬志）議案第62号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の主な理由でございますが、本議会に提案しております国保税の医療分の税率改正に伴う現段階での国保税の不足分の補正、また、県国保連合会、社会保険診療報酬支払基金等からの本年度の年間所要額の通知に基づき、今後の年間推計を行った結果、共同事業拠出金が余ることが予想されることから、これらの整理を行うため2,200万円の減額を補正しようとするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書により御説明いたします。

なお、金額はお示ししてありますので読み上げないことを御了承願います。

7ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

2款保険給付費、2項高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費は、平成19年度後半か

ら医療費の増が続いており、平成20年1月から3月までには予想を超える高額の増加があったため、今後の医療費を勘案し、増額補正するものであります。

5款1項1目の老人保健医療費拠出金の増額補正は、社会保険診療報酬支払基金から負担額の通知がありましたので、通知額に沿って補正をいたしております。

8ページであります。

7款1項の共同事業拠出金のうち、1目の高額医療費拠出金、それに3目の保険財政共同安定化事業拠出金の補正につきましては、県国保連合会から本年度の年間概算所要額の通知があり、その通知に基づき補正をするものであります。

8款2項1目の特定健康診査等事業費の増額補正額は、今後の所要額を勘案し、補正しようとするものであります。

これらに対する歳入であります。5ページをお開きください。

1款1項の国民健康保険税の1目の一般被保険者国民健康保険税、それに2目の退職被保険者国民健康保険税の補正は、国保税の医療分の税率改正に伴い、減額補正しようとするものであります。

9款1項の共同事業交付金の2目の保険財政共同安定化事業交付金の補正は、県の国保連合会から歳出の拠出金の年間概算所要額が示されたことに伴い、それに見合う額の歳入を減額補正しております。

6ページであります。

11款の繰入金、1項1目の基金繰入金、それに12款1項の繰越金の2目のその他繰越金で国保税の歳入減分の財源を補てんし、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額は、それぞれ27億2,610万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよ

ろしくお願い申し上げます。

○水道課長（迫田義明）議案第63号平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、平成20年度4月定期人事異動の実施に伴い、補正が必要になったものでございます。

1ページでございますが、第2条中にあります第3条の収益的収入及び支出について補正を行っております。

補正内容は、営業費用を1,239万円減額いたしまして、総額を2億1,820万4,000円とするものでございます。

次に、第3条中の第4条の資本的収入及び支出であります。資本的収入が資本的支出に対する不足については、不足分をお示ししている資金で補てんすることとしており、資本的収入及び支出について補正を行っております。

補正内容は、建設改良費を9万1,000円減額いたしまして、総額を6億5,689万2,000円とするものでございます。

引き続きまして、議案第64号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、平成20年度4月定期人事異動の実施に伴い補正が必要になったものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出それぞれ150万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3,147万9,000円とするものです。

歳出から御説明申し上げます。

3ページでございますが、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費でございますが、給料と職員手当等と共済費を減額しようとするものでございます。

これに対応します歳入でございますが、歳出と同じ理由により、一般会計からの繰入金を歳出と同額の150万1,000円減額補正することによ

りまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治）ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいまの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、議案第62号から議案第64号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第10号上程

○議長（徳留邦治）日程第22、陳情第10号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択要請についてを議題とします。

お諮りします。

陳情第10号を産業厚生委員会に付託の上、審査したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は産業厚生委員会に付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治）明6日から15日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、16日及び17日の午前9時30分から開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、9日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これにて散会します。

午後0時14分散会

平成 20 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 平成 20 年 6 月 16 日

本会議第2号(6月16日)(月曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | 葛 迫 猛 |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 水 迫 恒 美 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 川 畑 信 一 |
| 企 画 課 長 | 迫 田 裕 司 | 会 計 課 長 | 安 藤 章 |
| 財 政 課 長 | 岩 元 明 | 水 道 課 長 | 迫 田 義 明 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 城ノ下 剛 |
| 市 民 課 長 | 三 浦 敬 志 | 消 防 長 | 町 田 昭 典 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 島 児 典 生 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 村 山 満 寛 | 教委総務課長 | 北 迫 睦 男 |
| 生活環境課長 | 太 崎 勤 | 学校教育課長 | 押 川 和 成 |
| 農 林 課 長 | 山 口 親 志 | 社会教育課長 | 橋 口 正 徳 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 磯 脇 正 道 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成20年 6月16日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（徳留邦治）日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いいたします。

なお、本日の質問時間は、答弁時間を含めて1時間以内とします。

また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大菌藤幸議員の質問を許可します。

[大菌藤幸議員登壇]

○大菌藤幸議員 おはようございます。

梅雨も中盤に入りまして、我が垂水市では過去のような大きな災害がないことを祈っておるところでございます。

議長に質問の許可をいただいておりますので、早速質問に入りたいと思います。

今回は、「公務員とは」、このことをテーマにしてみたいと思います。

さて、公務員制度の成立、生々発展並びに沿革の説明がなされている文献によりますと、「一元的権力による君主国家としての絶対制が形成されたとき、これを支える重要な統治手段として官吏制度が確立されました。しかし、議会には、その意思を代表している市民階級は絶対権

力との政治抗争の末、市民革命を成就させ、絶対制を駆逐させ、その結果、従来の特権的官僚集団を排除し、官吏を改めて、市民の侍僕たらしめることに成功したのである。ここに公務員制の成立の端緒が築かれたとすることができる。その後、昭和22年地方自治法が施行、昭和25年地方公務員法が制定され、現在に至っている」と記されております。

ここまで地方公務員制度の生い立ちを述べさせていただきましたが、我が垂水市の職員の公僕としての意識はということについて少し述べさせていただきます。

最近、市民との雑談の中で「市の職員の資質が向上しているようだ」という話をよく耳にいたします。どのような点でと問いますと、市民課受付の対応が非常によくなった。また、休日を利用してマイロード等の清掃をしている職員がいらっしゃる。国道の歩道緑地帯に、ある課長が花を植えていらっしゃる。すばらしい褒め言葉を市民からいただいております。市民こぞって称賛すべきことだと思っております。私は、「職員の方々も垂水市の美化に協調され、市民のために少しでも役に立てればという協働の意識を持って、休日を利用して活動していらっしゃるのです」と答えております。

さて、本題に入りますが、去る3月27日木曜日夕方7時ごろ、浜平において竜巻が発生いたしました。前日26日、夕方のテレビ番組で竜巻の発生メカニズムを放送しておりまして、特に大洋の沿岸部に多発しているとの説明があり、垂水市は錦江湾に面しているから心配はないと感じました。しかし、翌日、竜巻発生の実態を突きつけられたときに、前日の認識は吹き飛んでしまいました。

翌28日金曜日、先輩議員にお供いたしまして現地に参りました。副市長並びに各関係課長が現地で対応に追われていらっしゃいました。午後には市長がマスコミと同行され、被害の調査、

報告をされていまして。この時点で、翌日土曜日曇り、翌々日日曜日雨の予報、被災者の心労は天気予報でピークに達したと思われま

す。被害の状況は、母屋の屋根、倉庫などさまざままでございました。上野台地の農地も相当な被害をこうむっておりました。ただ、人的被害がなかったことが何よりの救いでしょう。被災者の方々は自助努力、共助を得て復旧に懸命でございました。雨の予報に家財道具を、量をぬらすまいと当然のことです。

さて、共助の方々の中に役所の職員を数名見かけました。スポーツ少年団の指導をされている職員の家屋、祖母の家屋が被害を受けておりました。応援に駆けつけられた数名の職員は共助の意味を十分理解されているのだと感じました。

被災者からは、屋根を覆うシートもしくは土のう袋等が必要だとさまざまな要望が寄せられていました。この要望に数名の職員は役所に連絡をとられ、対応されていまして。ただ、この被害のあった現場になぜ被災住民の要望を受け付ける公の立場での職員を配置なされなかったのか、それともできなかったのか。

同じような事例で4月8日、中俣のお寺、住居を全焼するという火事が発生しております。このときは地域の役所職員が真っ先に駆けつけられ、人命の安否、住人の仮住まい等対応に追われていらっしゃいました。その後、ボランティアでの撤去作業が始まりましたが、この職員のほか2名の職員が応援に駆けつけていただきました。まさに地域担当職員制度のはしりだなと感じました。この制度は3月議会で説明をいただいておりますが、再度要旨を御説明願います。

これで、1回目の質問を終わりたいと思います。

○市民相談サービス課長（島兎典生）現在実施している地域担当職員制度について、5月14

日水曜日、公民館連絡協議会で説明しました内容をもとに説明いたします。

今回、地域担当職員制度の背景といった理由は、市職員が地域の行事及び会合にもっと積極的に参加していただきたいといった要望があり、市職員間でいろいろ検討を重ねた結果、各地域においては、多くの市職員が積極的に行事や会合に参加し活動している地域もあり、そのような意見はごく一部ではないかという見解を見たところです。しかし、今後は市職員全員が気軽に参加できるような雰囲気をつくっていかうということで、地域担当職員制度を発足させました。

この制度の考え方は、まず地域を区切り、その地域に職員が地域の担当者として行政の立場から地域にかかわり合っていこうということです。今年度はまず公民館単位で区切り、かかわり合っていこうと考えました。また、各公民館では独自の活動をなされているので、全職員が皆一様に行動するということできませんから、その公民館活動に合った活動を職員のボランティアという形で行っていきます。

また、地域の区分については、9地区に分けて全職員を配置しましたが、垂水については広いのでさらに7区に細分化しました。この7区については、垂水校区の運動会の色分けで分けたほうが良いという市職員の意見のもと分けました。

当日、公民館の館長、主事さんには、その地域のリーダーとサブリーダーの名前と職員の数をお示ししました。また、職員数は各地区在住の職員数ではなく、その地域の出身者も含まれております。

市職員の仕事と役割ですが、あくまでも地域のサポートですので、館長さんや主事さんの代理や校区の役員を行うというものではありません。公民館からの要請を待つ活動ということになります。ですから、地域が主体的、優

先に活動を展開することが優先されます。

また、役割として、まず第1に、市からの情報提供を行います。この情報提供ですが、全職員がすべてにおいて市役所内のことを知っているわけではございませんので、知り得る範囲の情報しか話せないと思います。今後、リーダーやサブリーダーについては、市役所で逐次研修会を開き、各課の情報について勉強していただくように計画しております。

2番目に、まちづくりへの提言やアイデアなどを市の政策に生かすよう努める。これは、市への要望や提案を各課へ伝え、回答をまた公民館へお知らせするということです。

3番目は、生活に密着した地域の課題について、地域の皆さんとともに解決するための話し合いに参加するということです。

4番目に、地域の運営及び活動への参加や支援を行います。会合にはリーダーか代理の人が参加しますが、行事やボランティア活動にはできる限りたくさんの職員が参加しましょうという取り決めをいたしております。

とりあえずこのような形でスタートしてみました。この制度はあくまでも公民館活動についてのサポートです。館長さんや主事さんたちの要請があり、初めて市職員は行動するということですので、公民館と協働で活動するようお願いしました。また、今回が初めてですので、ボランティアではありますが、できる限り行事に参加するよう話し合っております。

なお、平日は公務がありますので、公務を最優先いたします。よって、土曜日、日曜日または夜の会合に限ります。

今後の計画ですが、3カ月か4カ月後にはリーダー、サブリーダーに集ってもらい、今後の取り組みの方法について検討してもらい、よりよい仕組みをつくり上げていきたいと考えます。

以上です。

○副市長（水迫恒美）私のほうから、地域担

当職員制度についての少し補足と、それと3月27日の竜巻被害に係るそういった災害時の職員の対応についてお答えを申し上げたいと思います。

地域担当職員制度については、市政運営の3つの視点、改革、協働、前進の中の協働で地域担当職員を配置しまして、市民とともに地域の振興に向けて取り組んでまいりたいと掲げております。

いわゆる地方公務員は、地域で生きる一員として住民とともに地域の問題を語り合い、考え、解決に向けて努力する人間であることが望まれているという、こういう公務員制度改革のこともうたわれております。

地域担当職員制度の要旨につきましては、今、課長が申したとおりでございますが、初めてのこともございまして、地域ごとの組織で行うこととなったことから、地域の公民館と協力体制をとりながら、その地域の独自性に任せて行うものでございます。まずは、これまで以上に地域に溶け込み、地域住民と連帯感を持ち、それぞれの地域の将来の展望をお互いに共有する、そういったことだと思えます。そういったことから、第一歩としまして、地域のボランティア活動、地域の行事にこれまで以上に積極的に関与していくものでございます。いわゆる公民館活動として機能していくものでございます。

今回の災害の対応についての職員のかかわりでございますが、災害に対する職員がいなかったというようなことでございますが、こういった災害につきましては、いわゆる基本的には災害の予防あるいは応急・復旧対策等につきましては、地域防災計画に基づき対応することといたしております。今回の竜巻被害の対応につきましても、発生直後に現地対策本部を設置し、災害対策要員を配置したところでございます。要するに、災害につきましては行政職員として課せられた職責を行うと、こういったものでご

ざいます。

少し今回の竜巻災害の対応につきまして申し上げますと、現地で振興会長よりすぐ、集落道に飛散物が散乱していると、周辺は停電のために暗く危険であるので明かりがほしいと、こういった要望を受けまして、土木課職員7名がタイヤショベル等で道路飛散物の片づけ、そして消防のライトボーイを手配したところでございます。

次の対策としましては、被害状況を迅速かつ正確に把握して対策を講じる必要から、翌朝の28日でございますが、6時過ぎには災害調査を行っております。通常の災害調査でございますと、その錦町の調査につきましては災害の調査員1人が行っておりますけれども、今回は企画課長初め、3人の職員が、消防、警察と合同で被害のあった家屋を一軒一軒訪問しまして、住民に直接話を聞き、被害箇所を確認しながら調査、写真を撮っております。9時ごろまでかかっております。

こういったことから、現地からの報告並びに直接現場に行つての対応をいたしました。今回の災害、特徴的なのは、通常のこういった対応であれば飛散物の処理あるいは住宅の確保、見回り等が主になりますが、個人の財産、これに係るものについては、ほかの市町村等ではそれぞれの個人の対応をしておりますけれども、今回は高齢の方々等が倒壊した倉庫を自力で片づけるのは非常に難しいとこういったことから、市のほうでは業者に依頼しまして対応をしております。そして、業者に職員がそういった処分指示を行いまして、道路の清掃を含め、土木課職員15名が28日は対応いたしております。

こうしたことから、災害の復旧等につきましては、土木課を中心に総務、企画、消防、農林、福祉、生活環境課等が中心になって対応いたしております。振興会長には、要望があればすぐ対応できる体制はできているので連絡をいただ

きたいと、こういったことも話しておりました。

また、復旧に当たりましては、終原の消防団あるいは社会福祉協議会からボランティアの相談もございましたけれども、重機等が使われるのでちょっと危ないのではないかというようなこともございまして、地域あるいはサッカースポーツ少年団の育成の方々への対応でできるのではないかということで、社協等のボランティアを見送った経緯がございます。この中で、市とか社会福祉協議会からはシートあるいは土のうを配布いたしているところでございます。

また、今回の災害復旧に当たりまして地元とも協議をいたしました。市が早急な対応をしてくれたという意見が多く出ておりました。また、当地域に住む職員も一生懸命頑張ってくれたとお褒めの言葉もいただいているところでございます。

しかし、今後とも、防災ボランティア活動支援のための環境整備を図っていかなくてはなりません。特に連携体制の整備が必要でございます。平常時からボランティアに関する窓口を定め、それらの団体の活動実態を把握しておき、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう連携体制の整備に今後も努めていきたいと思っております。特に、社会福祉協議会のほうにボランティア等の登録がございますが、こういった協議会との連携もさらに密にして対応していきたいと、そういったことを思っているところでございます。

以上でございます。

○大園藤幸議員 今、地域担当職員制度の要旨を課長から説明をいただきましたけれども、副市長からはいろんな面で対策を講じてあったというお答えをいただきました。

この制度の職員への今後の周知徹底、これは、制度そのものがボランティアという要素がございますので、一足飛びに100%の効力を発揮することは難しいのではないかと、一歩ずつ前進をし

てほしいと思います。その上で、現在、住民説明会等が今後行われると思いますけれども、住民の誤解を招かない説明、例えば、税金さえ払ってればあとのことは役所がやるべきだというような意見も聞きます。例えば、市道集落道脇の除草、側溝掃除等はこれは役所がやるべきだと。しかし、この制度の説明において、ボランティアという要素を飛び越えて、ほかのことは役所がやるべきだというふうに導いてはならない。そして、この制度が絵にかいたもちにならないように啓蒙をしていただきたい。

次に、この制度は全国でも余り例を見ない制度だと思いますが、きのう菱刈町長が防災のシンポジウムでお話をされていらっしゃいましたが、菱刈はやっていらっしゃるんだなというふうに感じました。この制度が、垂水市職員が模範となり、その先駆者となれるように頑張っていかなければならないと思います。この制度を成功裏におさめるために全職員の懸命な御理解を賜りたいと思います。

以上をもって私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）次に、13番葛迫猛議員の質問を許可します。

[葛迫 猛議員登壇]

○葛迫 猛議員 おはようございます。

ことしも大雨や台風を心配する時期になってまいりました。5月にはミャンマーのサイクロンや中国四川省の大地震など、大災害が発生いたしております。一昨日は東北地方で大きな地震がございました。またその前日には青森で竜巻被害が発生いたしております。垂水市におきましても、3月に竜巻というこれまで思いもしなかった災害が発生いたしております。今後はこのような災害が起こらないよう願うばかりでございます。

それでは、質問に入りますので、市長並びに

関係課長の御答弁よろしくお願いいたします。

まず最初に、3月発生の竜巻被害について質問いたします。

3月27日、浜平錦町地区において竜巻が発生し、家屋やビニールハウス等の農業施設、農作物に大きな被害をもたらしました。しかし、突然の災害にもかかわらず人的被害がなかったのは不幸中の幸いであったと思います。

夜7時過ぎの発生時間ではございましたが、市長、副市長初め、消防や市職員の皆さんがすぐ現場に駆けつけていただきまして、被害状況の把握など素早い対応をとっていただきました。このような姿を見ますと、市民にとっては本当に心強いものがございます。ありがとうございます。

この竜巻被害について、家屋やビニールハウス等の農業施設、また農作物の被害はどのぐらいだったのか伺います。

その後、4月中旬に、被害を受けられた方々からの意見、要望等を聞くための会合が開かれたと聞いておりますが、どのような要望等があったのか。また、それらの要望等について、市としての対応はどうだったのか伺います。

次に、俣江川の改修についてですが、昨年の9月議会において、俣江川の改修について質問いたしました。

その中で、河川の災害防止についてはさまざまな角度で検討したが、効果面などまだまだ検討の余地があるという答弁でございました。分水や貯水池をつくるとなれば簡単にできるものではありません。長期的な計画を立てて改修に取り組んでいただきたいとお願いしましたが、昨年の9月以降、俣江川の改修について何らかの検討がなされたのか伺います。

次に、垂水市ふるさと応援基金についてでございますが、都市と地方の税収格差を是正するための方策として、ことしから、ふるさと納税制度が始まりました。財政の厳しい地方にとっ

ては大変ありがたい制度でございます。

県も、ふるさと納税確保については各方面に積極的にお願いに行くと知事を先頭に強い意欲を示しておられます。寄附をいただく場合に、寄附先の市町村が特定されている場合とそうでない場合、分配される割合がかなり違ってくるものと思います。

1人でも多くの方々に垂水市に寄附をいただくためにどのような活動をされているのか。また、今後どのような計画をなされているのか伺いまして、1回目の質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） おはようございます。

3月27日午後7時過ぎに発生しました竜巻の家屋被害につきましてお答えいたします。

錦町振興会の家屋におきまして、かわらの飛散、窓ガラス・外壁の破損、倉庫の倒壊などの大きな被害が出ております。市営住宅、教職員住宅を含めましての住家被害は、半壊2棟、一部破損19棟、倉庫などの非住家被害は、全壊7棟、一部破損9棟となっております。

なお、家屋の被害金額につきましては、被害が発生した場合、他の市町村も同様ですが、市の技術職員はほとんど復旧作業に取りかかり、一般事務職員が調査するため算出できず、また、県への報告義務も必要ないことから計上しておりません。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 葛迫議員の質問にお答えいたします。

まず、農業施設、農作物被害であります。施設被災農家が19戸で、うち全壊が11戸、一部被災が8戸で、被害額5,399万1,000円です。農作物被害は、インゲン、メロン等で3,259万8,000円です。施設農作物の合計被害額は8,658万9,000円であります。

今回の竜巻災害の対応については、限られた地域・農家戸数であったことから、まずは被害調査を行う段階で一对一の心のケアを最重点に

いたしました。また、早急に財政課と協議いたしまして、被害を受けたビニール等の回収については、回収場所を決めまして市で対応いたしました。鉄骨等は各農家の判断で処分していただきました。

竜巻が起きてからの被災農家の方々は、地域の住民の協力でのビニールの回収、農家自身によるトンネルハウスの設置、農作物の収穫作業等を行っておられました。この間、市長は知事に対応の要請をし、当然のことですが、職員は農家との対応を一生懸命いたしました。

作業が落ち着いてから、4月17日に19戸の農家に声をかけまして座談会を実施し、意見をお聞きしました。参加者は8名で、税務課の協力をいただきまして、税の軽減等の説明をし、農林課からは復旧のための制度資金の説明等を行い、農家からの要望をお聞きしました。

農家からの要望としましては、8名のうち、大型ハウスの再構築希望者が認定農家の3名、それからトンネルハウスでの再構築希望者が4名、1名は再構築希望じゃなくて露地栽培での希望でありました。

農家の一番の要望は、電気、用水がある同じ被災場所での再構築でありました。農家の要望を持ちまして早々4月18日に県と協議を行い、県より3分の1事業の県単事業、農業・農村活性化推進施設等整備事業や場所を変えての降灰対策事業等の事業の検討を提示してもらいました。ただし、希望がありましたトンネルハウスは補助事業の対象ではありませんでした。

以上のことを踏まえ、垂水市の今後の農業振興を含め、農林課で十分検討を行いました。5月12日に2回目の農家座談会を実施し、平成17年、18年度の災害時の農業施設復旧の対応と市の降灰事業の今後の推進、県の事業対応等について、被災農家に十分に説明をいたしました。市の対応、県の対応については、農家の方々からは理解していただいたと思っております。結

果的には、資金対応、県単事業等の導入後の補助残額が農業経営を圧迫するため、被災農家の皆様の再構築はできませんでした。

今後も、農家より要望がありましたハウスの減価償却等を考慮した共済制度の充実、同じ場所への降灰対策事業等の導入等を引き続き要望を行っていき、被災を受けられた農家の資金等と営農の相談を行ってまいりたいと思います。

続きまして、2番目の浜平俣江川改修についてであります。9月以降の対応についてでした。

昨年度より、地域の振興会から要望に対しまして、俣江川にかかる橋の撤去を1カ所、のり面保護を1カ所行いました。その後の検討としましては、平成19年度終了の県営シラス対策事業で分水の検討を行い、農林課で俣江川の上流の砂防の検討、それから指摘のありました台地の遊休地への貯水池設置による分水の検討は行ってまいりましたが、条件的に、それから財政的に非常に厳しい状況ではあります。

以上で終わります。

○土木課長（川畑信一） 俣江川の対策について。

土木課では、昨年俣江川のはんらんの後、はんらんした水を受け、川下へ流す800角の暗渠を設置いたしております。今後はその効果を見ていきたいと思っております。

また、今後の対策として考えられますことは、俣江川には個人宅への通路となります橋がかけられてありますが、このうち4つの橋が橋げた等により川の有効断面を小さくしております。この橋げたを道路面まで上げることにより、川の有効断面を回復することができます。この部分は大潮等の満潮時にも影響されない部分でありますから、大変有効な改良になると考えます。

しかし、この改良にはかけかえの工事期間中、住民の方には大変不自由をおかけすることになります。住民の理解が得られるならば、橋のか

けかえを実施してまいりたいと考えております。

○総務課長（今井文弘） おはようございます。

垂水市ふるさと応援基金についてお答えいたします。

寄附金を集めるための取り組みについての御質問ですが、現在、鹿児島県外にお住まいの方々に、ふるさと納税制度の説明と垂水市への寄附のお願いの準備を進めているところで、これから市役所職員の紹介先や関東垂水会など、ふるさと会を通じて呼びかけていく計画であります。

また、より多くの方に呼びかけるために、「市報たるみず6月号」通常版に、市民の皆様から呼びかけ先を紹介していただくために、制度の内容についてなどふるさと納税制度の特集記事を掲載し、そして料金受取人払いで紹介者カードを折り込んだところであります。

今後の取り組みであります。県と市町村が一体となって郷土鹿児島への寄附金を募集するための組織、かごしま応援寄附金募集推進協議会が設立されましたので、当該協議会が作成するパンフレットと本市独自のパンフレットを先ほどの紹介先に送付して、寄附者を募っていく計画であります。

今回上程した垂水市ふるさと応援基金条例は、寄附者がみずからの寄附金を財源として実施する事業分野をあらかじめ指定できること、また基金の運用状況の公表や事業の実施状況等を寄附者に報告することを規定していることから、寄附の動機づけとして有効であると考えております。また、県外にあるふるさと会へ直接出向いて、制度紹介と協力をお願いしていきたいと考えております。

去る5月25日に開催されました第35回関東垂水会には、新たに配置しました担当職員を出席させ、資料を配布の上、PR、協力依頼してきたところであります。出席された皆さんの雰囲気はとてもよかったとの報告を受けておりまして、また、その結果、早速協力の申し出をいた

だき、一定の手ごたえを感じているところであり
ます。

協議会の寄附金は、鹿児島県を經由して寄附
額の10分の6が指定の市町村に交付されること
になっておりまして、市町村の指定がない場合、
均等割と人口割で46市町村に配分されること
になります。そのようなことから、垂水市への寄
附者には垂水市と指定していただくよう働きか
けていく必要があります。

ただ、県内在住者に対する寄附の募集につ
きましては、構成員である各市町村間では控える
ということが協議会において確認がされ、あく
までも県外在住の本県出身者を中心をお願いす
ることとなったところであります。

基本的には、ただいま申し上げましたとお
りに協議会を通じて寄附していただくことにな
っておりますが、寄附者本人の発意によって垂水
市へ直接寄附することもできます。その際は、
領収書の発行等事務全般につきましては垂水市
が行うこととなります。

なお、垂水市へ直接1万以上寄附された場合、
地場産業の振興とお礼の意味で垂水市の特産品
を贈ることを考えております。

以上でございます。

○葛迫 猛議員 2回目に入りますが、今あり
ましたように、6月号の市報でふるさと納税制
度と竜巻被害についての報告が丁寧になされて
おりまして、私の質問することもないような気
がしますけれども、若干、二、三質問したいと
思います。

まず、竜巻被害についてでございますが、家
屋やビニールハウス等大きな被害を受けたわけ
でございます。それぞれが災害共済等に加入し
ておりましたら、復旧や改修というのは本当に
やりやすいわけなんですけれども、これが市内
のビニールハウスに限っては、至ってはほとん
どの農家が加入していないんじゃないかと思っ
ております。災害を受けた、被災された家屋につ

きましては、住宅等につきましては、災害から
1週間、10日ぐらいでほとんどの回収を終えて
いたようでございます。被害を受けた農作物に
つきましても、春作のインゲン、キヌサヤ、メ
ロンなどがございまして、辛うじて残った分も
ほとんどもう収穫を終えまして、片づけられて
いるようでございます。

その中で、被害を受けたビニールハウス、ほ
とんどがもう撤去されて更地になっているわけ
でございますけれども、2回目はこのビニール
ハウスに限って質問させていただきます。

このビニールハウス等ですね、さっきありま
したように共済加入について、加入を進めてい
かなければならないと私も思うんですけれども、
農林課で、市のほうで行います各地域の座談会
等でそこら辺、その共済加入などを説明して加
入を進めていただきたいと思いますけれども、
その点について農林課、どのように考えていら
っしゃいますか。

それとですね、これまで農家がビニールハウ
スをつくる際には、ほとんどのビニールハウ
スが防災営農対策事業でつくっております。こ
の事業でつくりますと個人負担は25%で済むわ
けですね。これはちょっとなかなか厳しいとい
う話がありましたけれども、個人でつくるとな
りますと、現在、1反歩当たりのビニールハウ
ス、大体900万円、1,000万円ぐらいかかるよ
うでございます。この金額は、やはり被害を受
けられた農家の年齢とか価格とか考えますと、
個人でつくるといのは本当に厳しい状況だと
思います。

これまで事業でつくった施設で、同じ場所に
再度事業でつくるといことはこれまでできな
かったわけでございますけれども、最近では、
事業の条件等もかなり緩和されております。そ
れと、被災を受けたビニールハウス、ほとんど
が耐用年数を過ぎている施設でございます。こ
れまでになかった竜巻という被害を考えまして、

再度この事業を同じ場所で利用することはできないのかどうか、そこをもう1回、早急にというのは無理かもしれませんが、今後そのような見通しでも立つようであればありがたいと思うんですが、その点についてちょっと答弁をお願いします。

それと、全くそこら辺の見込みがないのであれば、市独自で何らかの補助事業等できないのかどうか、聞きましたら、何か利子補給の分は何か考えるというような話があったとか聞いておりますけれども、その点についてお願いします。

俣江川の改修についてでございますが、9月議会でちょっと私が質問しましたときに、市長の答弁で、非常に厳しい場所は早く処置しなければいけない。錦江町を初め、この辺の排水ですね、中央地区の排水、それに俣江川、この辺は急を要する事案だと。事業化していかなければならないと思いますので、対策をとっていきたい。今後、前向きに検討をしていきたいというふうに答弁をいただいております。

いろいろ細々としたことはやっていただいておりますけれども、やはり基本は今の流量を減らすための分水とか貯水池、そこら辺をどうしても実現していかなければならないと思っております。やはり簡単にできる問題ではないですので、長期的な計画をぜひつくっていただきたいと思っております。

そのような中で、ことしの3月に集落の総会がございまして、その中で、なかなか一生懸命取り組んでいただいているけれども、実現には難しいというようなことを私、言っていたんですが、ある方がこの総会の席で、2年後には分水路ができますと明言されました。これが本当にできればそれ以上のことはないわけでございますけれども、市長、そこら辺ですね、そういう話は聞かれたことはないのかどうか、その点だけちょっと伺います。

次に、ふるさと応援基金についてでございますが、今ありましたように、垂水市出身者に1人でも多く声をかけて寄附をふやしていかなければならないわけでございます。全国に垂水出身者はいっぱいいらっしゃいます。さっきありましたように、関東垂水会、関西垂水会というのがございますので、これらを足がかりに広めていかなければならないと思っております。先月末にありました関東垂水会でも説明されたと、反応もなかなかよかったということでございますので、今後ますますこの活動に取り組んでいかなければと思っております。

それと、一定額以上の寄附者には地元の特産品を贈るよう計画されているようでございます。今、そのように答弁もあったわけでございますが。県のほうも寄附者に対して県の特産品を贈るよう計画されておりますね。特産品を贈るこの点について、県との協議とかいうのはなされなかったのかどうかですね。ダブってわざわざ贈る必要もないと思うんですね。それを県から例えば資金をもらう、補助金をもらうとかいうようなやり方もあろうかと思うんですが、その点はどうだったのかですね。

以上で、2回目終わります。

○市長（水迫順一）私のほうから、俣江川の件でお聞きですので、それにお答えをしたいと思います。

2年後につくるといような話は私は全く聞いておりませんし、これは、重要性はもうさきの議会で、今、議員言われたとおり、非常に急がなければいけないということはもう事実です。特に最近の雨の降りようが変わってきたと、そういう意味では、山から、山の整地ができてきておりますから、山から水を落とす、それは非常に大きい水路となって落としておるんですね。ところが、市街地に行けば旧態依然の水路ですので、そうすると、この中央地区もそういう意味でもあふれておるわけです。ですから、俣江

川も全くそうで、上野台地がどんどんどんどんビニールハウスができたりして、雨が直接どんどん流れる。そして雨の量もまた最近違ってきておるとい意味では、今までの対策に加えて、そういうものにも対応できる対策を講じていかなければいけない。

ただ、俣江川の場合は、あそこに通路がございますね、市道が。この市道が非常に狭いために、農業関係者の利用が、あれ以上狭くすれば本当に道路としての役割を満たさないという面では、あの道路は確保しながら、それじゃ満潮時に潮がぐっと上がってくる、その対策もあわせて考えながらやっていくということになれば非常に問題がありますので、今、農林課長も答えました、土木課長も答えました、そういうこと等をやりながら、本当にいい方法を見つけていかないと、それでもだめだったらまた対策をしていくということをやらなければいけない。急がなければいけないということもあわせて認識しておりますので、よろしくお願ひします。

○農林課長（山口親志） 農林課のほうに質問がありました竜巻災害と俣江川の関係ですが、まず、俣江川のほうからお答えさせていただきます。

今、市長が言われましたとおり、2年後に俣江川を改修するという計画はありません。ただ、その話が出たのは、平成22年、23年に導入予定の、県内でも初めてですが、農業農村災害対策事業という導入を計画をしております。これができるかどうかまだ今、耕地のほうで十分検討しているんですが、できたときに俣江川改修も災害対策事業の1つとして考えられるんじゃないかという説明は、耕地のほうでしたみたいです。ということです。

それから、竜巻災害の件に、二、三質問があったことにお答えさせていただきます。

まず、共済制度ですが、もちろんこの共済制度は、補助事業で導入しましたハウスについて

は県の指導のもとに共済に入っていたということ、担当も、それから共済の担当者と一緒に推進をしてまいりました。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、この共済制度は、ハウスの減価償却の関係で8年後には施設の共済の対象がほとんどゼロに近いということ、ゼロになってくるものですから、農家の方々が負担を、共済に加入しても、被災された施設の復旧はもとどおりにままならないという状況だものですから、2年、3年掛けられた方がやめられている状況であります。

ですから、このことに関しては、推進活動もちろん、加入推進もちろんですが、共済制度の充実を県に要望、先ほど申し上げましたとおり要望しておりますので、今後も引き続き県のほうへ要望してまいりたいと思います。

続きまして、同じ場所での降灰事業ですが、今回も県のほうで降灰事業を検討の事業の1つに入れていただきましたが、あくまでも降灰事業は降灰事業でありまして、災害復旧のための降灰事業じゃなかったものですから、やはり同じ場所への再構築ということは厳しいようです。

ただ、これも先ほど申し上げましたとおり、机の上に県が事業を載せていただきましたので、今後も厳しい、厳しいんですが、今後も引き続きいろんな形で降灰事業の再構築のお願いはしていくつもりであります。

それと、市のほうでどうにか考えられないかということですが、県の段階でも厳しい状況の中、市のほうでは降灰事業等のそういった導入は今のところ考えられない状況であります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、県スーパーL資金等の制度資金は、県、それから市も補助事業、利子補給をいたしまして、ほとんど無利子の状態になるんですが、100%の元金は農家が支払わないと、支払っていないといけないうことで農業経営を圧迫するということで、資金の、ほとんど無利子の資金ですが、そ

れも農家の方々が敬遠されたという状況にあります。

ただ、資金制度上は、そういった導入される場合は今後も対応はしていくつもりでおります。

以上で終わります。

○総務課長（今井文弘） ふるさと納税制度での寄附をいただいた方へのお礼の件での御質問ですけれども、本市では、ふるさと納税制度が話があって、国のほうで税制の改正が通る以前から、早くですね、ほかの市町村よりも早くこのことは取り組んで、本市の税収につなげていく、財源確保につなげていくというようなことで取り組んできておりました。

その時点で、やはり地場産業の振興というところ、それから寄附をされた方、それから垂水市としてもまたいいということでこのことは話を最初からしてきておたわけですけれども、そういうふうな中で、県のほうでこういう協議会が設立をされて、そして県が窓口になって、6割を市町村に交付するというようなことが話が出てきたわけでございます。

先ほど私が答弁を申し上げましたのは、市にも直接寄附ができるという場合のことでありまして、直接いただいた場合は、そういうような5,000円相当のものはお贈りさせていただくということは申し上げました。

ただ、今、議員が言われました、県がそういう形でやるとなったときにその辺の協議はどうなされているのかということですが、まず協議会が設立した段階で、私ども垂水市としてはこういうことを、地元の特産品をお礼としてぜひやりたいということを強く申し上げたところでありまして、それに対しましては、協議会としては、まだはっきりは県としてどういうふうにするかはまだ申し上げられないと、協議をさせてほしいというようなところで、まだはっきりとしたところはいただいております。

ただ、もし仮にやるとした場合は、やはり県

が4割、市町村に6割交付ですから、お互い負担してやるとすれば、そういう率で負担をしてお礼をしていくというようなことになるのかなというふうにも考えております。まだそれにつきましては正式な回答はいただけていないところでございます。

○葛迫 猛議員 ありがとうございます。丁寧な回答をいただきました。

もう3回目は要望にかえます。

竜巻被害についてですが、災害が発生しましてから、市長初め、担当の方々が県や関係機関に一生懸命お願いしていただいたというのは十分承知いたしております。本当にありがたく思っております。

ビニールハウスをつくる時、事業で、ほかの場所なら防災営農対策事業でつくれるというのはよくわかります。しかし、やはり今までつくっていた、これまでつくっていた場所が便利で最適な場所ということでございます。もちろん畑には電気、水道等も整備されておりまして、農家としては、できたら同じ場所につくりたいというのが農家の本音でございます。しかし、資金面も大変でございます。補助事業で、防災営農対策事業でできないのであればもうつくらないというような声も聞いたりします。

今後、被災された農家も含めまして、市内の農家が今後、生産意欲を失わないよう、今後も指導なり取り組んでいただきたいと思います。

それともう1点ですが、農林課としてちょっとなかなかはっきりできない部分もあろうかと思いますが、市内に、やはり農業をもう高齢のためやめるとか、つくっていないビニールハウスとかあつたりするわけですね。事実私も、不要になった、つくらないビニールハウスをもらって自分で建てたというのを見えていますし、私自身も数年前に古い5メートルのトンネルパイプを安く譲ってもらって、今つくっているの

があるんですけれども。今後、農林課の立場としては本当に難しいかもしれませんが、そのような情報等も持っていただいて、あっせんするとか、そういうのも考えていただけたらと思っております。これはもう要望です。

それと、俣江川の改修についてですが、2年後にできるという話ですね、今お聞きしましたら、農業農村対策事業という事業ですか、これを話されたんじゃないかということでございましたが、ひょっとしたらできるかもしれないというのが、みんなの前で2年後には絶対できますと言われれば、もう地域の方、本当に期待してしまうんですね。だから、そこらあたりがやはりなるべく、できたらそれ以上のことはないわけでございますので、一日も早く改修していただいて、俣江川流域の方々が安心して生活ができますようによろしく願います。

それと、ふるさと応援基金についてですが、納税制度、ことし始まったばかりのふるさと納税制度でございますけれども、職員の皆さんにだけ任せるんじゃないなくて、市民みんなで事あるごとに声をかけたりして取り組んでいけたらと思っておりますので、力を合わせて頑張っていきたいと思っております。

以上要望しまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○市長（水迫順一） ふるさと納税のところ、詳しく説明を課長かからしましたけど、要は、鹿児島県に寄附をしたいという人は、6・4で分けられるわけですね。垂水市へしたいというのはもう100%垂水に来るわけですから、この辺の理解をしておっていただいて、できるだけ垂水へとっていただくと。それで、垂水に寄附していただいた方には垂水の方針で垂水の特産品を贈りますよということです。

ですから、このことは、県が5・5で分けようというような話が最初ございました。国のほうが、物でつってはいけませんよというような

方針がありましたものですから、県のほうとしても、そういうお礼をしないという方針でありつつあったんですね。

ですから、そこを垂水市とすれば、特産品のPRをするんだと、そしてお礼にもかえさせるんだという意味でやりたいということを県にも申し、そうしたら県のほうもそれは考えてみましょうと。今後、協議会ができましたから、18市の市の代表で私も協議会の幹事になりましたので、その辺はしっかりと主張していきたい。そういうふうを考えております。（葛迫猛議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、10時45分から再開します。

午前10時32分休憩

午前10時45分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

それでは早速、議長の許可を得ましたので、質問に入りたいと思います。

統合後の中学校跡地利用についてと廃校時の記念式典については、都合により割愛させていただきます。次の機会に質問させていただきます。

まず、固定資産税の評価がえについて質問いたします。

現在、固定資産係で宅地から農地への評価がえを受け付けていますが、その手続手順、また書類等の整備状況はどのようになっているのか、税務課長に伺います。

次に、後期高齢者医療制度と特定健診、特定保健指導について質問いたします。

私は、この後期高齢者医療制度は専ら医療費

削減を目的にしたもので、高齢者に過酷な負担を押しつけ、医療内容を制限するものであり、まさに現代のうば捨て山政策であるとの認識から、さきの3月議会で、平成20年度垂水市後期高齢者医療特別会計予算、その他関連議案に対して反対票を投じました。残念ながら、この差別医療制度は4月1日からスタートしたわけですが、県広域連合で補完し得ない問題点を市独自で担保できないものかとの視点から質問いたします。

まず1点目、4月1日施行後、市民からの苦情、問い合わせの主な内容をお示してください。

2点目、県広域連合と全国の平均保険料は幾らなのか伺います。

また、地方自治法で、県広域連合への住民による請願、条例制定の直接請求は認められていますが、当事者である後期高齢者の意見を直接的に反映できる仕組みとしては不十分であると思われまます。県広域連合に市町の国保運営協議会に相当する協議会があるのか。また、各市町議会に対する業務報告や財務報告等の義務づけはあるのか。また、住民に対する情報公開の徹底と義務づけはあるのか、あわせて伺います。

3点目に入ります。

高額医療費の支給制度は現状と同じですが、ただし、新制度においては、同一世帯の被保険者において高額医療・高額介護合算制度が新設されました。残念ながら、医療費自動償還ではなく申請が必要となっております。申請の具体的手続と制度の広報をどのように行っていくのか伺います。

4点目に入ります。

老人医療の受給対象となっていた75歳以上は資格証明書の発行対象外でしたが、新制度では明文化されました。納付期限を1年経過すると資格証明書の発行を、1年6カ月を過ぎると保険給付の一時差しとめと大変厳しいものとなっております。後期高齢者に適切な医療を行うと

いう法の趣旨からも、少なくとも実質的な無被保険者を生み出す資格証明書の発行はやめて、支払い困難な高齢者への懇切丁寧な相談体制の確立が必要だと思われまます。

市独自でどのような対応を考えておられるのか。また、市独自の救済措置は考えてはいけないのか、あわせて伺います。

5点目に入ります。

高齢者の医療の確保に関する法律では、厚生労働大臣は、医療適正化目標の達成が著しくおこなっている都道府県に対して、他の都道府県と異なる診療報酬をできることとなっております。そうすると、将来的には診療報酬の大幅な引き下げによる医療サービスの低下が起きる可能性もあり、どの県に暮らしているのかによってその医療格差、地域間格差が生じてまいります。また、地域の医療体制の崩壊も考えられます。

また、厚労省は、今後5年間で療養病床を25万床から15万床へと削減する政策を打ち出しています。2030年には、病院でも、療養施設でも、家でも死ねない人が47万人も出るとのデータも出ております。

今後、医療難民がふえていくことが問題となってまいります。市としてどのような対応を考えていくのか伺います。

次に、特定健康診査と特定保健指導について伺います。

1点目、現在の健康診断の実施率、これは基本健診ですね、この部分。また、平成25年度ペナルティーを受けないための目標、実施率、これはどうなっているのか伺います。

2点目、現行の基本健診については課税対象者に個人負担が生じておりますが、新制度については個人負担はどうなっているのか伺います。

3点目、特定保健指導を行うための保健師の確保はできているのか。また、委託等を含め、どのような体制で取り組んでいくのか伺います。

4点目、介護保険法の生活機能評価と今回の

特定健診との関係はどのようになっているのか伺います。

5点目、個人ごとの電子データの保存と活用はどのように行われていくのかお伺いいたします。

以上、担当課長の答弁をお願いいたします。

次に、公共施設の維持管理について伺います。

新城支所で2年近くも雨漏りがしておりますが、今までどのような対応をとってこられたのか。また、今後どのようにしていくのか、担当課長に伺います。

次に、ふるさと納税制度について伺います。

制度導入後、市長、担当課におかれましては、市報での広報、紹介者カードでの掘り起こしと頑張っていたいており、敬意を表します。また、制度自体と市の対応については、さきの葛迫議員の質問で理解いたしましたので割愛いたしますが、市長に3点だけお伺いいたします。

全国の自治体が寄附金をめぐって厳しい分捕り合戦となることが予想され、この分野での自治体が勝ち組みと負け組みに分かれていくことが懸念されております。これでは、地方自治の安定的な歳入は確保されません。もともと地方税は、税制自主権の原則がある一方、地域経済などの差異による歳入格差が出ることを前提とし、国の責任による財政調整や財源調整が求められております。抜本的な税制、交付税の見直しが必要と思われまます。

市長は、税制等の抜本改正の絡みから、ふるさと納税制度をどうとらえておられるのか。また、全国市長会の見解はどうなっているのかお伺いいたします。

あともう1点、3点目ですが、鹿児島県の場合は、県主導のもとでの協議会の設置が全46市町村で行われました。この部分を、県の協議会ではなく市単独での選択ということもあつたわけですがけれども、この点についても、どういう経過で協議会参入を決められたのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○税務課長（川井田志郎）2番目の固定資産税の評価がえ、宅地から農地への地目変更についてお答えいたします。

固定資産税の評価につきましては、原則として3年ごとに評価がえを行っており、評価がえ後、第2年度及び第3年度は新たな評価を行わないで、基準年度の価格をそのまま据え置きます。平成20年度は第3年度となっており、平成21年度は評価がえの年となっております。年度途中で新たに固定資産税の課税対象となった土地または土地の地目変更などによって、基準年度の価格によることが適当でない土地については、新たな評価を行い、価格を決定することになります。

土地課税台帳には、法務局の登記簿に記載されている土地及び家屋について、名義人の住所、氏名、基準年度の価格を登録することになっております。しかしながら、実際司法書士への依頼費用等がかかる等の理由等により、登記簿等の内容を変更せず、現況と合っていない場合がございます。このような場合、税務課としましては、本人からの申し出に基づき現地調査を行い、実態に合った課税を行うようにしております。毎年10件程度の申し出があり、調査している状況でございます。

固定資産税の内容、価格等につきましては、毎年4月1日から5月末までの間、課税台帳の縦覧を行っており、そこで本人に御自分の財産につきまして確認をお願いしております。

議員の御質問は、登記地目は宅地であっても現況が農地である場合と考えられます。その場合、農業委員会の現況地目認定申請を利用することも考えられますが、目的が農地法により規定されていることから、税務上の情報として取り扱うことはできません。あくまで税務課へは本人の意思表示が基本となります。

税務課も農業委員会同様、書式による申請が

必要でないかという御指摘でございますが、原則的には法務局の登記簿の記載事項に基づくことになっており、また実際の申し出件数も少ないことから、これまで、口頭での申し出により現地確認をして、課税台帳を変更いたしております。

今後、税務上の取り扱いにしまして、実際に確実に課税変更の根拠を残すために、本人による書面申請ということを前向きに検討していきたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○市民課長（三浦敬志） おはようございます。

感王寺議員の後期高齢者医療制度に関するお尋ねにお答えいたします。

制度スタート時点からの苦情、意見等の主な点を5点ほどお答えいたします。

まず、1点目でございますが、後期高齢者医療制度になって何が変わるのかという質問であります。2点目は、なぜ年金から保険料を支払うのか。3点目は、他の人の年金額とは変わらないのに保険料が違っているが。それから4点目は、年金から保険料が引かれていない。最後に5点目として、75歳になっていないのに年金から保険料が引かれているのはなぜかという苦情、意見等でありました。

5点目につきましては、国保税も65歳以上の方は年金から差し引きでありますので、ちょっと勘違いされたようです。

次に、広域連合の1人当たりの保険料に関するお尋ねにお答えいたします。

全国平均が7万8,054円、鹿児島県では7万4,026円、垂水市では6万2,716円となっております。

それから、高齢者、それから被保険者が広域連合に対して直接意見を反映させる国保運営協議会のような機関についてでございますが、被保険者代表、保険医代表、公益代表で構成する鹿児島県後期高齢者医療懇話会が設置してありま

す。

広域連合の情報公開についてでございますが、財政状況の公表については、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の財政状況の公表に関する条例が定められ、毎年6月及び12月に公表を行うこととなっております。公表の方法は、広域連合の事務所の掲示板に掲示して行うとしております。そのほか、情報公開等につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例や広域連合長が管理する公文書の開示に関する規則などが制定されております。

高額医療・高額介護合算制度に基づく高額介護合算医療費についてのお尋ねにお答えいたします。

各医療保険の世帯に介護保険者の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、世帯単位で各医療保険と介護保険の自己負担額を合算した年額の額が一定限度を超えた場合に支給されるこの制度が創設され、ことしの4月から施行されました。実際の申請事務が始まりますのは平成21年度からでございますが、具体的な事務の流れについて簡単に御説明いたします。

まず、後期高齢者医療制度、被保険者が支給申請書を市に対して行います。市は、申請されたデータを後期高齢者医療広域連合と介護保険者に送付、連絡いたします。それぞれの保険者である後期高齢者医療広域連合、介護保険者は、それぞれの自己負担分を計算し、データを市へ連絡してきます。このデータ、支給額積算内訳通知書を市が後期高齢者医療制度被保険者へ通知し、支給については各保険者から支給されることとなっております。

対象者への通知について鹿児島県後期高齢者医療広域連合に確認したところ、国からのシステムを見ながら検討したいとの回答でありました。また、被保険者への制度の広報については、市町村との連携を図りながら行っていきたいとの回答でありました。

次に、資格証明書の発行への対応であります。後期高齢者医療制度の財政運営は、被保険者の医療費等の費用を、国、県、市町村の公費、現役世代からの支援金、被保険者の保険料で賄われます。保険証を返還して資格証明書を発行することについては、被保険者間の保険料負担の公平性を維持し、窓口等での納付相談の機会を確保することを目的としています。

法令等で定める期間の保険料を滞納したことにより、画一的に資格証明書や短期保険証を発行するものではありません。法令上に規定されている特別な事情に該当する場合は資格証明書を交付しないとなっているため、資格証明書の発行に当たってはきめ細やかな納付相談を行い、滞納整理や生活状況等を十分に把握し、適切に対応していきたいと考えております。

次に、特定健診、特定保健指導のお尋ねにお答えいたします。

平成19年度の基本健診の受診率であります。国保に加入している40歳から74歳までの方で受診された方は4,529人中563人で、受診率12.4%でありました。

次に、国保に定められた特定健診等の5年後の目標値であります。特定健診の受診率が65%、特定保健指導率が45%、平成20年度に対する5年後の平成24年度のメタボリック症候群の該当者の減少率が10%という3つの目標値があります。

特定健診の個人負担についてであります。平成19年度までの基本健診の委託料は、集団健診が1人当たり7,843円、個別健診が1人当たり9,804円で、個人負担につきましては70歳以上と40歳から69歳で市県民税が非課税の方は無料、市県民税が課税の方は1人当たり2,400円でした。

平成20年度から始まりました特定健診の委託料は、集団健診が1人当たり6,000円、個別健診が1人当たり6,500円で、個人負担については、市県民税が課税、非課税に関係なく無料です。

無料とした理由は、できるだけ健診受診率を上げるためでございます。

また、今回特定健診では、65歳以上の方は保健福祉課が実施します生活機能評価も同時に受診していただきますが、この生活機能評価についても個人負担は無料となっております。

次に、保健指導の体制について御説明いたします。

特定健診の結果に応じて、動機づけ支援と積極的支援の保健指導を実施しますが、本市においては、この保健指導を外委託ではなく直営で実施いたします。実施する保健師は国保係に配属された保健師が担当いたしますが、保健指導の対象者が増となった場合、保健福祉課の保健師との協力も必要になるのではないかと考えております。

特定健診と生活機能評価のかかわりについて御説明いたします。

今回の特定健診では、65歳以上の方は介護予防を目的とした生活機能評価も同時に受診していただきます。特定健診と生活機能評価を同時に実施する場合の健診の委託料ですが、両方に重なる検査項目については、生活機能評価のほうで支出することとなっております。

具体的に申し上げますと、生活機能に関する問診を行い、その結果、介護が必要となるおそれは高くない方の場合、特定健診料が4,300円、生活機能評価が3,000円となり、合計7,300円です。逆に、介護の必要となるおそれの高い方の場合、特定健診が4,300円、生活機能評価が4,300円となり、合計8,600円です。

特定健診の健診データについては、健診を実施した各医療機関が電子データを国保連合会に送付するようになっております。そして、個人の健診データは国保連合会に設置されている電子データ管理システムで5年間保存されます。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 3番目の保険制

度その他についての中で、厚生労働省の療養病床削減について、市としての対応があるかとのお尋ねにお答えいたします。

国の療養病床の再編計画は、平成23年度末までに介護療養病床を全廃、医療療養病床を10万床減少し、現在およそ37万床ある療養病床を15万床に減らして、削減分は介護保険施設などに転換しようというものでございます。

本市には4つの医療機関に合計201床の療養病床がありますので、国の計画どおりに削減されるとすれば、現在入院中の方の処遇や将来の医療の確保に大変な問題が生じることとなります。

この問題につきましては、県がことし3月に地域ケア整備構想を策定し、県全体の医療療養病床の数は堅持するとの方針を決定しており、現在、この方針に基づき、3回目の医療機関へのアンケートを実施中でございます。このアンケートの結果が来月以降、市町村にも示される予定ですので、市としましても、それらを踏まえて関係医療機関と連携をとりながら、また今年度は第4期介護保険事業計画書の策定年度でもありますので、その計画とも調和を図りながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 新城地区公民館の新城支所部分の雨漏りについての御質問にお答えいたします。

新城地区公民館は、これまで、雨漏りについての防水修繕工事を平成13年8月に1階、屋上、平成17年8月に2階、屋上、平成19年1月に2階、外壁と都合3回に分けて防水修繕を行っているところですが、結果的に、議員御指摘のとおり新城支所部分の雨漏りがとまっていない状況でございます。

これまでの屋上や外壁とそれぞれ防水修繕の結果、1階の警備員室の天井など大きな雨漏りはとまりましたが、新城支所部分の雨漏りは、雨の後、数日たつとしみ出してくる状況でござ

います。平成20年度予算要求時にもこの状況を説明し、改善に役立てる予定でしたが、各地区の公民館もひとしく老朽化してきており、施設利用の際にけがや事故が予想される、いわゆる命にかかわるものを優先して予算化していただいておりますのが実情でございます。

ただ、そうは申しましても、各地区公民館は、地域の文化、地域行政の核としての機能を有していることは申すまでもありません。また、雨漏りによる建物の老朽化も早めることにもなると考えております。したがって、当面、土木課の御協力をいただきながら、雨漏り箇所と思われるひび割れ部分に防水のための措置をするなど応急の処置をしてその解消に努めたいと考えております。

今後さらに雨漏りがとまらない場合には、改めて防水修繕工事の検討をしてみたいと考えているところでございます。

○市長（水迫順一） 私のほうから、ふるさと納税制度についてお答えをしたいと思います。

制度についてどのように考えるかとの質問でございますが、地方税法の改正によりましてこの制度がスタートし、寄附金控除における下限額及び控除方式が大幅に見直され、寄附しやすい環境が整備されたことから、これを新たな財源確保のチャンスととらえ、担当職員を配置して取り組んでいるところでございます。

議員御指摘のとおり、三位一体の改革で国庫補助金が削減され、対応策として所得税から地方住民税へと税源移譲が行われましたが、完全に補てんされず、また地方財政計画が見直される中で地方交付税も大幅に減額となるなど、地方分権に伴う権限移譲に財源移譲が追いついていないのが実態であります。

また、ふるさと納税の名称と実際の事務手続は異なり、ふるさとに分割納税するのではなく、寄附した金額の5,000円を超える額が所得税では翌年に減額、居住地の個人住民税では翌年度に

減額となるなど、結果的にふるさとに納税した形になるものの、タイムラグが生じる内容になっております。

ただ、この点は、現在の税制では居住地以外の地方公共団体に課税権を認めることが難しいこと、受益と負担の原則に反するなど理論的に困難な問題があると言われており、やむを得ないと考えております。一方、納税者がふるさとに貢献したいというふるさと納税本来の趣旨は実現できると思います。

そのようなことから、都市と地方の税収格差の是正につきましては、これまでどおり、地方交付税制度の充実や税制の抜本的改革へ向けて、全国市長会等を通じまして国に求めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税という新たな制度がスタートした今、これを有効に活用して、ふるさとを大切に思い、垂水市を応援する多様な人々の参加による元気なまちづくりを進めていく好機であると考えております。そのためにも、今議会に上程しております垂水市ふるさと応援基金条例は、寄附者が事業指定できること、基金の運用状況や事業の実施状況を公表、報告するという透明性のある制度として垂水市をアピールするものであり、議決、制定後は、寄附募集のパンフレット送付や市報、ホームページで公表しまして、寄附金の募集を推進してまいりたいと考えております。

県の協議会への加入問題ですが、これは全国規模でいろんな取り組みが行われているのは事実でございます。例えば先進県であります福井県あたりは、各市町村でやりなさいよと、市町村がどんどんやってくれというような態度かと思えます、県の考え方はですね。それに一歩進めまして鹿児島県の場合は、県も市町村も一緒に、ふるさとを思う人たちにこういう機会をとらえてやっていこうというのが鹿児島方式でございます。鹿児島県も東京事務所初め、県の

職員を6名ですかね、6名か7名も配置するなど、それからパンフレットをつくったりして、市町村と一緒にやっていきましょうという態度を表明されて、この協議会でできたわけでございます。

垂水市だけ抜けるわけにはいきませんし、県と一緒に協調しながら、より多くの財源を垂水市に確保できるようなことを頑張っていきたいというふうに思っております。

○感王寺耕造議員 2回目の質問に入らさせていただきます。

まず、固定資産税の農地から宅地への変更ですけれども、これは、農業委員会との絡みですね、農地行政との絡みもあるんですけれども、住民サービスとしては、私はこれはこれでいいんじゃないかと思えます。ただ、課長答弁にあったように申請書ですね、検査後のてんまつ書、これが何もそろえていないということはやっぱり問題じゃないかと。

やはり税収減、若干ではありますけれども、そこに税収減という部分が入るわけですから、申請書は必要ないと思うんですね、現在みたいに口頭で結構だと思えるんですけれども、検査にいつだれがだれと、2人で何時行ってどういう状態でその変更を認めたのか、そのてんまつ書ぐらひはやはり残すべきではないかと強く思います。

これは答弁はもう結構ですので、その辺を書類は1通だけは残すと、その部分を早急に進めていただきたいと、こういうふうに思います。

2点目ですね、後期高齢者医療制度ですけれども、この問題については、もう皆様御存じのとおり、新聞、テレビ等非常ににぎわしてありまして、つい直近の世論調査におきましても、この新制度を評価しない、この部分が7割超と、また都道府県医師会の10府県が反対をされております。また、地方議会等の意見書も直近でもう560を超えているという状況でございます。

また、この高齢者医療制度ですけれども、あらゆるところ爆弾が仕掛けてありまして、果たしてこれで本当にいいのかなという部分を強く思います。一例を挙げれば、包括医療制度の問題ですね。かかりつけ医、月6,000円しか認めないとか、これ全国でまだ28%程度しかこの担当医の部分では、高齢者医療医の部分の申請というやつはなされていないみたいですがけれども、この部分も問題ですし、また人間ドックの問題ですね、この部分も特定の市町村の部分では担保していた分を、その部分はもう認められなくなってしまったと。

そのほか、後期高齢者の終末期の終末相談支援料、この分2,000円ですね、これを認めていく、保険医に認めていくんだと、これも延命治療の中止強要にもつながるということですね。また退院支援計画、この部分も、退院させたら、計画書をつくったらお医者さんに1,000円支払われると、これも病院から追い出されるということだと思ふんですよね。

問題点とすれば、やはり社会貢献、75歳以上の方々もされてきたわけですから、この部分をきちっとやっぱり評価していただかないといけないと、また、差別につながるような医療自体はだめなんじゃないかと強く思うんですね。

そこでですね、今、2点だけお伺いしますけれども、いろいろ問題はあるんですけれども、まず制度自体の仕組み自体、この部分がやっぱりわかっておられない方が多いということがまず一番の問題だと思っております。この制度の認知度をどうやって上げていくのか。また、その対策をいろいろなされているんですよね、私の自宅にもいろいろ県のほうからも配り物が来ますし、新聞の折り込みもありました。市の担当課のほうでも一生懸命努力していただいているんですけれども、まだそれより一歩進める上でどのような対策を今後考えておられるのかお伺いいたします。

またあと市長に対して、あと市民の生命と福祉を守る要職にあられる市長とされまして、市長として、この後期高齢者医療制度でこの部分についてどのように考えておられるのか。また、市独自で、広域連合から漏れた部分への支援、また地域医療の部分について、市長としてどのような部分で考えておられるのかお聞かせいただければと思います。

次に、特定健診ですね、特定健康保険指導、メタボ健診ですけれども、この部分も一番の部分がウエストの部分ですね、男性が85センチ、女性が90センチと。なかなかですね、科学的根拠があるのかという話も出ているわけですがけれども、非常に大きい問題で、これはあめとむちの政策ですね、皆さん御存じのとおりですね。本当に嫌らしい制度なんですけれども、国保会計の負担増という部分は絶対にやっぱり避けねばいけないことだと思ふわけです。

ただ、先ほどの担当課長の説明を聞きますと、19年度の基本健診が12.4%、これを目標年度の24年度は65%まで上げなきゃいけないと。この部分をどういう形でその部分のアップにつなげていくのか、この部分をちょっと具体的な対策を考えておられるのであればお聞かせいただきたいと思ふます。

次に、公共施設ですね、新城支所の問題ですけれども、各担当課のほうで適切な対応を立てていただいていると。ただ、それでもやっぱり雨漏りがやまんということは、これは原因がやっぱり究明できてないというなかなか、そういうことだと思ふんですね。

ただ、財政難の折、大変な部分はわかりますけれども、新城支所だけじゃないんですよね。庁舎もそうですし、各地いろいろございます。それぞれ優先順位はあるんでしょうけれども、やはり水漏れですね、この部分は早急に直さんと建物の崩壊にも直接つながっていく、そういう問題でございますので、優先順位を決めて適

切な補修体系ですね、その部分をやっていただきたいと思います。これはもう要望にとどめます。

ふるさと納税制度ですね、この部分、市長から詳しい説明をいただきまして本当にありがとうございました。悪法といえども法は法ということですから、やっぱりこの地方税の部分ですね、分捕り合戦、この戦にやっぱり勝っていかんな、戦って勝ち残っていかんないかんのだと、悪法ですけれども、それはもう仕方のない話ですね。そう本当に率直に思います。市長も民間の出身でいらっしゃいますし、市長のトップセールスを中心にしながら、また各関係担当課、皆さん協力を得ながら、また市民の皆さんの協力を得ながら、この戦いにやっぱり勝ち抜かねばいかんのかなと考えております。

ただ、先ほど来、1回目の質問でも言いましたけれども、やはり税制の抜本的な改革、また財源の確保ですね、この部分を、結局国の言っていることは、地方税法を一部改正したから住民税の分捕り合戦をお互いやりなさいと、国の腹は全然痛まんわけですよ。子分に、わいどまほんなら金をめぐってけんかをせんかというような部分ですから、やっぱり税制の抜本改革ですね、財政の確保、この部分を我々地方議会も強く求めていかなければいけないのかと考えております。これについても市長のほうから十分な答弁をいただきましたので、答弁は要りません。

先ほどの点について御答弁いただきたいと思っております。

以上です。

○市長（水迫順一） 後期高齢者制度への考え方をただされました感王寺議員にお答えをしたいと思います。

後期高齢者医療制度につきましては、確かにその呼び方や、なぜ75歳での線引きなのかを含めまして、配慮に欠ける面や不備な点があるこ

とは確かであります。しかし、忘れてならないのは、なぜこの制度をつくったのかという経緯であります。

膨らみ続ける高齢者の医療費をだれがどんな枠組みで支えるのか。今月6日の参議院本会議におきましては、この制度の廃止法案が可決されました。廃止後の対案はなく、とりあえず従来の老人保健制度を復活させるというものであります。

老人保健制度にも大きな問題があったことによる新制度、後期高齢者医療制度であったのではないかと考えます。まずはこの制度の長所、短所を検討する場を早急に設けて、利点は適切に評価し、さらに磨きをかけて、欠点を迅速に改めていくべきであろうと考えております。今一番必要なのは、高齢者の方々を思う建設的な議論であると考えています。

以上です。

○市民課長（三浦敬志） 感王寺議員の広報についてのどのような対策を考えているかというようにも、まず、担当課で今一番苦慮しておりますのは、6月12日にもまた制度の中身を変えると、軽減対策が決まったと。今、国では常時動いている制度をどのように我々が市民の方々に周知すればいいのか、本当に苦慮しているところであります。一応このあたりのぴしゃっとした制度が固まらなければ、住民の方々には適切な御説明というのはできないんじゃないか。特にこれは後期高齢者の方々ですので、一点一点だけでは説明はできますが、体系的にはなかなか難しい点があるかと考えております。ただ、御質問に來られたときには適切に対応していきたいと考えております。

あと65%の部分であります。これについても国保制度はちょっときついんじゃないかと、これも国のほうでは動いております。この動いているところを我々はどういうふうに対応していけばいいのか非常に苦慮しているところなん

ですけれども、恐らく65%、答弁していかどうか難しい点がございしますが、厳しい点で、いろいろ65%に対応できるよう頑張っていきたいと思えます。

以上です。

○感王寺耕造議員 3回目は要望でとどめます。

今、担当課長からも市長からも説明があったんですけれども、本当に担当課長も説明あったとおり、本当にこの後期高齢者医療制度の部分が高齢者の医療確保ですね、この部分に直接的な部分で結びつかない、政争の具になっているのが現状かと思えます。また、そういう意味で広報自体も流動的になっているから難しい、それは当然、私も理解できるんですけれども。本当に悪法といえども法は法と、法の規制の中で業務を執行していかなければならない担当課の皆さんの苦悩には同情を禁じ得ません。

ただ、実際に、これまで述べてきましたように、社会貢献をされてきた高齢者の方々の人命の尊厳と人命が踏みにじられている制度でございしますので、広域連合等の枠組みは了解しておりますけれども、その部分でしか動けないという部分はわかりますけれども、市独自として何らできないものか、その部分を強くお願いしておきます。

また、あと療養病床の部分については、またこれも担当課長のほうから、県の見直しの部分もある、国の見直しもあるんだという部分もあるんですけれども、ただ、やはりこれから在宅の医療とかそういう部分がやっぱりふえてくるのかなというふうに考えております。

この在宅医療の部分をどうやって市の地域の中で構築していくのか、これがやはり大きな問題になってくるかと思えますので、各担当課、また医師会のほうとも連携をとりながら、医師会、また社会福祉法人のほうですね、そちらのほうとも連携をとりながら、在宅医療の制度ですね、医療制度の部分をきちっとやっぱり構築

していただかないとなかなか先行きは暗いのかなど、私もだんだん年をとっていきますけれども、安心して死ねないのかなというふうに考えております。

長々となりましたが、これで質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）次に、6番田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 お疲れさまです。

岩手・宮城内陸地震が発生して大きな被害が出ておりますが、一日でも早く平穏な日になることを願っております。

本市の農家にとりましては、春の収穫も終わり、田植えの時期となってまいりました。また既に梅雨に入り、災害が心配される時期にもなってきましたが、今後、災害のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い一般質問させていただきますが、重複する点もあるかと思えますが、よろしく願いいたします。

今、1次産業であります農畜産業は、生産資材のビニールや肥料、農薬、飼料など、そしてまた燃料などの高騰で大変な時期であります。本市の基幹産業であります養殖漁業も、飼料のえさや重油価格などの高騰が続き、その一方では出荷する魚価の問題などで経営が大変な方々もおられるとお聞きいたします。

市としてはそれらのことを十分に把握されておられると思いますが、何が原因で経営が大変なのか。そのことで市に相談があったのか。このような状況の中で市としては何か対策は考えておられるのか。

また、本市が漁協に対しての損失補償をされておられますが、その内容と、どのようなときに損失補償が発生するのかお伺いいたします。

次に、本市の観光事業についてですが、道の駅たるみずは17年4月にオープンして3年が過ぎました。4月末、5月の大型連休は大変な来客数だったとお聞きしておりますが、その実績を伺います。

そして、牛根大橋が完成し、新たな観光施設にもなっておりますが、その影響をどのように評価されておられるのか伺います。

また、高峠のここ数年の来場者の現状と、まさかり海水浴場の利用状況はどうなのかお聞きいたします。

次に、猿ヶ城開発の進捗状況についてですが、昨年の12月議会、さきの3月議会で、猿ヶ城の防災対策について、万が一のために猿ヶ城キャンプ場の独自の防災計画を作成すると回答されておられますが、その後の進捗状況についてお聞かせください。

また、猿ヶ城にはいろいろな動植物が生息していると聞きますが、そのことについての活用方法など何か検討されておられるのか伺います。

次に、特定健康診査については先ほど感王寺議員の質問もあったようですが、重複する点もありますけれども、再度伺います。

ことし4月より施行されました特定健康診査、特定保健指導についてですが、従来の健康診断とはどこが違うのか。そして、行政側と受診者側のメリットとデメリットを伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○水産課長（塚田光春） 漁業振興についてお答えいたします。

水産業は、農業と並びます垂水市の基幹産業でございますが、田平議員御指摘のとおり、近年、養殖漁業を取り巻く環境はますます厳しい状態になってきております。

養殖業の支出となる生えさのサバ、イワシなどが一昨年に比べ平均で約1.7倍、配合飼料も平均で約1.2倍、また重油価格も約2倍以上の高騰を招いております。対します収入となる養殖ブ

リ、カンパチは6年続きの魚価低迷が続いているため、ここ3年間は生産原価割れを起こしている状態でございます。このような状態が続いている昨今では、養殖業者は養殖漁業の経営を持続できず、やむなく廃業せざるを得ない業者も数業者出てきております。

そのような中で、今年2月には漁協のほうから、損失補償の借りかえかまたは補償期間の延期願いの要請を受けたところでございますが、市としましては、いずれも新たな損失補償の契約となることから、先般の議会でも持留議員の質問で答弁しましたように、財政健全化法による報告義務と、川崎市が第三セク破綻により金融機関へ損失補償したことで訴訟された横浜地裁の判決例の違法性を踏まえ、同月にお断りしたところでございます。

しかしながら、市の水産業の中でも養殖漁業は数多くの後継者が育ち、水産業の重要な位置を占めており、漁協としましても、県漁連などの支援体制のもとに、何としても自助努力によって立て直しを図っていききたいと必死になって考えていることから、市としましても、水産業の振興と経営の安定化を図るため、新たな施策として水産振興資金制度を創設し、水産振興資金の短期貸し付けを漁協へ行い、養殖漁業者を支援してまいりたいと考えているところでございます。

次に、本市が漁協へ損失補償をしております内容と、どのようなときに市へ損失が生じるかという御質問についてお答えいたします。

損失補償については、平成17年度に垂水市漁協と牛根漁協へそれぞれ損失補償契約をしておりますが、垂水市漁協が平成17年10月から平成22年10月までの5年間の契約で14億円、牛根漁協が平成17年12月から23年3月までの5年間の契約で15億円の損失補償契約を締結しております。

この間、もし漁協に不測の事態が発生した場

合において、市が損失をこうむるまでの経過を説明しますと、ある業者が倒産等により返済できなくなった場合、市は業者でなく漁協へ損失補償をしておりますので、それぞれの業者に対して損失補償することはありません。しかし、漁協にもし不測の事態が発生し、金融機関へ最終償還期限までに返済ができなくなった場合は、漁協の資本と資産を処分し、返済に充て、それでも不足する場合は漁協全理事の財産を処分し、対処するようになっております。このいずれかでも返済が残る場合、金融機関へ不足する金銭について市が損失補償をすることになります。

このように、返済が滞った場合、養殖業者、漁協、全理事の順に段階を踏まえて財産処分、返済をまいりますので、現時点では市への損失は及ばないものと思われまます。

以上で説明を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の2点目、3点目の観光対策、猿ヶ城開発についてお答えします。

まず、今年の大連休中の来場者と売り上げは、昨年に比べ来場者が105%、売り上げが102%に伸びております。この期間の5月4日の売り上げは560万円余りに達し、1日の売り上げとしてはこれまでの最高額になります。今年には旅行者の動向が国内に向いたと聞きますことや、ガソリンの高騰で県内においては遠出が敬遠されたことも要因にあるようでございます。

また、牛根大橋が年度末に開通した影響でございまして、開通のその前月の来場者、売り上げが前年に比べ減少傾向にありましたところ、開通と同時期に盛り返してきたと報告を受けておりますので、牛根大橋を見学しがてらの来場者が結構あるように思われます。牛根大橋開通で雨量規制が解け、安心して往来できるようになったばかりでなく、沿道を通りながらの景観はこれまでと一変し、新たな観光スポットにもなっております。

次に、まさかり海水浴場の利用状況でございますが、海水浴場の開設期間は40日ほどで、この数年の利用者数は1,000人から1,500人くらいであり、その年によって増減しております。ちなみに平成19年度は1,069人でございます。

また、高峠公園の来場者数は年間2万1,000人から2万6,000人ほどで増減しておりますが、春のツツジ期間中の来場者はこのところ減少傾向にありまして、本年は1万3,000人ほどでありました。

次に、猿ヶ城開発についてでございますが、防災計画の素案が作成されておりますことはさきの3月議会でもお答えしたとおりでございます。進捗状況は、4月の異動等もありまして、現在、現場踏査や資料による現場状況の把握、整備計画の協議など、防災計画策定に関する具体的な協議に入る準備をしているところでございます。

また、猿ヶ城には、御承知かと思いますが、珍しい動植物など多く生息しておりまして、植物に関しては一昨年から植生調査を実施し、実態を調査しており、今年度が最終年度になります。これまでのまとめが報告されることになっておりますので、このような資料も参考にしながら、例えばチョウの集まる森を造成することなどもおもしろいのではないかと考えております。

なお、現存します植物や動物についても、写真による紹介や現地で実際に体験してもらうことをイベントにしたりすることなども、案程度の段階ではありますが、猿ヶ城ワーキングなどを使って協議もいたしております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 4番目の特定健康診査と従来の健康診査との違いについて回答いたします。

これまで実施しておりました基本健診は、老人保健法に基づき40歳以上の方を対象とした健

診でありまして、疾病の早期発見、早期治療を目的としたものでした。保健指導は、保健福祉課で受診者すべてに保健指導を行ってまいりました。

この4月から実施されます特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法令に基づく内臓脂肪型肥満に着目した健診で、保険者、国保が実施いたします。

また、特定保健指導についても、保険者が早期介入、行動変容をさせるため、医師、保健師、管理栄養士等に委託して保健指導を行うものがございます。したがって、健診項目は生活習慣病に重点を置いたものとなりました。

また、健診は各保険者が実施することとなり、会社員の配偶者などは各保険者の通知に基づき受診することになります。

次に、メリットと問題点についてお答えいたします。

これまでの基本健診は、疾病の早期発見、早期治療を目的としておりましたが、今回の特定健診は生活習慣病予防のための保健指導を必要とする方を抽出するため、腹囲の計測、それから悪玉コレステロールの項目が追加されましたが、生活習慣病に要する検査以外の尿素窒素、尿潜血、ウロビリノーゲン、白血球、感染症などは項目から削除されておりますので、疾病の早期発見、早期治療には影響があるものと思っております。

メリットといたしましては、生活習慣病のみに集中的に食事改善や運動習慣について指導しますので、生活習慣病予備群の方々には朗報であると思っております。また、今回の特定健診は地域の開業医で受診できますので、自治体、地域住民にとっても大きなメリットだと考えております。また、問題点として、国の目的が医療費抑制となっておりますので、要指導、要医療の方への保健指導は除かれるため、果たして医療費の抑制となるかは疑問の残るところであ

ろうと思っております。

以上でございます。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

まず、漁業振興についてですけれども、先ほどいろいろとお聞きいたしました。今、漁業を取り巻く環境は、養殖業の飼料のえさや漁船などの重油価格の高騰など、そして一方では魚価の低迷が数年間続いているとのことでございます。市としましても、基幹産業の漁業振興を図るために協力していただきたいと思っております。

そのような中、新城の沖合に養殖生けす設置のための工事が始まると聞きますが、いつから始まり、そしていつごろから進出される予定なのか、その内容などを伺います。

私考えるところ、新城沖まで漁船の燃料費など大変なコストがかかると考えますが、新城の沖合は養殖漁業をするためにそんなにメリットがあるのか伺います。垂水漁業組合としては、新城、そして垂水の漁業振興のために間違いなく新城の沖合に進出を要望されておられるのか、わかっているならお聞かせください。そしてまた、何業者ぐらいの方が進出を要望されているかお願いいたします。

垂水の観光についてですが、先ほど道の駅の実績で、ことしの連休時は昨年に比べ来客数が105%、売り上げが102%、そしてまた5月4日は過去最高の五百六十数万円だったとのことでした。

県内では、今、大型店舗などが相次ぐ出店などでなかなか売り上げが伸びないというのをよく聞きます。幸い本市の道の駅は、牛根大橋の開通などもあり、すばらしい実績であると思っております。また今後は道の駅のところにボードウォークなどの整備の話もあるようですが、これらを生かして道の駅の発展につなげていただきたいと思っております。

まさかり海水浴場については、駐車場などの

問題もありましてなかなか大変だと思っておりますが、利用者からトイレやシャワーなどの整備、要望などはないのか伺います。

次に、高峠についてですが、数年前までは垂水の観光地と言えば高峠でしたが、今は当然、道の駅になっております。そこで、高峠もツツジ、コスモスだけではなく、何かほかの花などとか、一部にあるフジの花やアジサイの花をふやすとか、また何か実になる木などを植えるとかして、さらに人を呼べるいろいろの方法を検討される考えはないのか伺います。

猿ヶ城の開発については、完成まで総事業費3億4,000万円とのこと。これだけの投資をされるのですから、観光開発審議会やいろいろの人の意見を取り入れていただきたいと思えます。猿ヶ城の開発をすることで垂水の観光が今後どのように変わっていくのか、考えをお聞かせください。

特定健康診査によってですが、メタボリック症候群が受診者の何割ぐらいだと想定されておられるのか、その後の指導などはどのようになるのか伺います。

また、特定健康診査は市の持ち出しなど、ほかの市町村との違いなどがあるのか伺います。

以上で、2回目の質問を終わります。

○水産課長（塚田光春） 新城沖合の養殖生けす設置についての質問にお答えいたします。

新城沖合の養殖生けす設置につきましては、新たに増設するものではなく海潟沖の生けすを移転するものでございますが、漁業権は5年に1回更新されるもので、養殖生けす設置のための特定区画漁業権も本年9月がその更新時期になります。

そこで、この更新時期を目標に平成18年より2年間にわたり新城地区漁業振興会の会員が、漁業振興のために垂水市漁協へ生けす移転設置の要望と生けす移転設置の地元同意を得るために活動をしてこられました。その結果、新城地

区全戸による賛否投票により地元同意を得て、19年1月に新城地区公民館長、新城地区振興会連絡協議会会長、新城地区漁業振興会会長の3者と垂水市漁協組合長が、新城沖合養殖漁場誘致契約を締結したところでございます。

このようなことから、漁業権を切りかえ後の本年度より生けす移転をするように計画しておりましたが、漁業権の関係で、今年度からすれば工事の関係で生けす移転が工期的に困難なため、生けす移転設置は21年度から22年度にかけて実施することになったところでございます。

ただ、議員御指摘のように、養殖漁業が厳しい中、しかも新城沖までの漁船の燃料費を考えると、水産課におきましても、ことしの漁業権でなく5年後に見送ったほうがよいのではと漁協と再三にわたり協議を重ねてまいりましたが、2年間にわたり新城地区の方々より同意をいただいた漁業権であることと、新城沖の漁場は潮通しがよく、魚の成長がよくて出荷が早くできるためコストがかからないなどの理由により、漁協理事会において21年度から22年度にかけて生けす移転設置を決定したところでございます。

その生けす移転台数と移転業者数についてですが、21年度の生けす移転は約40台で、対象業者数は10業者程度になります。また、22年度の生けす移転は約60台で、対象業者数は20業者程度になる予定でございます。したがって、平成22年度末までには全生けすの100台を、対象業者の30業者程度がすべて移転を完了することになります。

以上で説明を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 観光対策と猿ヶ城開発についての2回目の御質問にお答えします。

まず、まさかり海水浴場にトイレやシャワーについての設置要望などないかとのことですが、現状から申し上げますと、トイレは、開設期間中においてはレンタルの簡易トイレを

設置しております。また、シャワー設備はなく、必要に応じて隣接する温泉を利用するなどされております。今のところ、利用者から、お気持ちはお持ちかもわかりませんが、トイレ、シャワーを設置してほしいというような要望書をいただいたようなことはないように聞いております。

高峠公園につきましては、御指摘のとおり、今後の取り組みについて再検討する必要があるのではないかと考えております。例えば、コスモスはやせた土地でもよく生育する花ですが、ほかに高峠に適する花はないのか。実のなる木を植え、花見主体から、果実の収穫、加工など体験型の観光を交えることはできないかなど、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、既存のツツジにつきましては、これまでもお答えしておりますとおり、下刈りや施肥、カズラの除去、虫害駆除などを計画し、花の再生に努めてまいります。

次に、猿ヶ城開発については、猿ヶ城を開発することで垂水の観光がどのように変わっていくかとの御質問だったと思います。

今回整備を進めておりますキャンプ場施設ができますことで、猿ヶ城溪谷の観光施設としての価値が随分変わってまいります。まず、宿泊施設はゆったりしており、きれいで機能的でもあり、周年利用が可能であります。長期の利用にも支障なく使えますし、活性化施設は多人数で自然体験活動や簡単な食材の加工、木工遊びなど多目的に利用できます。このようなことや観光案内人の配置等をあわせて考えていきますと、猿ヶ城溪谷の利用範囲が大きく広がってまいります。

具体的な仕組みづくりはこれからでございますが、周辺の酒造所や温泉、ゴルフ場などとも連携して、単体から面にしていろいろな体験や遊びなど楽しめ、くつろげ、癒しの場として活用していける方法を検討してまいります。

○市民課長（三浦敬志） 田平議員の2回目の御質問にお答えいたします。

メタボリック症候群の診断基準は、男性の場合、腹囲が85センチメートル以上、女性の場合90センチメートル以上に加えて、脂質異常、高血圧、高血糖などの危険因子を1つ持っていたらメタボリック症候群の予備群、危険因子を2つ以上持っていたらメタボリック症候群の該当者となります。

今回の特定健診を実施するに当たって、メタボリック症候群の予備群及び該当者の推計は、平成19年度に実施いたしました基本健診と人間ドックの結果を利用いたしました。その結果、メタボリック症候群の予備群は、男性の場合、受診者の12.1%、女性の場合、受診者の11.4%、メタボリック症候群の該当者は、男性の場合4.5%、女性の場合2.2%と推計いたしました。

メタボリック症候群の予備群及び該当者への保健指導につきましては、予備群となった方に対しては、動機づけ支援という保健指導を実施いたします。保健指導の内容は、保健師や管理栄養士などが個別面接などで具体的なアドバイスを実施し、個人ごとに目標を設定していただき、半年後に状況を確認し、評価します。

メタボリック症候群の該当者に対しましては、積極的支援という保健指導を実施いたします。保健指導の内容は、個別面接などで具体的なアドバイスを実施し、個人ごとに目標を設定していただき、電話等で継続的、定期的な支援を実施して、半年後に状況を確認し、評価いたします。このほか、健診の結果異常のなかった方は、健診の結果とあわせて健康づくりに関する情報提供を実施いたします。

あと予算に関して、田平議員の御質問がございました。市の持ち出しはないかとのことで、これについて県に確認しましたところ、今、資料的にはございますが、金額的には確定していないということでございます。そのことを踏ま

えてちょっとお聞きください。

垂水市の場合、個別健診が6,500円です。補助の基本額といたしましては5,300円、それに対する補助額が1,766円、この部分がまだ決まっていないのではないかと推測されます。一応こういうことを踏まえておいてください。よろしく願いいたします。

以上です。

○田平輝也議員 最後になりました。一部質問をして、要望いたします。

漁業振興についてですけれども、新城の沖合に先ほど30業者ぐらいの方々が養殖生けすの設置を要望されているということで、予想以上でありました。

垂水市にとっては水産漁業は大きな基幹産業であり、そしてまた水産漁業で働いていらっしゃる方がたくさんおられます。今後も、漁業の振興を図るために市として何が協力できるかなど十分検討されるよう要望いたしたいと思えます。

そこでちょっとお聞きしますけれども、垂水漁協、そしてできれば牛根漁協の生けすの数は現在、全部でどれぐらいあるのか伺いたしたいと思います。

観光についてですが、まさかり海水浴場は土地の問題などでなかなか厳しいと思います。将来、できるなら新城の宮脇の下の公園や海岸を海水浴場やいろいろと開発の計画などできないかと思っております。

次に、高峠は今後も本市にとって大事な観光地にかわりはないと思います。先ほど質問しましたが、高峠にお客さんが来てくれる期間や機会をふやすために、大きな投資でなくても高峠の魅力をふやすためにいろいろの方法を検討されるよう要望いたします。

猿ヶ城については、今後、道の駅、高峠、そして猿ヶ城と垂水市の観光拠点として大いに期待しております。市長も常々、九州新幹線開業

時に鹿児島まで来た人をさらに垂水に、そのために猿ヶ城の開発をと言われております。今後、ハード面、ソフト面の整備をしっかりと進めていただくようお願いいたします。

特定健診については、先ほど個人負担がないということで、対象者のすべての市民の方々が健診をされるようさらなる啓蒙をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○水産課長（塚田光春） 今現在、両漁協で特定区画漁業権を取っている取得数ですけれども、垂水市漁協が587台で、牛根漁協が656台ございます。

以上です。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時から再開します。

午後0時1分休憩

午後1時10分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

[川畑三郎議員登壇]

○川畑三郎議員 ミャンマーのサイクロン上陸で多くの人命と家屋が奪われました。後を追うように中国四川省で最大級の地震が発生、中国政府は7日、死者6万9,100人、行方不明者1万7,600人となり、負傷者は37万4,000人になったと発表、被災者は4,616万2,000人余りになっているようであります。校舎が倒壊、300名に近い生徒が死亡した現地映像を見て、地震の被害の大きさを知ったところでございます。

世界各地で災害が発生する中、我が垂水市では3月29日夕方、竜巻が発生、住宅や農作物に大きな被害を与えました。特にビニールハウスの施設は無残なものであり、被害を受けた農家

の皆さんの今後の心配であります。

14日午前8時43分ごろ、東北地方を中心に強い地震があり、岩手県奥州市と宮城県栗原市で震度6強を記録し、9名が死亡、13名が行方不明となり、負傷者230人を超えました。災害はいつ起こるかわかりません。これ以上の被害のないことを願うものであります。

梅雨に入り、田植えの最盛期を迎え、農家にとっては忙しい時期であります。6月議会も始まりました。先日通告しておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしく願いいたします。

最初に、浄化場改修計画について。

昨年の9月議会において、垂水市給水条例の一部を改正する条例案の可決により、料金改定を今年4月1日より行い、平均14.61%の値上げをすることになりました。おいしくて安全な水を安定的に供給するための配水管整備事業、内ノ野浄水場の整備や取水方法の抜本的変更、給水人口の減少等のため、将来を考えたとき、やむを得ない改定であったと考えます。

いよいよ今年度から改修工事着工となります。3カ年の工事ということでございます。これまでの経過と今後の工事計画等についてお知らせください。

次に、旧なぎさ荘周辺の整備について。

太陽国体のとき、天皇陛下も皇太子としてお泊まりになったなぎさ荘も、閉館になって相当な年数を経過いたしました。宿泊・宴会施設として利用され、大変なにぎわいを周辺にもたらしましたが、現状は、皆さん御承知のとおり荒れ放題であります。地区の皆さんにとっては残念であると考えます。

先日、協和地区公民館での話し合いの中、旧なぎさ荘を市でどうにかならないかという声もありました。岩崎さんとも話をされたとのことでしたが、そのときの状況と市長のお考えをお示しください。

土砂災害警戒区域指定について。

先日、協和地区で土砂災害警戒区域指定についての県の説明があり、多くの住民が参加されておりました。垂水市は、平成17年に新城小谷地区の土石流発生で3名死亡など、5名のとうとい命が土砂災害で奪われました。平成18年上市木地区の地すべり、平成19年は牛根地区二川でがけ崩れなど、続けて3年の大きな被害が発生したため、土砂災害について住民も大きな関心があり、多くの方々が会場に来られたと考えます。

説明後の質疑応答で納得されない住民の方もいらっしゃいました。土砂災害警戒区域指定についての説明の内容と、その後の経過はどうなっていくのかお尋ねいたします。

防災対策について。

梅雨に入り、大雨が心配であります。3年続きの災害発生で早期避難が大事であると痛感いたしております。災害の起こりやすい垂水市であり、5月25日には大がかりな防災訓練も実施されました。危険箇所を把握されていると考えます。その状況をお知らせください。

大隅横断道路について。

大隅総合開発期成会で大隅横断道路建設が重点要望で取り上げられたと聞きます。垂水市を初め、大隅半島全域に大きな発展をもたらすと考えます。要望の内容はどうだったのか。また、市長のお考えをお知らせください。

水産振興について。

水産業を取り巻く環境は、魚価の低迷、石油製品の値上がり、飼料、生えさの高騰などで厳しい経営状況であります。そういった苦しい状況を打開し、経営安定を図るため、本議会において、水産振興資金の創設のため予算計上されました。

3月議会において、水産業に対し側面からの援助をお願いいたしました。早速水産振興資金貸付金の創設を提案していただき、関係する1

人として大変ありがたいことでもあります。これから審議されるところですが、制度の目的と貸し付け内容についてお尋ねいたします。

また、垂水市漁協では、最近、水産大手会社より海外輸出向け冷凍カンパチの委託加工の依頼があり、それに向け、今年度加工機器設備等の導入を国の補助事業ですよう進んでいるとお聞きいたしております。これにより、委託手数料の収益確保にもつながります。

養殖漁業が厳しい中ではありますが、一貫した事業が求められる現在であります。この事業に対する国・県の補助は幾らか、市の補助はどうなっているのかお尋ねし、1回目の質問を終わります。

○水道課長（迫田義明）川畑議員の浄水場改修計画について、担当課長でございます水道課長の私のほうでお答えさせていただきたいと思っております。

議員御承知のとおり、平成15年度に策定しました垂水市上水道事業基本計画におきまして計画なされたものでございまして、事業実施に当たりますは、平成18年度から本格的に取り組んできたところであります。

それでは、平成18年度からの取り組み内容を初め、平成21年度竣工予定までを順を追って説明、報告させていただきたいと思っております。

平成18年度におきましては、上水道事業変更認可をいただくべく、計画給水人口及び計画給水量等を実情に合致した計画値への下方修正作業や、配水区の変更作業、また、中でも浄水方法等の選定には腐心したところでございます。

浄水方法の選定に当たりますは、上司からの「垂水の水はとてもおいしいということを徹底的に生かしなさい」という指示のもと、緩速ろ過方式、急速ろ過方式及び膜ろ過方式の大きめに3方式ある中、処理フローや使用薬品、処理性能、施工性、経済性、維持管理性など、その他も含め徹底的に比較検討し、現在の緩速ろ

過方式を選定したところであります。

平成19年度におきましては、県より上水道事業変更の認可をいただいた後、9月議会におきまして、水道事業の設置等に関する条例及び給水条例の改正案を提案、御承認いただいたところであります。

内容としましては、給水人口や1日最大給水量等の変更、全体平均14.61%値上げをいたしました水道料金等の変更でございまして、水道料金の改正につきましては、まさに浄水場改修に当たっての資金面の確保、財政の健全化を考えたものでございます。また、浄水場改修に当たっての工法協議等を重ね、実施設計に当たるとともに、それに附随した形で城山団地地区の施設の更新も一部行っております。

平成20年度でございますが、工事の本格着工ということで、初年度といたしまして、前処理ろ過設備及びこれに附随する工事、また、安定的な取水を行うために、第1、第4及び第5水源地の改修を予定しているところであります。それと、城山団地地区の施設の更新が今年度で終了する予定でございます。

平成21年度でございますが、既設緩速ろ過池の改修工事及びこれに附随する工事ですが、これにつきましては、耐震化も考慮した上での工事でございます。これにより、計画給水人口1万5,000人、1日最大給水量8,400トンの施設規模の施設となり、浄水場を将来的にも継続的安定供給が行える施設としてレベルアップできることとなります。

また、平成22年度におきましては、緊急時あるいは災害への対応といたしまして、本管バイパス工事、浜平大都線への配水管布設を計画しているところであります。これにより、さらに安心な水を安定して継続的に供給できる体系、体制が構築できることとなります。

以上が、今年度より本格的着工いたします浄水場改修計画の内容でございます。

○市長（水迫順一）川畑議員のなぎさ荘周辺の整備についてお答えをしたいと思います。

実は垂水市交通機関として乗り込んでおられますフェリー事業の岩崎グループの果たしていただいております役割というのは、垂水市にとっても大きい問題がございます。そのために附随するいろんな問題等を、岩崎芳太郎社長と年に1回から2回のペースでいろんな要望をやって、お願いをしましりました。話し合いは継続したものがいっぱいございます。

まず、解決したのは例の林道問題、咲花平ですね。牛根麓、それから海潟、両方から進んでおる中で、上の頂上付近が岩崎グループの持ち物であったために十何年にわたって問題解決が滞っておりました。そのことも御理解をいただきました。

そのほかに問題提起しておるのは、なぎさ荘が海潟の中心部にあって、今のような状態では海潟に大きな迷惑をかけるし、万が一あそこが火事が起こった場合に、海潟一辺、北西の風に乗って一面全部焼けてしまいますよと。それから、企業としての役割をその辺でも果たしていただきたい。まずあの建物を壊して、何か利用していただく方法、それをできるだけ早く検討していただきたい。このことは海潟地区民にとっては非常に大きな問題だし、中心部にあれだけの老朽化した施設があること自体が問題があるんですと。

それから、やはり海潟、垂水市漁協もあり、それからまた江ノ島を抱えておまして、将来的にやはり観光の拠点としての開発も今後は考えていかなければならない場所であるというようなこと等を申し上げておりました。

そのほかにも、今、フェリー駐車場の駐車場が本当に、夜帰ってきて、鹿児島から、どこへとめたかわかりませんよと。水たまりもいっぱいあって、こういう、おたくを利用するお客さんの駐車場でありながら、この整備をしていた

だくことはもう本当に急いでいただきたいということ等を申し入れております。

この件については、ちょうどあそこが1万坪あるそうですね。それで、舗装しますとちょうど1億円かかると。これには、岩崎さんの財政状況からしまして、早急にやはり舗装するということは申し上げられませんという回答でしたので、これも引き続いて、そんなことでは利用者の利便を図れないじゃないですかと。それから、垂水市の本当に玄関口としての役割も果たしておる駐車場ですので、その辺は再考いただきたいということで、引き続いてこのお願いもしております。

それから、二、三申し上げますと、この旧垂水港からボサド棧橋に高速艇を走らせたいと、フェリーはフェリーでつないでいていただいて、車なしのお客さんを本当にボサド棧橋と20分ぐらいでつないでいただきますと、鹿児島市の北部との垂水の時間距離がうんと短くなります、そのことはフェリーに私は影響しないと思えますと。本当に袴腰に駐車場を求めて、袴腰フェリーを使って北部鹿児島市との用を足して帰ってこられる方がたくさんおって、袴腰はもう駐車場も満杯状態なんです。ですから、垂水にその人たちを引きとめて、ここから行っていただきたい、帰ってきていただきたい、そういうことを市としても望んでおるんですと。市民ももちろん、そういう利便性を図ることは大方賛成をもらえるというふうに思いますというようなことと。

それから、最終便も今、10時半になりまして非常に不便なんですね。大きな取引をして鹿児島市で食事をしたり、二次会に行ったりした人たちが、もう本当に二次会にも行けない時間に帰ってこなければいけない、これは本当にそういう利便性を阻害していますよと。だから、もう1便でいいから、11時半ぐらいにもう1便できないですかというような問題等も提起してお

りますし。

それから、岩崎さんとの関係というのは、フェリーで鹿児島市を結んでおるという意味からしますと、うちの夏祭りを初め、いろんなイベントには、うちが一生懸命やることで岩崎さん、本当にフェリーの利用面で会社にとっては大きなプラスじゃないですか、この辺の協力方、いろんなイベントへの岩崎さんの協力方も今後お願いしますと等々いろんなことを要望しておりますが、今のところ、最初言いましたように、林道問題が片づきました。次はやはりなぎさ荘もしかり、それから駐車場もしかり、この辺をしっかりと要望しながら詰めていきたいと、そのように思っております。

なぎさ荘については、今まで何か買い手が入ったという話もちょっと聞きました。だけど、あそこは2つの温泉源を持って良質な温泉がわき出ておりますから、ここの利用というのは本当に垂水市にとっても、ぜひ活性化のためにも岩崎さんの協力、努力をぜひしていただきたいと、そういうお願いをしておるところでございます。

なぎさ荘問題については以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 川畑議員の土砂災害警戒区域指定についての御質問にお答えいたします。

まず、今回の説明会ではありますが、がけ崩れや土石流といった土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や住宅等の新規立地抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとする土砂災害防止法に基づき、県の主催で行われたものでございます。

会の内容としましては、土砂災害防止法の制度の説明とあわせまして、今回、地形や地質、土地の利用状況などを調査し、作成した区域指定案をお示しする内容で、6月2日から6月6日にかけて各地区公民館で住民の皆様説明を

実施したところでございます。

今回の説明後、どういった経過になっていくのかという御質問でございますが、今後の県の手続の流れは、6月20日までは閲覧期間が設けられ、県砂防課、大隅地域振興局建設部、本市の総務課で区域指定案を閲覧することができます。その後、8月下旬ごろに公示の手続を経て、区域指定案が確定する見込みでございます。

垂水市は、平成19年に3月と12月に、そして今回の指定で市内全域において土砂災害警戒区域と土砂災害警戒特別区域の指定が終わりとなります。本市といたしましては、この区域指定に基づきまして、平成18年度に作成しました防災マップの見直しを行っていくとともに、早目の避難につながるよう、現在、地域にあります自主防災組織のリーダー育成のための研修や組織の活動支援を行うことにいたしております。

続きまして、防災対策についての御質問にお答えいたします。

梅雨に入り、大雨時の被害が心配される中で危険箇所を把握されていると思うが、その状況はということでございますが、本市では、梅雨を前にしまして去る4月18日に、市長以下各対策部長、警察の参加により、主な危険箇所の防災点検を実施いたしました。

また、5月28日には、これまでになかった取り組みとしまして、国土交通省大隅河川国道事務所、県砂防課、大隅地域振興局建設部、砂防ボランティアの皆さんの御協力のもと、国・県・市合同によります危険箇所の巡視を行いまして、入梅前に災害復旧工事の進捗状況や災害防止のための工事が必要な箇所の状況把握を行ったところであります。今後も、関係機関と連携を密にしながら、防災対策に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 川畑議員の大隅横断道路に

ついでに質問にお答えをしたいと思います。

これにつきましては、今申されましたように大隅総合開発期成会で重点項目として取り上げていただきました。その経過等について、初めてお聞きの方もいらっしゃるでしょう。お話をさせていただきますと、東九州自動車道路が年々々々着工が早まってきております。森山先生初め、大変な御苦勞の中で、年間130億円を超すような予算がついてきておまして、進捗がここへ来て早まってきたなという感をしております。

これまで東九州自動車道路につきましては、高隈山を越してちょうど東側に鹿屋申良インターができる計画でございますが、そことの距離を考えた場合に、垂水市からの利活用というのは非常に難しいなと、厳しいなという考えをしておりました。

ところが、ある技術屋さんのアイデアをいただきまして、猿ヶ城から直接トンネルを掘った場合に、4キロと2キロとありますが、全長で5.5キロぐらい、区間は約22キロございます。その間のトンネルを掘った場合に、インターから垂水の市街地、市役所まで大体25分前後で来れますよということなんですね。そうなりますと話は違ってきますし、大いにこの東九州道路の垂水市民の利活用ができるんじゃないか。そうなりますと、産業その他で大きな影響を、いい影響を受けられるというふうに判断をいたしました。

そして、これは1市で取り組んでいくには非常に大きな問題でございますので、まず大隅開発期成会に重点目標と掲げていただくには、やはり二、三の市が一緒になって提案をするべきだと判断をしました。そして志布志市長のところへ参りました。この案を持って行きました。

東九州自動車道路ができますと、志布志からそのインターまで20分弱だというようなことでございますので、垂水市にそこからまた25分前

後になりますと、本当に40分そこそこで志布志から垂水に来れるということになります。そうなりますと、今、220号線と224号線を使いまして袴腰まで、垂水から道路整備が224が進んできましたので大体25分で行ける距離になりました。そうしますと、大体1時間ちょっとぐらいで志布志から袴腰へ行けると。桜島架橋問題が解決しますと、本当に3分、5分ぐらいで渡ってしまうということになりますと、大変な時間短縮に志布志からもなるということがわかりましたので。

今、志布志港というのは、いつも私は申し上げるんですが、大隅半島に消費地から直接交通機関が乗り入れているのは志布志港の「さんふらわあ」であり、それから外航もかなりございますし、それからターミナル、志布志港の整備が着々と進んでおります。中核港として本当地の利を得た港であると。そういう意味からしますと、南九州の発展に果たす志布志港の役割が非常に大きいと。特に、1次産品を搬出する大隅半島にとっては、この航路はあるいはこの港の発展はなくてはならないんだという意味から、志布志港の発展が大事であるということ。を常々申し上げてきておりますし、志布志町ももう当然その主張は同じでございます。

今、志布志から鹿児島市へのアクセスが問題なんですね。2時間以上かかるというような現状で、本当に志布志港の発展を阻害する大きな要因の1つではないかというふうにも考えておりましたので、志布志市長に話をしましたところ、これは大変な大きな問題だと、ですから、これは一緒にやりましょうというような話がございました。

それから、2人でもって鹿屋市長のところへ行きました。当然鹿屋市長も、申良方面を中心に鹿児島へ1時間で行けるような地の利になれば大変鹿屋市としても本当に利活用の面で大きな変化があるということで、賛同していただき

ました。

やはりこの東九州自動車道をうまく活用することが大隅半島の発展に大きくつながると、そういう意味からしますと、この横断道路を本当に要望の重点事項として取り上げていただいて、このことには国会議員初め、多くの賛同者を得ながら進めていかなければいけないと。

3市長で近く国交省にも行く予定にしておりますし、森山先生には半年ぐらい前からこのことは話をしておりました。前向きにとらえていただいております。垂水の発展もまたもう1つこの要素が加わればありがたいなど。そういう意味では、今後また議員の皆さんのお力もかりながら、垂水市の提案で、3市共同の提案というような形で進めていきますので、どうか御理解と御協力を賜りたいと、そのように思っております。

○水産課長（塚田光春） 次に、水産振興策について、川畑議員の質問にお答えいたします。

水産振興資金貸付金制度の目的ですが、市の基幹産業である水産業の振興と経営の安定化を図るため、水産振興資金として漁協に1年未満の短期の貸し付けを行うものであり、今回の貸し付け内容は、垂水市漁協がカンパチの稚魚を購入するのに必要な資金の一部を充てるものがあります。

貸し付け理由ですが、今回の貸付金は、カンパチ稚魚の購入費用の一部に充てるため垂水市漁協へ貸し付けるものでございますけれども、垂水市漁協のカンパチは、漁協が各養殖業者からの希望尾数を取りまとめて中国から稚魚を輸入し、仕入れたものを、4月から6月の間にそれぞれ養殖業者へ引き渡しております。この時期に導入した稚魚は、翌年夏場から翌々年春先までに3.5キロから3.8キロぐらいの成魚となって出荷されていくこととなりますが、漁協としては、共販体制のもと垂水カンパチの周年出荷体制を維持していくためには、どうしても毎年

この時期に稚魚の導入を継続していく必要があります。しかしながら、生えさや重油価格の高騰により生産コストが上がり、稚魚導入に一部資金不足を生じるため、養殖漁業振興のため短期貸し付けをするものであります。

次に、垂水市漁協魚加工場の加工設備機器の導入における市からの補助金はできないかという質問についてお答えいたします。

確かに川畑議員御指摘のように、垂水市漁協では、最近、水産大手商社から自社のカンパチを欧米輸出向けとして委託加工依頼されているという先々明るい話も来ており、魚加工場の稼働率アップと収益の確保、また加工場がフル稼働することにより雇用の確保にもつながるものと、大変期待しているところでございます。しかし、それには加工機器の整備が必要になることから、今年度国の補助事業で実施するようにしており、補助率が、国が70%、県が5%程度負担するようになっております。

市におきましても、重油価格の高騰や、えさの高騰、魚価の低迷等という厳しい状況下の中で、漁協の事業でもあり、しかも今は収益の確保が一番大事な時期でもあります。また、この加工機器を入れることにより、収益の確保はもちろんのこと、雇用の確保も図られることから、市の補助も前向きに検討しなければならないと考えております。

以上で説明を終わります。

○川畑三郎議員 今、雨もやんでおりますけれども、きのう、きょう大変な雨が降りまして、今、市長のほうからお話がありましたが、災害対策本部を設置したというようなことであります。

今までは、田植えができるだろうかというような状況の雨の降り方でした。川も流れては途中で小さくなったりして、大変もう水を心配しておったわけですがけれども、ここ数日の雨で川も大きく流れるようになりました。しかし、今

度は一方、雨が多くてまた災害の心配もせないかんと。ちょっとちぐはぐな気持ちになるわけですが、降るときは降らなければならないのかなと思ってはおりますが、災害のないことを願いたいと思います。

順を追っていきますけれども、災害対策本部も設置されたということで、一部の議員が「はよ、やれよ」と、「もう2回目は、えやねか」というような声もありましたけれども、持ち時間が私の分も1時間ありますので、ちょっと質問させていただきます。

浄水場の改修計画について、課長のほうから十分な説明をいただきました。

これは、9月の産業厚生委員会で給水条例の中で値上げに私たちも賛成したわけですが、おいしい水を市民に飲んでいただくためにはどうしても値上げをして、新しい浄水場の改修をやらなければならないというようなことでありまして、4月1日から14.61%の値上げということになったわけで、さっき言いましたように、いたし方ない値上げであったと思っております。

3カ年計画ということで課長のほうから丁寧に説明がございましたが、ここで、大きな仕事でありまして、資金面、財政的なことも常に念頭に置いていかなければいけないと私は考えているわけですが、思いますが、平成19年度の決算について今後審議されていくわけですが、19年度の損益の状況はどうであるのか、2回目に質問をしていきたいと思っております。

次に、なぎさ荘周辺の整備についてですが、市長のほうからお話ございました。

岩崎さんといろんな面で協議をされたということで、垂水市のために幾つかの協議事項を出し、話をされたようございまして、なかなか先に進まない状況ではないかと思っております。

牛根麓林道のほうについては話がついて工事が着々と進んでおいて、この分については私た

ちも地域の住民としてありがたいなと考えております。岩崎さんも話をすれば必ずわかってくれる方だと思っておりますので、引き続き、心を込めて岩崎さんとお話していただければ、いろんな面で実現すると思っておりますので、市長のほうも執行部の長として頑張っていただきたいと、そういうことをお願いしておきます。

次に、土砂災害警戒区域指定と防災対策については、これは連携しているわけですが、先日もこの土砂災害警戒区域指定について、これは災害防止法ですか、これによって県が説明するというようになっておるようでありまして、各地区全部済んだということですが、協和地区が最初でありまして、ちょっと住民との折り合いというか、何というんですかね、意見の違いで、ちょっと議論が盛り上がったところですが、そういうことでありまして、みんなわかっていただきたいなど、いろんな面でわかっていこうとしようと思えば私はないと思うんですが、住民の方も、もう一方的に意見だけ言って、人の意見を聞こうとしないという方も一部、どこの地域もあると思えますね。

だから、そういうことでちょっともめたというんですか、あったわけですが、最終的にはおさまりましたけれども、今後、こういうことで指定をされていくわけですので、係のほうでも質問が来たら丁寧にその面を説明して、わかっていただくように進めていっていただきたいと、私はそこを要望しておきたいと思っております。

それと、防災対策ですが、災害警戒区域指定と同じようですが、今さっき私も話をしましたように、大雨が降りますと大変災害が心配です。これから雨と、それと台風時の雨ですね、これが大変心配ですので、これについては危険な箇所を把握しておいて、関係の方々も連携をとりながら、最小限に災害を食い止め

てするように頑張っていたきたいなと要望をしておきたいと思います。

それと1つ、防災対策ということで、私が昨年の12月議会で、海潟の鶴田川の上流のダムのところにあります、ちょっと話を聞きますと、横文字でスリットダム内のということでしたけど、私は初めて聞きました、ああ、スリットダムというのかなとお話を聞いたわけですが、ここにまだ流木が、除去をお願いしておいたわけですが、まだ除去していないという状況の中で、土木課長にも再度お願いしたわけですが、その辺のことについて、再度御答弁を土木課長にお願いしたいと思っています。

大隅横断道路については、そういうことで重点項目として上がったということで、すぐできるようなことではないとは思いますが、桜島架橋と連携したそういう運動を進めて、必ず実現をできるようにみんなで頑張っていきたいなと思っています。市長も頑張っていたきたいと思っています。

それと、水産振興についてですが、今、水産課長が詳しく説明していただきました。損失補償のおかげで垂水市漁協、牛根漁協、それなりの実績が私は上がっていると思います。大変厳しい養殖業界ですが、一番苦しい時期ではなかろうかと思っています。損失補償もあと、22年の10月までということですね、牛根漁協は23年の3月までですが、それを乗り越えたら十分楽になる経営になっていくと思います。それなりにいろんなお話があって、漁協はどうかという心配をさせていただいております。心配をさせていただくということは大変ありがたいことだと思います。それなりに両漁協も頑張っていくだろうと、私は考えております。

そういった中で、苦しいこういうときにまた今回、水産振興資金の貸し付け制度を今回議会

に上げていただいたということは、私もそれに関係する議員として大変うれしく思っております。これから委員会審議があって本会議といくわけですが、どうなっていくかわかりませんが、苦しいときにやっぱり助けていくということは、これは人間として当たり前なことではないかと思っております。必ずこの結果がよければ、最終的にはまた我がほうにも返ってくると、私は思っております。

どうかこの制度を有効に使って、本当はこれは両漁協で、通ったらですよ、牛根漁協と垂水市漁協でそれを利用していくという立場にはなろうかと思っておりますが、これはまた牛根漁協と垂水市漁協との協議でどういう方向になるかは知りませんが、これを議員の皆さん方にもお願いしますが、どうかお助けになって、通していただいて両漁協を助けていただきたいなと、私はお願いするところでございます。

そういうことで、一応2回目は終わりたいと思います。

○水道課長（迫田義明） 川畑議員の2回目の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

平成19年度水道事業の損益状況についてでございますが、行財政改革の推進、中でも施設機器故障等への早期対応ということが功を奏しまして修繕料等の予算残が多くあり、2,900万円程度の利益を生じることができたようでございます。

以上でございます。

○土木課長（川畑信一） 議員質問の鶴田川上流のスリットダム内の流木の除去につきましては、昨年12月の議員質問の後、現況の写真を撮影しまして大隅地域振興局にお願いいたしました。大隅地域振興局でも現地を確認しておりますが、議員が御指摘のとおり、まだ除去されておられません。各地のスリットダムが同様な状況で、予算要求はしておりますが、すべてのスリ

ットダムの流木を除去するには予算が確保できていないということのようです。しかし、地域住民の安心のためにもこのスリットダム内の除去は必要と思いますので、今後も要望を続けてまいりたいと思います。

○川畑三郎議員 お願いですけれども、この浄水場の改修計画については、大きな事業であると私は考えておりますので、どうか事故のないように計画どおり進めるように、進んでいくようお願いいたしたいと思います。料金が相当上がっているわけですがけれども、それにこたえるような施設をつくって、おいしい水を提供していただくようお願いいたしたいと思います。

土木課長につきましても、また県のほうにお願いして、ぜひ除去ができるようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、9番森正勝議員の質問を許可します。

[森 正勝議員登壇]

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさまです。眠い方はちょっと肩を回してください。余計なお世話をしまして済みません。

ミャンマーのサイクロン災害による死者、行方不明者は13万人以上、中国四川大地震の死者は、6月11日現在6万9,146人、行方不明者は1万7,516人に上っております。これらの皆さんと、先月6月8日、東京秋葉原で不慮の事故で亡くなられた7人、それから6月14日、岩手・宮城内陸地震で亡くなられた9人と11人の行方不明の方々に心から哀悼の意を表したいと思います。また、地震によって被害を受けられた皆さんにお見舞いを申し上げます。

秋葉原の事件につきましては、パソコン世代の人たちにやはり中学校、高校で、人の命の重さと他人に役立つために生かされているというようなことを、「人間学」というような科目を設けて教える必要があるのではないのでしょうか。

それから、地震につきましては、さきの3月

議会で、垂水市内の小・中学校の耐震診断と耐震補強をお願いしました。国も負担率を3分の2に引き上げております。スピードを上げてこの問題に対処していただけるようお願いして、質問に入ります。

まず、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業についてでございますけれども、今年の12月議会でも質問いたしました。現在までの成果と課題について、また、液肥の活用はどうなっているのか教えていただきたい。

次に、市道整備についてでございますけれども、昨年、県道では整備不良事故が9月現在、県全体で29件発生しております。垂水市での市道の事故と整備不良箇所についてはどのように把握されておられるのか、教えていただきたいと思っております。

次に、牛根境地区の国道拡幅についてお聞きします。

二川、上ノ原は今年10月より用地交渉に入ることですので、先日、国土交通省の用地課の黒木氏と立川氏が来られまして連絡をいただきました。境地区は暫定税率の問題が影響して少しおくれるのではないかと考えますが、わかっている範囲で教えていただきたいと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業についてお答えします。

メタンガスは順調に発生しておりますが、プラントへの投入量について昨年来、どの程度の濃さが適当なのかを探るために、投入するふん尿の含水量を調整しながらの投入を繰り返してまいりました。現在は95%程度の濃度で安定運転しており、データから判断して、現在使用しているふん尿であればこれが最適な含水量であろうと思っております。

これまでに精製装置のふぐあいや充てん装置の故障などの問題が起きましたが、いずれも重

大な問題には至っておりません。そのほか、攪拌機の故障により2週間程度ふん尿の投入をやめたり、道の駅でポンベ接続部の減圧弁が故障して1週間程度使えなかったこともあり、実際の運転に支障を来す故障も発生しております。これまでのいろんなふぐあいについては実証実験において想定の範囲内で、今後の運転には支障ないと報告を受けております。

これまでの実証実験を通じて判明したことは、実用化するために解決しなければならない課題であり、機器の障害に関しては解決したり、方法が見つかっておりますが、一番の課題は輸送に関する問題であります。高圧で充てんするために、200立方メートルの容器が1.5トンもの非常に重たい容器になり、クレーン付きの大型車を使用している現状にあります。そして、高圧であるがために厳しい法規制も受けております。現在、これらの解決のために低圧で充てんできる鑄造容器を開発中で、早ければ秋口にはテストができる見込みであります。

また、液肥に関する利用についてでございますが、このことは今後の展開のこともあり、農林課とも協議を進めております。成分の分析結果をもらっておりますが、今回の実証実験に関するデータで、肥料に関する分析と若干内容が異なりましたので、再度の分析をお願いしているところです。

また、本事業の評価委員である北海道大学名誉教授の松田先生は消化液の研究者でもあり、先日お話を聞く機会を得ましたが、有効成分の多い消化液を捨てるのはもったいないことで、使い方には若干の工夫が必要であるものの、葉物の栽培や、豆類、花卉には有効で、ビワなどに使っても甘みが出ておもしろいのではないかと話されております。現在のところ、肥料としての使用につきましては、試験圃場での利用を試みてから、その結果を踏まえて農家にも勧めてみたいと考えているところでございます。

○土木課長（川畑信一）議員の、昨年の市道での事故についてお答えいたします。

交通安全協会に市道での事故の件数をお聞きしましたところ、数が多くて分類できていないとのことでしたので、道路上での人身事故のみでお答えいたします。

道路上での人身事故は、19年度垂水市内で国道88件、県道6件、市道30件、その他5件の計129件であります。その事故の原因が道路の整備不良によるものであるとの情報は得ておりません。

続きまして、牛根境地区の国道拡幅についてお答えいたします。

牛根境地区の国道拡幅整備については、昨年度地元振興会から現道の歩道整備としてほしいとの要望がありましたので、大隅河川国道事務所に要望の申達を行っております。そこで、国道事務所に見通しをお聞きしましたところ、牛根境地区の歩道拡幅については、平成20年度の新規事業箇所として採択されたとの回答をいただきました。

なお、道路特定財源が一般財源化された場合の影響については、現在のところ大隅河川国道事務所が把握している情報では不明であるとのことでした。

以上です。

○森 正勝議員 再質問をさせていただきます。

バイオマスフィールド事業テストでございませうけれども、タウン構想の中で、現在のプラントのフルスケールという構想があるようでございます。つまり、今のプラントの10倍のプラントをつくれば商業ベースに乗るといふようなことがありますけれども、私は全国の、2カ所ぐらいしかわかりませんが、2カ所のバイオマスプラントの状況を考えますと、このフルスケールという事業には非常にリスクが大きいというふうに考えます。そのあたりをどのように考えていらっしゃるのか。

また、実証実験後、満足できる結果が得られた場合、将来垂水市への売却予定というのがございます。これも非常に問題だと思ふんですけども、これは今までの市長の努力と、それからいろんなマスコミ等へのPR料ということで私も何とか理解はしたいと思ふます。どうせ買い上げなきゃいけないだろうというふうに思っておりますけれども、これはこれでいいとしまして、売却後の運営形態はどのように考えていらっしゃるのかお答えをいただきたいというふうに思ふます。

それから、市道につきましては、整備不良箇所はないということでもいいんですね。そういうふうに理解します。あれば、やはり行政連絡等でいろいろ問題が出てくると思ふますので、これについては、そういったときに早急に対処していただきたいというふうに要望をいたしておきます。

関連ということで、牛根の岳野の周回道路についてお聞きいたします。

これは市長の選挙の時点での公約でもございましたんですけども、周回道路を、生活道路でもございますので、全面舗装するというのが理想なんですけど、せめて悪いところ、今で言えば神社付近だけでも整備していただいて、それから舗装していない部分は、何というんですか、グレーダーというんですか、ああいうので削っていただければというふうに思ふんですけど、その辺のところをお答えいただきたいと思ふます。

それから、国道につきましては、暫定税率の影響はわからないということもございますが、今後我々も、市長もそうですけれども、いろんな要望をいたしまして、牛根に続いて境もできるだけ早く拡幅していただくように我々も努力していきたいというふうに思っております。

それで、1つお聞きしたいんですが、今、200ミリの通行どめということで、これは19年度で

解消するという事になっていたんですよ。それで3カ所ぐらい工事をして、それが終われば200ミリも19年度で解消するという事になっていましたけれども、これがどうなっているかということをお聞きしたいと思ふます。

それから、今ございます150ミリの規制でございますが、これが市道になったということで、今の150ミリはどうされるのか。その辺のところについてお聞きしたいと思ふます。

これで、再質問を終わります。

○市長（水迫順一） バイオマス関連の2回目の質問にお答えをしたいと思ふますが、今、御存じのように、実験期間が3年の中の2年を経過して、大まか順調に推移しておると。問題点が、今、課長の説明でありましたように幾つも出てきたのは事実ですが、それを解決するための3年間でございますので、これはもう、その解決ができないものではないという意味からしまして、順調にいつておるというふうに判断をしております。

全国のを2件ほど検証したと言われました。ただ、垂水方式の違いだけは御理解をいただきたいと、そういうふうに思ふます。全国、こうやってボンベに詰めて、95%ぐらいのものを詰めて、ほかに移動してそれが利用できるんだというのが垂水方式でございますので。今までの実験は大方がその畜舎とかその辺の、ボンベに詰めて移動するには足りない密度、60%ぐらいの濃度でございますので、ほとんどが。そういう意味からしますと、画期的な実験事業であるというふうに思っております、一生懸命取り組んでおるわけでございます。

売却後の問題。あと1年ありますから、今いろんな形で検討を始めております。この実験が本当にいろんなところから注目されて、今の時代に合ったですね、CO₂削減初め、そしてまたいろんな排せつ物初め、いろんな利用ができるという意味では非常に時期を得た実験事業であ

るし、これは成功させて、市民のためにどのような利用、仕方が一番いいのか。そして垂水市のためにも、将来においてもどのような方法がいいのか、民活をひっくるめていろんな検討を今後していかなければいけないというふうに思っておるところでございまして、またいろんな御意見等も賜りたいと、そのように思っております。

私のほうからはそれだけ。

○土木課長（川畑信一） 岳野地区の道路整備について。

岳野地区は、地区内にある市道の草払い等、毎年ボランティアによる奉仕作業を行ってもらい、大変感謝いたしております。

集落内の市道で一部舗装等の傷みのひどいところがあることは把握しておりますが、再度現地を調査して対処したいと思っております。

続きまして、2点目の牛根境地区及び牛根麓地区の国道220号線の雨量による交通規制についてでございます。

まず、牛根境地区の200ミリの交通規制は、境と浮津間の残っております防災工事が終わりますと、境集落の福山寄りの港の先に規制のゲートに移したいとのことで、200ミリの規制が全面解除にならないのは、福山側の防災工事が完了していないとのことでございます。

牛根麓地区は新しく国道が建設されましたので、国道そのものには通行どめはございませんが、市が引き取りました旧国道区間は150ミリの規制がそのまま継続することになります。今年度国道事務所より、旧国道の出入り口に規制用のゲートの設置をしてもらうことになっております。

○森 正勝議員 まず、フィールド事業テストでございますけれども、いろんなテストをされて、いろんな課題を解消してテストは終了するということでは理解するんですけれども、その後なんですよね。要するに、フルスケールにす

るのか、また民間、今、バイオガス・ネット・ジャパンというような会社を民間の企業等で設立されております。私は、フィールド事業のフルスケールということは非常に、少し疑問を持っているものですから、垂水市自体がフルスケールでやるというのは危険性があるんじゃないかというふうに思います。であれば、せっかくバイオガス・ネット・ジャパンとかいうような民間の企業を立ち上げていらっしゃるわけですから、経営母体はそちらのほうに移せば、垂水市としては、リスクは避けられるんじゃないかというふうに思います。

やはり先日、いちき串木野市のごみ処理と発電のプラントが中止になったということが報道されておりました。あれと同じというわけにはいきませんが、やはり我々としては、一番考えられる最低のことを想定してやっていかないといけないというふうに思いますので、せっかく今まで行政改革やりながら、そして財政改革をして財政もよくなってきているわけです。こういったことを続けていけば、垂水は非常に財政もよくなるというふうに市長みずからも言われているわけですので、やはり細心の注意を払いながら、このフィールド事業テストの今後については対処していただきたいというふうに思います。何か意見がございましたら、一言おっしゃってください。

それから、岳野の市道につきましては早急に対処していただけるようお願いいたしておきます。

国道につきましては、歩道は広げるということは要望とかそういうので聞いておきまして、牛根の場合も歩道は広げるということになっていて、道路はそのままというふうになっているんですが、境はどのような形にするのか。はっきりわからないと思うんですけれども、わかっている範囲で少し教えていただければというふうに思います。

これで、再々質問を終わります。

○市長（水迫順一） フィールドテスト事業なんですけど、これを別に今、フルスケールでやろうと決めたわけでもございませんし、今後いろんなことを勘案しながら、将来の垂水市にとって何が一番いい方法なのか、市民にとって何がいい方法なのか、市民にメリットがある方法は何なのか、いろんなことを考えながらやっていかなければいけないと思っておりますし。

ただ、問題なのは、技術的な問題で、市の職員がかわってできる問題じゃないんです。ですから、一部技術屋は、今の実験事業に参加した人たちの手助けをいただかなければいけませんし。

それと、11社のそういうネットワークができた、これは1月19日にできました。垂水方式が非常にすばらしい、これを支援、拡大していこうという考え方ですが、これは日本総研初め、いろんな企業が、東京ガスとかいろんな企業が、大手が入っております。ここに丸投げして、本当にそこにすべていいところを取っていかれて、垂水市には結果として余り残らないなというようなやり方は私は反対だと。

ですから、さっきから言いますように、垂水市にこれから先、本当に夢として、これが市民の生活にプラスに影響する、あるいはいろんな施設の利活用がこれでできるというような方向はやっぱり考えながらやっていきたいと、そのように思っております。

○土木課長（川畑信一） 3回目の牛根境地区の国道の改良について。

国道事務所にお尋ねしておりますが、歩道幅、車道幅等の詳細は、20年度の新規事業ということで採択されたばかりでございますので、これから調査測量を行い、改良事業の打ち合わせの中で検討していくとのごとくございました。（森正勝議員「どうもありがとうございます」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 お疲れさまです。

それでは、質問をしていきたいというふうに思います。

先ほど森議員が言われたとおり、岩手・宮城内陸地震被災に遭われた方々、亡くなられた方には哀悼の意をあらわし、なおかつ、一刻も早く、けが、また被災された地域は復旧されることを、私たち自身もさまざまな形で応援をしていきたいというふうに思います。

日本の食料と農業は、新たな深刻な危機に直面しています。危機を克服していくためには食料自給率の向上を真剣に目指し、安心して農業に励める農政への転換が求められています。また、持続可能なエネルギーの問題への追求も自治体で挑戦が始まっています。だからこそ地方としても方向性と展望を持った取り組みが求められています。その推進のために、生活の安定対策と地域振興策など持続可能な地域づくりが一層重要です。今回はこういう観点を踏まえながら質問をしていきます。

最初の質問は、多くの国民の怒りが噴出し、廃止を求め、また自民党元幹部からも中止、見直しが出ている後期高齢者医療制度への市長の見解をたずねます。

改めて問題点を整理してみますと、国庫負担を減らし、低所得者に重たい負担を押しつけ、今後も保険料が大幅に上がることで、医療の制限につながる診療報酬制度と一体となっている問題です。だから、小手先の手直しで国民の怒りを解決するものではありません。この制度は廃止するしかないと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

次に、特定健診について伺います。

この健診の目的は、メタボリック症候群を早期発見し、特定保健指導で改善させるものです。

また、特定健診は腹囲を重視する一方で、貧血や心疾患など、その他の病気を発見する検査は必要に応じた2次検査へととなります。特に、糖尿病は腹囲だけでははかれないと言われています。日本人は肥満とは関係ない分泌低下が多く、余り太らないうちに糖尿病になると学会でも認められている内容です。

福岡県久山町では、40年間にわたって地域住民の健康状態を調査しています。そこでの結果で、日本の基準のメタボの人とそうでない人では、脳血栓や心筋梗塞の発生率には変わらなかったということです。

特定健診は、市民の健康と命を守ることにつながるでしょうか。市民の命と健康を守るためには従来の自治体検診の取り組みを充実させ、検診率を高めるということが大切であり、その結果、医療費削減にもつながると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、安全対策について伺います。

社会生活を揺るがすような凶悪事件が絶えません。事件を繰り返さないためにも、その社会的背景を究明する必要もあります。

垂水市の防犯、交通問題など、安全対策も日常時から対策が必要です。平成17年には安心安全まちづくり条例も制定されました。きょうは、この条例の観点も踏まえながら、市としての役割、対策の提案をしながら、ただしたいと思えます。

1点目は、マイロードと市道との交差点の安全性や対策は十分かということです。

2点目は、学校周辺の防犯灯の設置状況と管理は問題ないかということです。

次に、防犯パトロールへの支援は必要ないかという問題でもあります。

それぞれ各地域での自主的な取り組みとして防犯パトロールが活動しています。この活動には心から敬意をあらわすものです。ところが、最近の燃料の高騰で活動が制限される事態も声

として寄せられています。

そこで、鹿児島市の支援状況はどうなっているのか。これを踏まえて、垂水市で何らかの支援策が検討できないか伺います。

次に、災害対策として学校の耐震化への取り組みについて伺います。

中国四川省地震からの教訓から、学校耐震化促進法が改正されました。先般、計画の見直し、前倒しを求めて申し入れも行いました。どのように対応されていくのかお聞かせください。

次に、災害対策として、予防防災対策の課題は何かということで2つの点から伺います。

1つは、自助・共助の自主連帯の防災まちづくりを醸成していくためには、地域別の災害を想定した防災まちづくりであるところの訓練及び学習会が必要と考えますが、考えをお聞かせください。

2点目は、災害時に自治体が迅速に対応できるように訓練や対応はされているかという問題です。災害時は非常に混乱した状況下で、実施手順や判断基準の計画書があっても、ふだんとは異なる業務をしなければなりません。業務能力を少しでも向上させるには、ふだんからの実地的な訓練を通じ、そして習熟し、能力向上を図ることが求められています。管理職や担当職員に何が必要と考えておられるのか伺います。

次に、農業問題について伺います。

1点目は、竜巻災害など自然災害から農業をどう守っていくかということで伺います。

まず、職員の皆さんの奮闘には敬意を表したいと思います。今回の災害でも改めて問題点、課題点、教訓が浮き彫りになりました。災害に遭ったときには、問題は再出発できるかどうかということです。それに対応する補償制度などありますが、問題点もあり、克服するのは簡単ではありません。災害復旧の手当てがどうしても必要です。私は、農家の意欲と再生産力の維持のためには、県とも連携し、独自の支援策を

検討していくことが求められているというふうに思います。

埼玉県では、昭和53年農業災害対策特別措置条例を導入し、農家を災害時に支援しています。どのような支援策が検討されたのか。また、埼玉県のような支援策についてどのように考え、行動されるのかお聞きをいたします。

2点目は、飼料高騰で畜産農家等をどう守っていくのかという点を伺います。

これについては、2つの取り組みが必要と考えます。1つは、国に対して価格安定基金や、えさの補てん基金等の対策を求めていくこと。もう1つは、独自施策で現状に対応していくことと思います。

私は、えさ米など自給飼料をふやし、荒れた農地や里山を活用しての放牧等も検討できるのではないかと考えます。全国の取り組みや本市での可能な取り組みなど、検討されていることについて伺います。

次に、定住促進住宅問題について伺います。

管理開始から1年が経過しようとしています。住むということは住環境の整備も必要なことであり、そのことが定住促進の目的を達成すると考えます。事業計画としての財政収支の面での課題もありますが、住んでもらわないことには収支の改善は図れません。

そこで質問しますが、定住促進のためにも駐車料金問題を初め、高齢者、障害者対策など、解決しなければならない住宅環境問題があるというふうに思います。どのように対応されていく方針かお聞かせください。

また、安心して暮らしていくためには住宅改修等の負担区分も明確にしていくことも課題だと考えます。入居者の意見も尊重して作成することを求めますが、見解をお聞かせください。

最後に、市民生活を守る上での住民税の減税の拡充、改善の必要性について伺います。

高齢者の方は、年金は減らされ、税制の改定

での税の負担はふえ、生活がますます困難になってきています。若者も、低賃金で生活保護基準以下の生活を強いられる不安が常に存在をしています。

このような中、全国でも、生活を守る観点から、減免条項、規則等の見直し、救済対策がとられています。これまでも法律や条例を踏まえて提案をしてきましたが、再度提案いたします。

市民税基準規則の市長が特別に減免を認める者に「生活保護基準以下」を書き込むべきではないかと考えます。この点について市長の見解をお聞かせください。

また、これ以下の対象者はどのくらいなのか。均等割を減額したらどのくらいの内容になるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

再質問は保留いたします。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、2時40分から再開します。

午後2時27分休憩

午後2時40分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

持留議員の質問に対する答弁を求めます。

○市長（水迫順一）持留議員の、後期高齢者医療制度は廃止しかないのではないかとのお尋ねにお答えをいたします。感王寺議員のお答えにも私の考え方を述べさせていただきましたので、重複するかとも思いますが、その点はお許しをいただきたいと存じます。

この制度のすべてを否定し、即廃止というのは、混乱をさらに広げ、長引かせるだけではないでしょうか。新制度を廃止したとして、膨らみ続ける高齢者の医療費をだれが支えるのか。この制度を廃止し、とりあえず従来 of 老人保健制度を復活させるのか。老人保健制度にも大き

な問題があったことによる新制度、後期高齢者医療制度であったのではないのでしょうか。新制度が迷走する今、やるべきことは、問題点を洗い出し、新制度が高齢者の生活実態等に即した制度となるよう、制度の是非、問題点を徹底的に議論することであると考えます。

あと、住民税の減免基準につきましては税務課長のほうから答弁いたします。

○市民課長（三浦敬志） 議員の、特定健診だけで早期発見、早期治療は可能かのお尋ねにお答えいたします。

40歳以上の市民を対象として行われました基本健診は、ことしの4月から特定健診、特定保健指導に変わりました。40歳から74歳までの方が対象となる、内蔵脂肪症候群と訳しますが、メタボリック症候群の概念を導入した新しい健診制度が特定健診、特定保健指導です。

これまでの健診では、病気の早期発見、早期治療が目的でありました。これからは、メタボリック症候群に着目し、生活習慣を改善するために保健指導を行い、生活習慣病の有病者予備群を減少させる、予防を目的としております。そして、病気と生活習慣との関連を理解してもらい、生活習慣の改善をみずから行えるように支援する特定保健指導を実施してまいります。

○市民相談サービス課長（島兒典生） 2点目の安全対策問題についてお答えいたします。

安全確保のために防犯では、警察防犯パトロール隊や青パト隊の協力をいただきながら行っております。

2番目のマイロードと市道や県道の交差点での対策の必要があるのではないかということですが、マイロードにつきましては、マイロードの性質上を考え、関係機関と検討いたしてまいります。

3点目の防犯灯の設置状況ではありますが、19年度は28件、18年度は31件設置いたしております。管理については、振興会のほうで行ってお

ります。

2番の防犯パトロール隊への支援は必要ないかということですが、鹿児島県では油代の助成を年間1台当たり1万8,000円を3年間行っております。また、青色回転灯等、用品で1台当たり5万円以内、また、パトロール隊1団体当たり帽子、たすき、腕章等、パトロール用品を5万円以内の範囲で助成を行っております。

垂水市では、ほとんどボランティアに頼っております。確かに現在のガソリン代の高騰については何らかの考慮する必要があると思います。今後、関係課や関係者と協議し、少しでも助成はできないか検討していきたいと思っております。

○教育長（肥後昌幸） 持留議員の学校施設関係の耐震化計画についての御質問にお答えします。

本市の学校施設の耐震化計画につきましては、国の第3次地震防災緊急5カ年計画にのっとりまして、平成20年度から年次的に整備する方向で進めております。

先日の中国四川省の大地震は多くの児童生徒が犠牲になる非常に痛ましい出来事でありました。また、国内でも14日、岩手・宮城内陸地震が発生し、犠牲者が出るなど、大きな被害が出ているようでございます。謹んで御冥福をお祈りしたいというふうに思います。

国では、この四川省大地震を受けまして、公立小・中学校の耐震化工事の補助率を拡充する地震防災対策特別措置法の改正案が可決されました。この改正案は、市町村の費用負担割合がかなり縮減される内容となっておりますので、財政当局と協議しながら、計画の前倒しを含めて、この耐震化計画の見直しを進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 持留議員の御質問にお答えします。

自主連帯の防災まちづくりを醸成していくた

めには、市民自身が防災の主人公であることを再確認し、地域密着型の防災を目指すことで、その自発的な活動の組織化を、すなわち自主防災組織の設立と活動支援に積極的に取り組み、自助、共助の力を高めていかなければなりません。そして、行政と市民との連携を図ることで、公助と共助、自助のつながりをつくり出していかなければならないと考えております。

議員御指摘の集落単位での訓練につきましては、市民の防災意識の高揚はもちろん、災害に備える力を身につけるための取り組みの1つとして、持続的かつ意識的、総合的に推進していく必要があると考えております。

自主防災組織もつくっただけでは、実際に機能するものでなければなりませんので、防災の担当課といたしましては、機会をとらえて訓練の実施等につきましてもお話をさせていただいてきているところであります。

また、地域にある組織を支えていただいているリーダーの皆様に対する研修につきましては、地域の防災活動の活性化を図るということでも欠かせないものと考えておまして、ことしは11月ごろをめどに、専門家の講演など研修会を開催する計画で進めているところであります。

本市の場合はどうしても土砂災害に目が行きがちですが、本城川など河川流域では土砂災害はなくとも水害が想定されるわけですので、そういった地域にも自主防災組織の設立の働きかけや、訓練等の実施に当たっては、地域特性を考慮したものをお示していかなければならないと考えております。

自主防災組織率も5月1日現在68.8%まで高まってきております。今後も積極的に自主防災組織の設立と活動支援に努めてまいります。

次に、業務能力向上のための対策と態勢の検討はとの御質問ですが、坂崎危機管理監を迎え、本年4月に総務課内に危機管理対策室を設置しまして、危機事象が発生または発生するおそれ

がある場合、市として速やかに初動態勢を確立し、実効ある各種対策が迅速かつ的確に実施できるようにするための検討を始めたところであります。

その取り組みの手始めとして、去る5月25日に実施いたしました市総合防災訓練の訓練種目にも職員参集訓練を新たに加え、職員の危機管理意識の高揚を図ったところをごさいます。今後は、抜き打ちの参集訓練や災害図上訓練等の実施も検討しつつ、危機管理に対する意識改革に努めてまいります。

災害時における緊急対応、状況判断の訓練と管理職と職員のあり方には何が必要かとの御質問ですが、御指摘のとおり、災害時の状況判断というのは非常に難しいものでありますので、まずは、危機管理意識を持ちつつ、状況判断に必要な各種情報の共有という点も重視し、取り組んでまいりたいと考えております。

このことは、災害対策本部はもちろんのこと、各対策部においても同様でございますので、各対策部においても所掌事務について何をすべきかを再確認する必要があり、その点につきましては直近の課長会でも説明をすることといたしております。また、職員による図上訓練につきましても、今後検討してまいります。

人事異動で職員がかわっていきますことから、それに対応できるような体制づくりも目指してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 持留議員の、竜巻災害などの災害から農業を守る対策についてお答えいたします。

市の対応、それから対策、県の対応、経緯については、葛迫議員の質問の回答と重複いたしますので省略させていただきます。

今回の災害時における教訓ですが、まずは危機管理、危機意識を持ち、農家の皆さんの心のケアを最重点に、何を望まれているかの的確に把

握ることが大切であると思います。あわせて、県との連携をとり、事業の要望、導入を行っていきたくてお思います。

なお、指摘の埼玉県の条例等をお示しいたしましたが、国、鹿児島県の段階で農業施設等の災害復旧事業がない中では、共済制度の充実について、被災者の再構築のために要望を行い、加入率を上げる必要があると思います。

続きまして2番目の、えさ高騰時代に対して畜産農家等を守る対策にどのように取り組んでいるかということにお答えいたします。

本年度取り組んでおります事業についてであります。畜産農家は、国の事業であります耕畜連携水田活用及び非主食用米低コスト生産技術確立等の事業、いわゆる水田対策事業ですが、事業により、飼料用稲を2名の農家が約84アール、今回導入して作付をいたします。

園芸農家は、県の事業で施設園芸の省エネルギー化を推進するため、施設園芸原油価格高騰緊急対策事業で多重被覆装置、いわゆる2重、3重カーテン等の設置の希望をとりました。希望者は2組の8人です。補助率は2分の1で、県に要望してあります。本年度のみの事業であります。

全体としましては、県に申請いたします軽油引取税の免税制度を認定農家の方々及び農業委員の方々へ周知をしております。

○土木課長（川畑信一） 5番目の定住促進住宅問題の定住促進と住宅環境改善の検討の中の、1番目の駐車料金の見直しなど早急な解決が必要との質問でございますが、錦江町、水之上定住促進住宅の購入は、昨年6月議会に提案し、家賃、共益費、駐車場料金等についても議決をいただき、1年が経過しようとしております。

駐車場料金の見直しですが、定住促進住宅の駐車場は、住宅地以外に駐車場専用として土地を確保して整備した経緯や、定住促進住宅の購入については、今後20年間の収支計画も示して

ありますが、いまだに入居世帯数も目標に達していない現在のところでは、駐車場料金を見直す予定はございません。

また、住宅の高齢者等の入居者に対する改良でございますが、水之上定住促進住宅には身体弱者向けの住宅が2戸ありますが、1戸は空き部屋となっております。一般世帯向け用の住宅のバリアフリー化には、1階の床の高さや玄関のひさしの高さ及び階段の高さなどの関係で、これを改造して身体弱者向けの住宅とするには多額の費用を要することや、現在、身体弱者向けの住宅に空き家、空き部屋があることなどから、住宅の改造の計画はございません。

2点目の住宅修繕の負担区分は住民の意見も尊重して作成してはとのことでございますが、現在、住宅の修繕は、給水施設、排水施設、電気施設、床等の修繕が多く、ほとんどが市の負担で実施しております。入居者に修理してもらうのは、入居者個人が設置しましたシャワーや網戸などと、本人の不注意により傷つけたものとなっております。今後、管理していく上で必要であれば、国や県の住宅修繕の負担区分表を参考にしながら、市の負担区分表も作成していきたいと思っております。その際、入居者の意見も参考にすることになります。

○税務課長（川井田志郎） 6番目、市民生活を守る問題。減免制度の拡充と改善で市民生活の支援を。住民税の減免基準について生活保護基準以下は「特別に減免を必要と認める者」に入れるべきではないか（所得基準として定める。）について、お答えいたします。

議員も御存じのとおり、個人が1年間に得る所得には、国の税金である所得税と地方税である市民税、県民税がかかります。このうち、市民税と県民税を住民税と呼び、1月1日在住の市町村で取りまとめて課税されるもので、前年1年間の所得により求める所得割額と均等割額から成ります。

均等割額は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を納税するものでございます。扶養人数によって判定基準がありまして、所得金額は変わります。判定額は、扶養なしの方の場合は28万円、1人扶養の方は73万6,000円、2人扶養の方は101万6,000円、3人扶養の方は129万6,000円、4人扶養の方は157万6,000円というような判定基準となっており、この金額以下の所得であった場合には、均等割額は発生いたしません。ちなみに、市民税の均等割額は現在3,000円、県民税均等割額は1,500円となっております。

議員御質問の住民税の減免基準について、生活保護基準以下を所得基準として定め、特別に減免を必要と認める者に入れるべきではないかというような御質問でございますが、このようなことにつきましては、判断基準が難しく、他市の状況等を参考に、今後検討してまいりたいと思います。

また、垂水市税条例で市民税の減免規定がありますが、その2に「当該年度において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者」との条項もあります。該当するような方がいらっしゃいましたら、市県民税の納期限前7日前までに減免を受けようとする理由を記載した申請書を提出していただくこととなります。

以上で説明を終わります。

○持留良一議員 では、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、後期高齢者の医療制度の問題についてなんですけれども、これは回答は要らないんですけれども、要は、先ほど市長が2点ほど、混乱を来すということと、医療費の問題を言われましたけれども、もう実施前から、去年の秋からこの問題は選挙結果も含めて混乱をし、なおかつ実施後も混乱をしている状況なんです。そうしちゃうと、なぜ今問われているのかということとはもうはっきりしているというふうに思

います。だから、市長の指摘は当たらないというふうに思います。

医療費の問題でも、これ自体は国がそもそも医療費を削減したと、削減してきたということに大きな問題があるわけですね。市長も一番それは痛感されていると思います。特に、国保なんかの問題では国がさまざまな形で一般財源化してまいりましたし、そのことによって自治体の国保財政が厳しくなってきたということも御存じかと思います。

また、国の医療費削減制度で年間、今、社会福祉関係は約2,800億円、毎年のように減らしてきて、厚生大臣ももうこれ以上減らせないと言われていています。それはなぜかという、結果として医療崩壊につながっている現状があると。医者不足とか、それから産院の不足、それから子供たちを診るそういう専門の不足、これが結果として生まれてきているんですね。

だからこそ、やっぱりこの点については、医療費の問題というのは、やっぱり国がきちっともとの補助率に引き上げていくということが何よりも解決の方法だと思うんですね。そのことをこのような形で高齢者の皆さんに線を分けて求めるというのは、絶対これはおかしいというふうに思います。

高齢者の方はこんなことを指摘をされています。「90歳にもなる人間から保険料を取る世の中をどう思いますか」と、「長い間、御苦労さま。これから安心して暮らしてくださいと、制度をつくってほしい」と、ある高齢者の方はこんなことを言っています。「死ぬまで保険料を払うことを考えると悲しい」と。こんなことをこういう制度でつくってきている。

この指摘に対して、やはりそれぞれ自治体の長というのは、感王寺議員の指摘もあったように、市民の福祉増進に努めていくというのが自治体の長の責任だと思うんですね。そこにやはりどう責任を負うのかということが、この後期

高齢者医療制度ではそれぞれ市長や町長に突きつけられていると思うんですよ。ある意味では、国の指摘するようなことをオウム返しの言いはいかなかなというふうに私は思います。

狛江市の市長は、実施前からこの点については抜本的に国に対して主張をされているんです、抜本の見直しをなさいと。実施後もそのことを主張されています。果たしてどっちが本当の市民の立場に立った市長か、このことを言えばもう明らかだというふうに思います。私は、そういう点では市長の政治姿勢が問われている問題だということを指摘して、この点については終わりたいと思います。

安全問題なんですけれども、先ほど言われましたけれども、マイロードの関係なんですけれども、その前に防犯灯の関係なんですけど、ここに2つの事例を持ってまいりました。

これは中学校周辺の内容です。これはもう壊れて、そのまま下を向いたまま、真っ黒になって放置されている。このグラウンドのほうは、このセンダンですかね、これにもう覆い隠されて明かりもつかないというような現状です。

それから、これはマイロードと市道との関係です。これは松原、これがタイヨー前、これはちゃんと横断歩道がしてあります。これは、タイヨーの裏側の駐車場のところは横断歩道もありません。

そして、一番今回問題にしてきている垂水スーパー「ママ」のところとの関係で、一番子供たちが使うところの道路の関係です。ここは頻繁に車も通り、なおかつここが狭いという関係で、学校関係者に聞いても、今年度にもう4回も運転者からクレームが来たというような状況で、非常に危ないです。私もこの前、2時間ほど公民館長さんと一緒になって立って状況を観察してまいりましたがけれども、非常にここは危険性が高いということで、当然そういう問題が起きるなというふうに思います。

そういう点では、ここで大事なのは、それぞれ振興会がしているんですよとか、学校がするんですよとかと言うんじゃないくて、やはりこの安心安全条例も含めて、垂水は条例もつくったわけなんですね。じゃ、この目的は何だったのかということ、やっぱり地域コミュニティの再構築をしていこうじゃないかと、地域でみんな安全を守っていく。そして足りないところはそれぞれ地域が連携しながら、それをカバーしていこうじゃないかというところが最大の眼目だったはずなんですよ。

だから、そういう点に関してやっぱりきちっと、こういうところは定期的に関係機関とも協議しながら、関係機関に調査もお願いしながら、一体となって自助、共助も含めて、この点でもそういう役割を發揮していくことが大事だと思うんですよ。

そういう点では、やはり十分なまだ対策もとられていないし、今後関係機関とも協議していくといいますか、具体的にやっぱりこれを日常の市の仕事として、関係機関とも連携しながら、それぞれ各地域、振興会にも働きかけていって、先ほど言いました地域とのコミュニティの再構築を図っていくと。そのことによって、子供たちの安心・安全を守っていくということを今、非常に重要になってきていると。だからこそ、この条例も生かしていかなきゃならないと思うんですよ。まだまだ生かし切っていないので、そのあたりでやっぱり強い決意と、そういう取り組みの方向というのを示していただかなければいけないと思います。

例えば、これについては学校との話では、ここにアーチ型をつくって、ここは若干車の出入りもあるみたいなので、そういう点では、この部分で子供たちが一たん停止。こちらから特に多いのは、城山団地、市木からの子供たちが本当に頻繁にここを通って行きます。一たん渡って、こっちに行かなきゃならないんです。こ

っちへ行けないんです。なぜかという、ここに横断道路がずっと、歩道か、歩道がある関係で、子供たちはどうしてもここを渡って行かざるを得ないという状況があります。そうしないと、子供たちの安全が確保できないということになっていますので、そういう点では、この対策なのか、この対策なのかというのは、なかなかまだ私自身の研究でもわからないんですけども、学校関係者としたら、こういうアーチ型をつくって、一たん子供がそこでとまるような仕掛けもつくってもらったほうが、今の道路法との関係も含めていいのではないかな。

だから、そういう具体的な協議の場をぜひ持っていただいて、こういう対策については積極的に市が役割、かわりを果たしていくということをぜひ取り組んでいただきたいというふうに思いますが、そういう点について、こういう実態を踏まえながら、市長の見解をお聞かせいただければというふうに思います。

それから、学校耐震化の問題なんですけど、見直しを進めていくということだったんですけど、私は、先ほど言ったとおり、私たち自身も3つの観点に立って教育委員会には申し入れをしましたし、また市長に対しては、財政問題も含めて内容について申し入れもいたしました。

そこで2つ、十分聞き取れなかったんですけども、要は、私はその中、学校施設等ということも踏まえて入れたと思うんですけど、中国の四川省の教訓でも、今度の東北の地震の教訓でも、やっぱり避難施設が非常に重要な役割も果たしているということになったときに、今の中学校の跡地利用も含めて、どうしていくのかということがやっぱり重要な問題としてあると思うんですね。今の現状だと、壊すか廃棄するかいろいろなことを検討されているんでしょうけれども、しかし、安全問題、避難場所という関係の中で、この部分をやはりこの間の教訓を生かすならば、そのあたりをどのように考え

ていくのか。

なおかつ今度の、先ほど前倒しもしていくという中で、そのこのところの施設関係もきちっと考えていくのか。このことをやはり私は大事な教訓としてこの中に生かしていかなきゃならないと思うんですが、その点について十分触れていらっしやいませんでしたので、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、この問題というのは、やはり財政が大きな問題だと思うんですね。申し入れしたときもこの財政問題が重要だという認識だったというふうに思うんですが、やはりこの点についてはどのような形で、担保として財政課との協議も当然されたと思うんですが、そのあたりはどんなふうに今後、方向性として、方針として見直しをしていくということは、単純に計画だけじゃなくて、その裏づけである財政も保障されていないとこの計画は前に行かないというふうに思うんですが、その点についてはどのように協議の中で担保されたのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、災害問題に移っていきますけれども、今、自主防災の問題がいろいろ言われ、なおかつ自助、共助の問題、それから地域再生の問題等、いろんなことで災害についてはそのあたりの力関係で成り立っていくということが言われているんですけども、先ほど言われたように、そういう点は非常に重要だというふうに思うんですが、また、地域防災計画の中にも災害種別の中身にも触れなきゃならないというふうになっているんですけど、特に私は、中央地区の問題というのをじゃどうするのかというのがあると思うんですね。

きのう、ある方にお聞きしたら、昭和28年から30年の間に本城川がはんらんして、松原地区あたりが浸水したということもお聞きをしました。そうなってくると、やっぱり中央地区というのは、そういう洪水のはんらんを想定した形

で住民の中に災害想定を投げかけていきながら、先ほど言った自主防災の組織化、自助、共助の取り組みというのは十分できるというふうに思います。

そういうところも含めて、積極的に私はその役割を果たすべきだと思うんですが、今まではこれに関しては公助だという形で位置づけられて、非常にある意味では市の役割が住民の考え待ち、自主性待ちだったと思うんですね。その自主性を引き出せるためにもやっぱりそういう仕掛けをしていくことが非常に重要だと思うんですよね。それは公助でも何でもないと思うんですよ。それは本来のやっぱり防災対策とは自治体の役割ですから、そういうところをしっかりと持って、意識的に目的的にやはりそういう取り組みを想定しながらやっていくと。

せっかく地域防災計画も見直しをされたわけですから、そういう観点に立ってこの問題は、例えば、先ほど言いました中央地区だったらそういうことを想定して、そして、どこに来たら、どの雨で本城川がどうはんらんしたら、どういう形で浸水していくのか、シミュレーションも専門機関の力をかりればできると思うんですね。やっぱりそういう形でこの取り組みをして、自助、共助の醸成に努めていくと。その結果、自主防災をさらに一層高めていくという関係がつくっていけると思うんですよ。

やっぱりそういうところでどうなんだと、そういう困難な問題が、なかなか立ち上がらないところにはそういう想定をしたやっぱり取り組みをしていくべきだというふうに思いますが、この点についてお聞かせください。

それから、業務能力の向上のためのということでいろいろ指摘もされ、取り組みもそういう形でされていくというふうに言われました。非常にそういう観点に立った取り組みが重要だというふうに思います。

特に課長が言われたとおり、経験を積んだ、

また専門性を持った職員が育たない環境、それは定期異動も含めてありますから、どうしてもそういう困難な問題を抱えてくると思うんですね。そういう意味では、ロールプレー型の図上訓練、先ほど課長も指摘されましたけれども、そういうことも非常に重要だと思うんです。

もう1つは、やはり専門的な機関の指導を得るということも大事だと思うんですね。これだけ災害がさまざまな形で毎年起きる中、職員の皆さんのやっぱりそういう専門性を高めていくのは、そういう専門機関の役割を得ながら、ロールプレー型の図上訓練を徹底して行っていくと、それによって職員の業務能力を高めていくということが非常に重要だというふうに思います。これはまだ全国でもなかなか取り組みが進められていないので、ぜひそのあたりを垂水が率先してその模範例をつくっていくということでも、ぜひ専門機関の力をかりながらやっていただきたいなというふうに思います。これについて市長の考え方をお聞かせください。

それから、農業問題です。

私は、この問題から何を教訓として得たのかということで、先ほど葛迫議員を含めて整理してみますと、1つはやっぱり国としての災害対策の問題、そしてまた当然、補償制度、保険制度は必要ですので、そのあたりでやはり問題点があったということと、なおかつ、その間を埋めるためには、県・市連携した補償制度がどうしても必要だということが最大の教訓だというふうに思うんですね。

先ほど課長は、県に対しての働きかけをほとんど何も話されませんでした。そのあたりについて私、質問をしていますので、どうなのかですね、再度お答えいただきたいというふうに思います。

1つは、昨年の中越地震後、被災者再建支援法が、今まで家屋の解体、撤去のみだったんですけど、住宅本体にも使用できるようになりま

した。これはやはり地方でそういう取り組みをした結果、国自身も制度を見直さなきゃならないというふうになってきたわけですね。そういう点では、やはりこういう垂水、そして鹿児島県含めて、災害の多いところでそういうきちっとした取り組みを対応できるような条例をつくっていくことが非常に重要だと思うんです。そのためにぜひ、私たちも粘り強く応援もし、努力もしていきたいと思っておりますので、まず自治体として国や県にそういうことをきちっと働きかけていくということはどうなのかということですね。

もう1つは、共済制度です。共済制度の問題点は、充実を求めていますと言われましたけど、その中身は何なのか、実際、共済制度の問題点は何なのか、そこを明らかにしないと、この問題の前進は図れないと思うんですよ。

今、いろんな議論もされていますけれども、この共済制度について改善点を図っていかないと、実際、農家の方々の意欲や、また農業の再生産へ向けた取り組みはなかなか補償されていないと思います。当然、本人もこういう形で保険という共済制度は参加していかなくちゃならない点ですけども、しかし、やはり先ほど言われたとおり、問題点があると言われるんだしたら、そのあたりは何なのか具体的にお示しいただいて、そのためにその改善の解決に努力していくということが言えて当然ではないかと思っておりますが、その点についてお聞かせください。

それから、えさ高騰の問題ですけども、今回、飼料米をつくっていくということが2農家が手を挙げられたということと、あと2重、3重のカーテンの被覆の問題もあったということです。

私は、えさ高騰時代の問題では、今、こういう時代をどうとらえるのかというのが非常に重要だと思うんですね。そのためにはやはりこの垂水で農家の飼料を、自給を賄っていただけるぐら

い取り組んでいくと、そのための対策を講じていくというぐらいの決意がないと、私は今日のえさ高騰時代の中で、なかなか根本的な問題は解決できないのかなというふうに思います。そういう点で、そのあたりの自給飼料を高めていくという点で、課長の考え方はどうなのかお聞かせいただきたいと思います。

その他、自助的な努力として、言いました繁殖牛の里山放牧の問題も、今、全国でも改めてまたこの点は注目もされ、全国でもいろいろな取り組みがされています。

ある畜産農家に聞いたら、以前、駒ヶ丘でもやっていたということも言われていました。ある意味では、今日のこういう状況を考えるならば、いろんな角度からこの問題は取り組む必要があるというふうに思いますけれども、そのあたりで市長の考え方、この点についてお聞かせいただければというふうに思います。

草地畜産種子協会というのは、指導、援助はやると、市、県を通じて補助を求めていければ私たちも応援しますというようなことを言われていますので、ぜひこのあたりも、以前のそういう経験があるのならば、その教訓を生かして今の、今日のえさ高騰時代の中で、この展開をどうしていくのかということでお考えをお聞かせいただければというふうに思います。

それから、定住促進の問題なんですが、事務事業評価の結果ということで、この前、ホームページを見させてもらったんですけども、この中でも、「施設の整備に努めてほしい」という声、それから「高齢者や障害者にも優しい住まいとしての対策も取り組んでほしい」と、さまざまな要望も出されています。その中に駐車料金も要望として、意見として出されています。そして、この中で、費用等を調査した後、各課で協議する予定ですと、今後、各課関係で協議する予定ですというふうなこともこのように書かれています。

私は、特に駐車料金問題というのは、他の状況等も踏まえて、特に錦江町のほうは非常に高いという中身があるんですけれども、入居されている方々は一体これが何に使われるのか、その根拠も十分わかっていないというふうに思うんですね。説明もされているのか、私自身は入居者の声を聞いたら、そういうことも納得されていないようだったんですけれども、やはりこれだけのなぜ料金が必要なのかということも含めて、私は説明する必要があると思うんですが、やはりこういう形で、事務事業の評価の形で出されている以上、いろいろな形で、先ほどの回答と若干矛盾する点があるというふうに思うんですけれども、このあたりとの整合性、出された意見と回答された点での整合性についてお聞かせください。

最後の減免問題なんですけれども、他市の状況も踏まえながら、今後検討もしてみたいということでしたけれども、私は市のホームページも見させてもらって、減免の内容についても見たんですけれども、非常に、例えば固定資産税、国保税、それから住民税、その中身は規則との関係でも非常に整合性のない部分もあるんですね。意図的にその項が削除されたのかわかりませんが、例えば市民税の中には、市長が特別に認めるというのはこのホームページの中には書かれていません。しかし、規則の中には書かれているということもあります。だから、規則に書かれて、書かれていない部分も結構あるんですよ。だから、一度これを見ていただきたいというふうに思うんですが。

要は、生活保護基準以下というのは、要は最小限度の生活費というふうにこれはとらえてもおかしくない問題だと思うんですね。それだけ生活保護世帯には税金もかかるような仕組みになっていない。ということは、税金の立場を考えると、生活費には税金はかけないという、これがある意味での税の原則だというふうに思

うんですね。實際上、生活保護以下で、また所得税のかからない方の間の層の方々というのは非常に一生懸命努力もされていると。しかし、それでもやはり厳しい生活の中で生活しなきゃならないというこの現状は全く変わらないと思うんですね。だからこそ国会でも、自治体が生活保護基準以下も特別な事情に入れてよいと考えれば、それはいいですよというようなことも言っているんです。

そういうことを考えると、やはりこれは市長自身がこの問題を特別な事情と見ようと、今日の生活状況の中で、本当に高齢者やまた若い人たちも生活保護以下の生活で大変だと。そうであるならば何らかの手助けをして、その人たちを支援していくということもこれは当然あっていいわけですよ。だからこそ規則では、市長が特別に認める事由ということも書いていると思います。なおかつ、それ以下に対しては税金をかけない。これが税の原則ですから、そういうことを踏まえて、これはあとはもう市長の決意だというふうに思うんですが、その点について、市長の決意はどうかお聞かせください。

○市長（水迫順一） 幾つか私に振っていただきました。その中で、後期高齢者問題については持留議員とはちょっと考え方が違いますので、ここで議論をさせていただいても一致は見ないだろうと。

ただ、国、県の大きな見方からしまして、国、県の借金が800兆円を超すんだと。2011年にはプライマリーバランスを黒字に持っていきよという背景が一方にあって、そして一方は、そういうような本当に高齢者の医療費がどんどんどんどん上がってくる。今、四、五人で支えておるのが、2人の子供たちが支える時代がもう来るよという中で、今、抜本的な改革をやっていかなければいけない。

ですから、後期高齢者制度がスタートして、いい点もあると思います。悪い点もちろんあ

る。運用面でそれは直そうということですから。また、保険料を取り上げてみても、実際調べてみたら、6割以上の方が高齢者は安くなっている。だけど、問題なのは、低所得者が上がっていると、この辺ですから、この辺はしっかりと議論を踏まえて、運用面で修正していけばいいことだと思います。もとに戻すこと自体が大変な混乱と大きな問題をさらに抱えるということ、もう1回私のほうは申し上げておきたいというふうに思います。

それから、集落の防犯灯初め、歩道の問題も具体的にお話をされました。子供のスクールゾーンの歩道関係とか、本当に安全ということはこれはしっかりやらなければいけないと思いますね。ただ一方、集落の防犯灯というのは、いろんな振興会がそれぞれに要望して、つけてきた経緯がございます。それが悪くなったら、やはり振興会からも教えていただかなければいけない。だから、こっちが点検するのは、本当に職員が減る中で、仕事がふえる中で、本当に今までと同じようなことがやれるかという、そうではないんです。やはり防犯についても協働のまちづくりに進めていかなければいけない。その辺は市民の啓発も必要でしょうし、振興会の役割もしっかり果たしていただきたい。そういうことのお願いはしていきたいと思います。

それから、災害に対します専門的な立場での職員の研修とか、それから、えさの高騰問題については、担当課長が一生懸命、今2人とも取り組んでおりますので、まず課長から答弁していただいて、足りなかったら、もう1回振ってみていただけませんか。

○教育長（肥後昌幸）耐震関係ですけれども、この特別措置法の改正案は、平成20年度から22年度までの3年間のこれは時限措置なんですね。ですので、垂水市内の小学校は3年間、22年までには終わらせたいというふうに思っております。

中学校の跡地利用につきましては、今、地区別協議会のほうに、どういう使い方をしたいとか投げかけてありますので、それをまた結果を見て、こっちでまた考えていきたいと思っておりますけれども。3中学校のいわゆる耐震につきましては、現在のところ考えておりません。

○総務課長（今井文弘）予防防災対策としての課題はないかというところでの御質問の中での、自主連帯の防災づくりの醸成をしていくためにという御質問の中ですが、中央地区の問題が出ましたですけれども、議員が言われるとおり、今、確かに中央地区の自主防災組織の設立につきましてはまだまだ少ない状況でございます。私どももまずは土砂災害の危険地域ですね、そういう地域を中心にしたところでのまず自主防災組織を立ち上げていただくということでこれまでやってきまして、68.8%というところまでは来たわけですけれども、議員が言われるとおりに、土砂災害だけではなく、例えば本城川がはんらんした場合、そういう水害もあるんだというようなところでのやはり中央地区の方々の住民の危機感、そういうものを持っていただければ、こういう自主防災組織もできていくんじゃないかなというふうに考えます。

今後は、そういうようなやはり防災意識を皆さんに持っていただくという中で、ぜひ自主防災組織を早くつくっていただきたいというところでのお願いはしてまいりたいと思います。そして、やはりそういうつくるだけではなくて、やはり動ける1つの自主防災組織をつくっていくのがまた役所の、自治体のまた役目でもあるというふうに思っておりますので、まずつくっていただいて、そしてまたそれを動ける体制づくりをまた支援していくというひとつのもので、行政といたしましては努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、業務能力の向上という中でも、やはり専門家をやはり借りたりしてひとつ研修しな

がら、やはり図上訓練等、そういうのをやっていかなければいけないんじゃないかというふうにおっしゃいました。確かに職員についてもやはり、いざそういう事態になった場合にどういうふうに動いていくのかというのが非常に一番大事なところだろうと思いますので、先ほど言いました自主防災組織の地域の方たちだけではなくて、やはり職員の皆さんもそういうような訓練、そういうものをやっていかなければならないというふうに思っております。

○農林課長（山口親志） それでは、持留議員の2回目の質問にお答えいたします。

まずは、葛迫議員のところでは経緯をとということで省略した部分がありましたので、再度お答えいたします。

竜巻が起きましてから、垂水市でできることは垂水市でやる、農家でできることは農家でやる中で、再構築のために県の事業が必要ということで県と協議をしまして、資金に関しても県の利子補給の関係、市の利子補給の関係、それから県単事業を県が3分の1事業を提示していただきました。そういった中で、現在の事業の中ではそういった事業しかありませんでした。

そういった中で、農家の方々にも説明をしまして、農家からの要望の中で別な場所への降灰事業というのは別に出てまいりました。そういった経緯の中で農家にも説明をしまして、いろいろこの災害復旧のために問題点が見えてきたことは事実です。

それで、その中で、まず1番目の埼玉県の県が持っている条例等の検討ですが、これはもちろん県のほうに働きかけをしていくかということですので、これはもちろん県のほうにお願いはしていくつもりでおります。

それから、共済制度の問題は何かということですが、これは結局19人のうち1人しか共済に入っていなかったのは、先ほども申し上げましたとおり、減価償却の関係で8年過ぎますとハ

ウスの価値がゼロに等しいわけでありまして、そうしまして、だんだん減価償却でハウスの価格が落ちてきますので、農家の方々が新規の後に2年、3年後に共済を掛けられない事実があるわけです。そこが問題点だと私は思っております。

ですから、農家の共済に掛けて、補償内容の充実ということが共済制度の充実だと思っておりますので、このあたりは県とも協議をいたしました。それから共済組合へもそのあたりは、できるかできないかはわかりませんが、精いっぱい働きかけていくつもりでおります。

それから、えさの高騰のためのこの時代ですが、垂水市独自で取り組んでいけないかということですが、今の垂水市独自で取り組んでいくためには相当な経済的な負担も出てきますから、先ほど申し上げましたとおり、国、県の事業を導入して、どうにか畜産農家の方々、それから園芸農家の方々がどうにかこの事業の中でできないかということで、そちらのほうの取り組みを精いっぱい、今、しているところであります。

それからもう1つ、放牧の関係の里山だと思いますが、これは飼料確保対策及び畜産農家経費節減から、放牧という話も前も検討した経緯があるみたいですが、その中で、農家にこのことも相談いたしました。やはり条件等が厳しい中で、家畜の水、それから電気ですね、それから家畜の排水対策等の立地条件が整わず、経費面で厳しいということで、畜産農家の方々は遠慮された経緯があります。

以上です。

○土木課長（川畑信一） 定住促進住宅の駐車場料金は高いのではないかという御質問でございますが、先ほどの説明でもいたしましたように、定住促進住宅の駐車場は住宅用地のほかに駐車場用地として別に用地を確保して整備したものであり、これは県営住宅、市営住宅の駐車場は、住宅建設用地の中にその利用者の利便の

ためのものとして駐車場がつくってありますが、別に用地を確保してつくったという関係で、この用地の占用料としての対価と考えてもらったほうがよろしいのではないかと考えております。

以上です。

○持留良一議員 十分な回答も得られませんでしたし、また積極的にそれに対して回答するという状況でもありませんけれども、何よりも、とにかく住民の暮らしの安定が今、最も大事だということです。そのためには、先ほど言いました減免なんかのことはぜひ検討していただいて、市が率先してそういうことに取り組むというふうにしていきたいというふうに思います。

また、地域振興策。私は、農業、漁業も非常に重要だというふうに思いますので、この点についてはさまざまな形で自主的な努力、そしてまた公的なそういうことも含めながら努力をしていただいて、地域振興が図れるように取り組んでいただきたいと思います。

そしてまた、学校の耐震化の問題については回答がありませんでしたけれども、これについては当然財政的な保障がないと幾ら計画をしても前に進みませんので、その点については財政課とも鋭意努力していただいて、そういう見直しであったら財政課のほうもそれについてきちっと担保していただくよう要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、3時45分から再開いたします。

午後3時30分休憩

午後3時45分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

12番川尻議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 司法、行政、立法と言います。この3つは、本来、性善説のもとにあるんだろうと思います。国が国民に奉仕をするという精神なんだろうと思います。ところが、この前もキャッシュバックタクシーに居酒屋タクシー、こういう事例がどんどんどんどん出ております。その傍らでは増税、消費税の増税も出ております。我が国はどうなっていくんだろうか。質問の中でも触れますけれども、地方財政健全化法があります。地方にだけなぜ。国は埋蔵金、それぞれ省庁の特別会計をたくさん抱えております。道路特定財源しかり、まず国が範を垂れるべきではないんでしょうか。

中国の歴史をひもといてみますと、漢の国が起きてから現在の中華人民共和国に至るまで、8つか9つぐらいの国がかわっております。その政権の末期症状が官僚の腐敗、政治の乱れであります。我が国もそういう状況に近づきつつあるんじゃないかなと思います。残念ながら、今、国家権力が非常に強うございます。今、ここでもう1回すべての役人が、政治家が性善説に立ち返らないといけないんじゃないんだろうかと思います。

垂水市の市長を初めとする職員の皆さん、そして私たちもひっくるめてですけれども、市民のために性善説に基づいて行動していければいいのかなというふうに思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

ことしの洞爺湖サミットでもCO₂、環境問題が大きなテーマになります。ならなきゃいけない時代なんだろうと思います。私は去年9月、このことについて質問をいたしております。

そこで、順次聞きます。

まず、去年の7月、垂水市の地球温暖化計画を策定したということですが、その後の動き、経緯について、1点。

次は、平成15年の2月作成した垂水市地域新エネルギービジョンについて、どういうことが

なされたのか。

それから、垂水市地区公民館を主体にしたレジ袋削減マイバッグ持参運動ということが答弁をされておるが、どのような状況なのか、だったのかでもいいです。

それから、境の漁集の話ですけれども、湾奥の環境問題、非常に加入率が低いということでありましたが、その後どうなったのか。

それから、ことしの夏場の庁舎等の市の施設の省エネ対策はどうなっておるのか。

ということと、この前テレビで見たんでありますが、鹿児島市に環境協働課という課が設置をされておるようであります。どのような目的で設置をされ、今どのように動いているのかお伺いをいたします。

それから、地方財政健全化法でありますけれども、法の制定により財政健全化は一段と厳しくなりますが、今後どのように取り組み、また、懸案、問題への対策はできておるのかということをお伺いをいたします。

それから、水道課ですけれども、けさほど川畑議員の質問もありましたので、その分は省きますが、老朽管の布設がえも終わり、大きい課題も一段落というふうに思います。その老朽管の布設事業の評価というんですか、1つの作業が終わったときにどういう総括をされたのかということをお伺いをしたいと思います。

次に、水道課において、こういう災害の時期でもありますけれども、過去に一番、過去の大きな水道事業における災害の影響、それから今後、水道課が何を、どういうことをおそれ、心配をしているのか。その2点を水道課にはお伺いをします。

それから、集落水道でありますけれども、今、けさほどからも安全な水をとということでありましたけれども、上水と簡易水道については、その対策はしっかりとされておるようでありますが、集落水道についてのことについてお伺いを

しますが、各集落の水質について担当課として把握をされておるのかということをお伺いをいたします。

次に、高峠の桜の話ですけれども、何年か前にある業者が寄附をすると、桜を高峠にということで、ところが、桜はなかなか咲かないよということが定説になっておるようであるが、青森の弘前城、北海道の松前、さらにはアメリカのポトマック川にも桜は咲く。何で高峠だけなのかという疑問があります。このことについて、観光課で把握している情報の提供をお願いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○生活環境課長（太崎 勤） 1番目の環境問題についての1つ目の御質問であります。

地球温暖化実行計画のその後の具体的な取り組みでございますが、昨年7月に垂水市地球温暖化対策実行計画を策定いたしましたことは、さきの9月議会で答弁をいたしておりますが、その後、この実行計画を円滑に推進するため、組織及び運営に関し、必要な事項を定めた同実行計画の推進に関する要綱を昨年10月に制定をいたしました。

この要綱におきまして、副市長を推進本部長とし、実行計画に沿った取り組み行動の周知や、各課所管の電気やガソリン等の消費量の集計や状況点検、具体的な各課改善案の提示などの事項処理をお願いするための組織を確立をいたしております。

また、5月に、各課所管施設実行計画の範囲を拡大するため、同実行計画改訂版を各課に配付をいたしております。各課への通知の中で、市の事務事業においては温室効果ガスの排出量は電気が突出しており、全体の約7割であることから、電気使用料の削減を最重点とすることをお願いをいたしております。その庁舎内電気使用料削減の一環として、本年4月に事務室窓際の照明灯の消灯用簡易型のスイッチ60基を設

置をいたしております。

本市の地球温暖化防止の取り組みでございますが、ごみの26分別やレジ袋削減のマイバッグ運動などの3R、いわゆる排出抑制、再使用、再生利用を基本とした循環型社会の構築や、市内の各種関係団体代表者への地球環境を守る県民運動推進大会等への積極的な参加の呼びかけ、また7月には、牛根麓地区で鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会の環境保全普及啓発事業として、小学生の親子を対象としたプランクトン観察会を実施する予定でございます。今後、地球温暖化防止のため、国や県との連携はもちろんのこと、市民、事業者、行政が一体となって取り組む必要があると考えます。

次に、2つ目の現在の漁業集落排水事業の加入についてお答えいたします。

まず、集落排水の6月13日現在の加入率でございますが、全排水処理戸数454戸中166戸の加入で、加入率は約36.5%でございます。今年度より、水産課から事務移管をされた牛根境地区漁業集落排水施設の事務事業を引き継ぎ、約2カ月経過をいたしました。その間、12戸の加入がございました。

加入率が上がらない理由は、年金暮らしの高齢者が多く、改造工事に多額の費用を要することや、対費用効果、将来に居住する者がいないなどではないかと思っております。

今後の加入率アップのための方針としましては、早期加入促進を図るため、昨年度と同額の排水設備工事補助金を引き続き交付するようにしたところでございます。今後も、前年度加入促進のために組織化された牛根境地区の8振興会長で組織する境地区下水道加入促進委員会と、市内の排水設備工事指定店で組織する境地区排水設備工事店連絡会の御協力をいただき、地元住民の方々がこの事業に対する御理解が得られるよう漁業集落排水処理施設への加入促進に努めてまいりたいと思います。

次に、3つ目の鹿児島市環境協働課の設置についての御質問にお答えいたします。

市民などとの協働による環境施策を推進する目的で、平成19年4月1日に設置がされております。主な業務内容は、将来の世代によりよい環境を引き継ぐために、市民、事業者、行政が協働して環境問題に取り組む任意の団体、環境パートナーシップかごしまの事務局及び、ことし10月10日開館予定の環境学習や環境保全活動の拠点となる施設、かごしま環境未来館の運営を行うこととなっております。以上でございます。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 新エネルギービジョン策定についてお答えいたします。

本市における新エネルギー導入の基本方針や導入方策等を示すことにより、本市の地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進するとともに、市民や事業者による新エネルギーへの理解の促進及び意識の向上を図るために、平成15年2月に垂水市地域新エネルギービジョンを策定しております。

その実態についてでございますが、本市におきましては、平成18年度より商工観光課が主管課となり、地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業に取り組んできたところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 社会教育課でございますが、公民館活動におきますレジ袋の削減運動についての御報告を申し上げます。

垂水地区公民館の生活学校女性学級が中心になりまして、全国規模で7月1日から12月31日まで、昨年の6カ月間取り組んでまいりました「レジ袋減らし隊」の効果の枚数でございますが、市内で9,795枚の削減枚数がございました。それと、鹿児島県で35万1,142枚の削減枚数です。この結果、全国規模で二酸化炭素の削減数が、これはサッカーボールで約2,900万個分の削減があったそうです。それと、「レジ袋減らし隊」

が節約した石油消費ですか、ドラム缶1缶200リットルで783本の削減効果があったというような報告を受けております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 地方財政健全化法の取り組み対策についてのお尋ねにお答えをしたいと思います。

巨額の債務で財政破綻した夕張ショックをきっかけに、自治体の財政破綻を早い段階で食い止めようと成立した法律ですが、全国的には少なからず「第2の夕張」とささやかれる破綻予備群があることが背景にあるようでございます。

この財政健全化法では、企業会計や特別会計などを含めた全会計の連結決算が焦点の1つですが、この連結決算を試算すると、全国の100を超える市町村で赤字となると言われております。下水道事業や土地造成事業、病院事業など、公営事業の運営は独立採算が本来の姿ですが、もともと採算がとりにくい事業の上、赤字が膨らむと一般会計から繰り入れ、穴埋めするために自治体全体の収支悪化を招くことになります。

本市は、現在のところ、状況が逼迫した事業会計はありませんが、連結決算という取り扱いになることについて、各会計の所管課に一層の健全化に努めるよう指示いたしているところでございます。

また、指標の1つであります財政規模に占める借金返済額の割合を示す実質公債費比率につきましては、これまでも起債の抑制や有利な活用などで健全化を図ってまいりました。地方債残高もピーク時には126億円ありましたが、現在は113億円台まで確実に減っておりますが、特に毎年度の通常債の新たな借金を6億円以内に圧縮することを今後も堅持してまいりたいと考えておりますので、このことで公共事業等が抑制されることに市民や議員各位の御理解を改めてお願いいたします。

新たに設定されました将来負担比率は、公社

や第三セクターを含めた見えにくい借金負債を示すストック指標ですが、本市では、土地開発公社への債務保証と両漁協への損失補償が対象になるおそれがあります。これらの懸案事項の解消策は、債務保証につきましては保有土地の早期売却を図ること、また損失補償は、今後補償期間の更新をしないことで対処してまいりたいと考えております。

以上です。

○水道課長（迫田義明） 川尻議員の水道事業についてを、担当課長でございます水道課長の私のほうでお答えさせていただきたいと思えます。

まず、老朽管対策事業からですが、本市の上水道は昭和39年から給水を開始しておりますが、創設当時から昭和50年ごろに埋設した配水管の石綿セメント管が老朽化の進行により一部漏水の原因となっております。そこで、平成2年度から老朽管対策事業として配水管布設がえ工事を計画的に進めてまいり、平成18年度で本事業を終了したところでございます。今後は、部分的に残っている石綿管について、漏水時等の修繕対応あるいは他事業実施時の附帯工事として実施していくことにしております。

また、事務事業に関する評価と成果でございますが、平成19年度末、平成20年3月31日現在におきます老朽管、石綿セメント管の更新率は、事業当初延長の97.5%でございます。配水管総延長に対しましての割合は0.7%になっており、計画的な事業進捗により当初の目的をほぼ達成したところでございます。また、漏水事故等が激減し、清浄な水道水を安定供給できるとともに、地域住民の日常生活に支障を来している現状を解消できており、有収率の向上にもつながり、水道事業の健全な推進が図られたところでございます。

次に、過去における大きな災害としましては、平成17年台風14号災害や平成18年7月豪雨災害

など、2カ年続きで本市上水道施設も多大な被害を受け、それにより多くの市民の皆様が長時間にわたる断水などを余儀なくされ、水の大切さ、ライフラインとしての水道の重要性を再認識させられたところでございます。

また、今後予想される水道施設災害についてですが、地球温暖化の影響ではないかと言われている局地的集中豪雨により、山間部地域での道路決壊や河川増水等による水道施設災害が予想されるところでございます。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 3番目の水道事業についての、生活環境課所管の集落水道の水質の実態の把握はということの御質問に対しましてお答えいたします。

御承知のとおり、各集落水道の維持管理等につきましては、従来それぞれ集落の水道組合等が組織され、管理運営がなされております。水質検査の実施につきましても同様であります。その水質検査等の実態の把握につきましては、毎年度厚生労働省が依頼する水道統計調査に必要でございますので、各集落水道組合等に調査をお願いしておりまして、その調査表の添付資料として水質検査結果報告書を提出していただいているところでございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 4点目の高峠についての御質問にお答えします。

高峠に植えられたこれまでの桜がどうであったかについてお答えしたいと思います。

桜の植樹に関与された方にお聞きしましたところ、昭和50年ごろにライオンズクラブの記念事業で高峠にソメイヨシノ100本を植えられたとのことで、後日、鹿児島大学の先生から、「なぜ高峠に桜を植えられたのですか。病気が出ますよ」と助言を受けられたそうです。結果的に、桜の木に多く発生するテングス病に侵されたこともあって開花が芳しくなく、平成元年に台風被害で倒木したのを機に大半の木を除去してお

ります。また、昭和五十五、六年ごろにも池の周辺にソメイヨシノを植えておりますが、枯れて現在は残っておりません。

そのほかに、平成17年度に高峠で実施された九州電力主催の植樹祭の折に山桜を植えており、中には枯れた木もありますものの、特別生育に支障があるようには今のところ見えておりませんが、まだ植えて日が浅いからか、花つきの状況がよいとは言えないように思われます。

なお、さきに述べました桜は現在でも十数本残っておりまして、今年はそのうちの何本かは、これまでの貧弱な開花状況に比べ、花数が多かったように思いますが、これまでの状況は余りよくないようです。

このようなことを総合評価しますと、高峠にはソメイヨシノのような品種の桜は適さないように思われます。

以上でございます。

○川尻達志議員 この地球温暖化対策、CO₂対策、本当に今やらないと私たちの子孫にこの青い星は残せない、本当にそう思います。大きいことは申し上げませんが、それぞれの課なり立場で真剣に取り組んでいくのが、また繰り返しますけれども、私たちがこの場にいる垂水市を引っ張っていくもとの1つ、性善説なんだろうと思います。ぜひ市長以下、頑張ってくださいと思います。

そこで、去年の9月、質問したときにも市長にお伺いをして、答弁漏れであったんですが、このことについて、当時は助役という名前だったですかね、副市長だったかな、で、トップで組織をする必要はないのかという質問をしておりますが、残念ながら答弁漏れで、あえて私も聞きませんでしたけれども、先ほどの答弁の中で、副市長がその任にあられるということあります。

ぜひ、はっきり申し上げて、生活環境課がこのことで各課に「ああせい、こうせい」という

ことはなかなか言えないんだろうと思います。ましてや金も絡みます。せっかくこういう組織をつくった以上、機能する組織でないのだめだと思えます。機能するためには指揮命令系統がしっかりしないとだめなんです。プラス金銭的な裏づけも。そういった意味から、この問題については副市長の果たされる役割が非常に大きくなってくるんだろうと思います。私はこのことについては、私が議員であり続ける以上、しっかりとフォローをしていきたいと思っております。ぜひこのことについて副市長の見解をお伺いをいたしたいと思えます。

それから、地方財政健全化法ですけれども、先ほど申し上げましたけれども、地方だけやって何になるのかという思いがあります。800兆円になんなんとする借金を抱え、これは多分税金でやらないと返せない問題であります。そのことの議論がないのが非常に残念であります、国のレベルで。マスコミも取り上げていない。

破綻してからじゃ遅いんです。まだ地方は破綻してもいいんですよ。国が破綻はしないんです。これは必ず国民にツケが回ってくる、税金という形で。このことを市長、陳情に行かれたときにぜひ、特に森山先生は財務副大臣でもあります、どうなるのかという話も聞いていただければありがたいと思えます。

私がなぜこの問題にこだわるかといいますと、合併が破綻をし、懸命の努力をして、もし鹿屋市よりもランクが下だとするならば、私たちもひっくるめて、ここにいる人間の大きな責任でもあります。私はこの問題を質問をしたときに、市長に、各課の課長たちの認識度はどうなのかという質問もいたしたことをしっかりと覚えております。

そこで聞きますけれども、要するに20年度、ことしの発表はいいんでしょうけれども、来年の発表をするときに、ざまなことにならないように質問しておるつもりでありますので、よ

ろしくお願いをしたいと思います。

まず、確認をさせてください。特別会計、それから事業会計、それから公社と漁協に対する損失補償、債務保証、プラス道の駅、大体ここいらで問題はないのかどうか。なければ答弁は要りません。ほかにあるとするならば答弁をください。

その中で、市長は先ほどおっしゃいましたけれども、事業会計、特別会計あたりについては私も監査をしておりましたので、問題はないんだろうというふうに認識しております。それから、漁協に対してはしっかりと言質をいただきました。問題なのは、土地開発公社と道の駅というふうに、道の駅は額は小さいんですけども、やはりこれは努力を怠っちゃいかんということでお伺いをします。

市長、土地開発公社の借金の返済をします。そうしたときに、開発公社は不要になるのであります。手順はいろいろあるんでしょうけれども、まず土地開発公社を解体をして、その債務は一般会計で繰り入れる、そういう方法はとれないのか。多分難しいんだろうと思います。そうすれば、やはり早く売ることなんだろうと思います。少々の中はもういいんじゃないですか。これから日本の経済が、垂水の経済が好転をするのはなかなかだろうと思います、特に地方においては。断腸の思いではありますがけれども、名誉ある撤退も視野に入れる時期じゃないんだろうかということをお伺いをいたします。

水道事業ですけれども、今、浄水場の話が出ております。これが一番大きい問題、課題としてあるんでしょうけれども、先ほど答弁の中で、災害時にいろんな問題を抱えているということがございます。そうすれば、災害時に水の給水で迷惑をかけない方法は何なのかということも当然ながら検討していかなければならないんだろうと思います。そこで、そのことについて水道課の考えをお聞かせをいただきたいと思いま

す。

それから生活環境課長、水質については、市民が飲む、国民が飲む。これは行政に本来責任があるのが当たり前だと思うが、ここらについてはどうなのかということをお伺いをします。

高峠の桜でございますけれども、テングス病ですか、私は初めて聞きました。皆さん方の中でこのテングス病が原因であるということを御存じの方はいらっしゃるでしょうか。いらっしゃるれば手を挙げていただきたい。ほとんどの方が知っていらっしゃる。ということは、市民が知らないであります。要するに、情報の共有がされていない、説明責任が果たされていないということだろうと思います。

今、観光課は道の駅に、猿ヶ城に、バイオにと、前へ前へと、どっかのラグビー部みたいであります。ところが、後ろを振り向きますと、去年市外の方からコスモスのことでたたかれました。この桜のこともほとんどが知らない。もう1回初心に戻って、過去の清算をしっかりとから前へ進むべきだろうと思います。私もこういう愚にもつかないことで質問をしたくありませんけれども、これをこのまま放っておくということはいかなるものかという思いで質問をいたしております。このことについて、観光課長には酷でしょうから、市長、お伺いをいたします。

○副市長（水迫恒美） 2回目の環境問題についてお答えを申し上げます。

温暖化対策は、市の行政において大変重要な施策であることは承知いたしております。市の事務事業における温暖化対策の推進につきましては、温暖化対策実行計画という柱が策定されており、この推進本部長として、先進地事例等を積極的に取り入れるなど市役所一体となって進めてまいります。また、このことが本市の行財政改革に大きく寄与するものだと思っております。

窓際照明の節制、このことにつきましては、特に市長の指示がございまして、先ほど課長が申しましたように、この4月に60基のこういった節制のための設備をしたところでございます。そういったことや庁舎内ごみ排出量の削減、お茶等のセルフ化等、この4月に私のほうでもマニフェストとして既に推進中でございます。さらなる省エネ化のため、マイボトル持参運動としての給湯ポット廃止などを取り進む予定で、先進地事例の調査を今、指示しているところでございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 私のほうに振られましたまず2点についてお答えをしたいと思います。

地方財政健全化法の中の連結決算についての、その中のまた問題がありそうな道の駅、それから土地開発公社についてお答えをしたいと思います。道の駅は御案内のとおり、当初から3年間は赤字だろうというような見込みの中で、1年目から黒字でした。そしてその間トラブルもありました。余計な修理が発生したり、それもクリアできましたし、ここのところちょっと化石燃料が上がってきましたので、利益率がたんと落ちたのは事実ですが、来年度からまたこの辺をしっかりと修正しながら、一般会計に影響がないようにしていこうというようなことで確認をし合っておるところでございます。

それと、土地開発公社でございますが、ちょっと私の就任時に大体借り入れが12億円ございました。そして、もろもろの土地の売却も進めてまいりましたし、結果として、今8億円の債務ということでございます。

8億円の債務の内容なんです。新港のあの土地、それから今、潮彩町の土地を1,000坪、これをなかなか1,000坪単位で売れないというような判断のもとに、定住化促進も兼ねて10区画に割って販売を始めようと、温泉つきで、そういうようなことに今、手をつけておりますし、そ

れから、あのかいわいの土地の利用がもうひとつうまくいっていないのは事実です。

ただ、ここの下の約4,800坪ですか、5,000坪近いこの土地、ここがちょっと問題がございますし、潮彩町のほうは私は下手な売り方をするべきじゃないと、あそこは鹿児島とフェリーが直結しておる中で、住宅としても十分売れるんだというふうに思っております。ですから、これはしっかりと予定した価格以下では余り売りたいなと思っております。

ここの下については、企業誘致に県のほうにも申請をしております。ですから、何か企業誘致はできないかもあわせて、分割なら買ってもいいよというのが今までもありました。だけど、手前のほうのいい場所をちょっとくれということになりますと、後が売りにくくなります。そういうふうなことで、その話も消えてしまいましたが、今後、売ることに努力することは間違いないし、企業誘致ができれば、なお幸いというふうにも思っております。

ですから、これらの資産を合計しますと約8億円になりますので、今のところ、公社が足を引っ張るというようなことはそう考えておりません。ただ、ここの公社以外の市が持っている土地も遊休地がございます。これはもうあちこち売っていますが、まだ売場所が結構あるんですね。これは、民間に売ることによって固定資産税が発生するし、有効利用ができると。そういう意味では、その辺も進めていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

それから、高峠の桜の件ですが、実は私も長いことライオンズクラブに在籍しております、桜を植えたときも会員でございました。一生懸命、あそこを桜で有名な場所にしようという思いで100本植えたんですね。ところが、植えた途端にもう二、三年後からなかなか生育が悪い。そしてテングス病は発生する。そして台風の風がまともに当たってきますので、非常に強い風

を受けると。山桜ならどうかというようなことで、そういうこともやっております。

それから、垂水出身の大阪で成功されている土木業者が500本桜をあげますよと。市長、1,000本ぐらいあげますよというような話が舞い込んできました。これは本城川同好会を初め、いろんなところにお話をいただいて、これはありがたいことだなと。ところが、まとめて植える場所がなかなかないんですね。そして本当に苗木を、ヨシノザクラだったんですが、持ってきて、ここへ来たら、もう早く仮植をしないとともうとてもだめになっちゃうということもございましたので、各振興会に投げかけて、必要なところにまず配ろうということで対応をしました。

これも本来なら高峠みたいな広いところに植えれば本当に名所としての立ち上がりができるんですけど、過去のその他の、今、課長が話しましたように過去のいろんな事例等を勘案しますと、ほかの植生でもってやっていかなければいけないということで、前にも議会でも報告しましたように、植物学で世界的に有名な宮脇昭先生の力をかりて、今、高峠を中心に植生調査をして、あと1年かかりますが、これらを踏まえて、高峠には何が合っておるのか、そういうことをやはりしっかりとしたそういうような基礎的なデータをもとに、今後の高峠のあり方を検討していかなければいけないというふうにも思っております。

私のほうからは以上です。

○水道課長（迫田義明） 川尻議員の2回目の質問にお答えさせていただきたいと思っております。

水道施設につきましては、市民生活における重要なライフラインの1つであり、社会的、経済的な活動を支える基盤施設として極めて重要な役割を担っております。

そこで、さきの災害で得た教訓をもとに、今後の危機管理対策といたしまして、災害時の緊急時において、中央地区から海潟及び新城地区

全体に必要な、十分な量の給水が可能となる配水管網の構築を図っており、平成22年度におきましても災害等への対策といたしまして、本管バイパス、浜平大都線への配水管布設工事を計画しているところであります。

また、水道施設が自然災害等を受けた際に、被害状況調査や迅速な復旧作業が行えるように、災害時における水道施設の応急復旧に関する協定が垂水市と垂水市管工事組合との間で平成19年7月に締結されたところであり、さらに、広域的な災害対策といたしまして、2市4町で構成する肝属地区水道協議会の各団体間で災害応援協定を締結し、緊急時における情報交換や給水活動の援助体制を整えているところでございます。

このようなことから、上水道事業及び簡易水道事業におきましては、垂水市防災計画と連動させながら水道の危機管理体制の構築強化に取り組んでいくことによりまして、さらに安心な水を安定して継続的に供給できる体系、体制が構築できることになるかと思われまます。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 集落水道の水質についての、行政に管理能力、管理責任があるかということでございます。

どの水道事業につきましても、市民生活における重要なライフラインの1つであり、災害等における断水時の水の大切さ、水のありがたさを改めて認識をさせられるところでございますが、市民の方々に衛生的に安全な水の安定供給を推進することは行政サービスの一環であります。もちろん集落の水道も行政サービスの平等性からして同様でございます。したがって、個々の水道組合等で管理運営されておりますことに対する衛生管理の行政指導等の責任は、当然に負うこととなると考えております。

最近、集落水道につきましても、維持管理をされている方々の高齢化の問題も懸念されてき

ているようで、市による管理の手助けがますます重要となってきますことから、水質検査を含めた維持管理につきまして何らかの形で市が少しずつでもお手伝いできないか、早急に検討の上、実施するよう、市長より指示されているところでございます。

○川尻達志議員 温暖化計画の中で企画課長、垂水市新地域エネルギービジョンについてということで、バイオマスだけだったんですけれども、これはあくまでもあなたが去年答弁されたことに基づいて私は質問をしております。その時点で、大したことはやっておりませんということであれば、私は質問はしていないのであります。

このバイオの事業も去年からスタートしたはずなんです。ぜひ質問については真摯に答弁をしていただきたいということをお願いを申し上げます。していないならしていないでいいんです。わからないならわからないでいいのであります。そのためのこういう場です。ぜひ、別に肩ひじ張らなくてもいいし、しっかりとした答弁を期待をいたしたいと思っております。

それから、財政課の話ですけれども、市長、市長の一番大きなことの1つに、成果というんですか、下水道事業の停止があったと思っております。これもあのまま進めておけば大変な事態になったんだろうというふうに思っております。ぜひこの点は私も高く評価をしておきたいと思っております。

それから、先ほども申し上げましたけれども、副市長、道の駅についても、今後ともしっかりと努力をさせていただくということをお願いをしておきたいと思っております。

それから、水道管ですけれども、中央部は今のところ問題ないということでもいいんだろうと思っております。それから、浜平、終原方面にはそういうことができる、やられるということではありますが、協和校区についてはどのように考えていらっしゃるのか。今のままでいいとすれば

それでもいいんでしょうけれども、課長としての見解をお伺いをしたいと思います。

それから、高峠ですけれども、市長、今そういう研究をされていると、非常にありがたい話だろうと思います。鹿屋のぼら公園が高峠よりも後発で、今、県下でも有数の客が来ているということでもあります。それを聞くと悔しい思いをしているのは私だけなんじゃないでしょうか。別に張り合う必要はありませんけれども、自然公園として胸を張って垂水には高峠があるというふうにしていくことが大事なんだろうと思います。客が来る、来ないじゃなく、行政としてどれだけの努力をしたのか。前向きに性善説のもとに取り組みをしたのかということだろうと思います。ぜひ今後とも市長を中心に取り組みをしていただければありがたいと思います。

○水道課長（迫田義明）ただいまの川尻議員の質問にお答えします。

先ほども答弁させていただきましたが、災害時における緊急な対策としまして、新城地区、海瀉地区、それぞれ水道管の配管の管網を整えておりまして、そのバルブ操作により送水、給水ができる仕組みになっております。

以上です。（川尻達志議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治）本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治）次は、明朝午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散会

○議長（徳留邦治）本日は、これにて散会します。

午後4時35分散会

平成 20 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 平成 20 年 6 月 17 日

本会議第3号(6月17日)(火曜)

出席議員 15名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 13番 | 葛 迫 猛 |
| 5番 | 池之上 誠 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 16番 | 川 畑 三 郎 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | | |

欠席議員 1名

| | |
|-----|---------|
| 10番 | 持 留 良 一 |
|-----|---------|

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 水 迫 恒 美 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 川 畑 信 一 |
| 企 画 課 長 | 迫 田 裕 司 | 会 計 課 長 | 安 藤 章 |
| 財 政 課 長 | 岩 元 明 | 水 道 課 長 | 迫 田 義 明 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 城ノ下 剛 |
| 市 民 課 長 | 三 浦 敬 志 | 消 防 長 | 町 田 昭 典 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 島 児 典 生 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 村 山 満 寛 | 教委総務課長 | 北 迫 睦 男 |
| 生活環境課長 | 太 崎 勤 | 学 校 教 育 課 長 | 押 川 和 成 |
| 農 林 課 長 | 山 口 親 志 | 社 会 教 育 課 長 | 橋 口 正 徳 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 磯 脇 正 道 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成20年 6月17日 午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、きのうに引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（徳留邦治）それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 おはようございます。

持留議員のお父様がお亡くなりになられたということで、きのうお通夜、きょうお葬式ということですが、御冥福をお祈り申し上げます。

それでは、議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従って質問をしてみたいです。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

猿ヶ城溪谷の開発につきましては、平成17年度に新キャンプ場の基本設計の委託、現キャンプ場の管理棟などの建設費用として701万4,000円、平成18年度現キャンプ場の災害復旧の改修工事やバイオトイレの購入及び新キャンプ場の実施設計委託費用として1,609万4,000円、平成19年度はバンガローの建築物の実実施設計委託、用地取得費、土地造成費など6,931万5,000円、今年度からバンガロー、トイレ、シャワー棟、炊飯棟、あずまや、防災用の堤防など、さらに中山間総合整備事業による活性化施設の整備などを進めて、キャンプ場施設が完成する平成21年度までの総事業費は3億4,000万円程度と見込まれております。

活性化施設につきましては、今年度中に完成

できるよう県の予算がついたと伺いましたが、バンガローなどの整備とともに現在の状況をお示してください。

温泉、道の駅及び商店街との連携については、これらと猿ヶ城キャンプ場の利用客との相乗効果を図る仕組みをつくるのが急がれますが、この点について教えてください。

また、猿ヶ城キャンプ場の施設が整備されるにつれて、刀剣山登山、高隈連山登山も多くなると考えられます。そこで、関係機関としての森林管理署との緊密な協議が必要になってくると思います。これまでの協議の内容と今後について伺います。

観光垂水づくりについては、活性化施設が、地域、農業、林業の振興の場、地域住民と訪れる人たちとの交流の場、また地域住民の研修、情報交換の場あるいは地域づくりの拠点としての場という位置づけがなされているわけですが、猿ヶ城溪谷自体を大きな活性化施設として観光に役立てる取り組みをするべきと考えますが、この点について伺います。

ごみ問題について。

4月から肝属地区一般廃棄物処理組合の熔融炉が稼働をいたしました。これに伴って市内のごみもこの施設へ搬入されるようになりました。肝属地区一般廃棄物処理組合の構成市町の間でも、ごみの分別方法の違いがあり統一されていないわけですが、生活環境課の出前講座を受けられた幾つかの振興会で、ごみの分別が以前より厳しくなったという声を伺いますが、この点についてお聞きいたします。

東京都杉並区は、ことし4月からレジ袋有料化推進条例を施行しました。条例は、レジ袋を年間20万枚以上使う食料品販売事業者が対象となっています。有料化したスーパーでは使用枚数が約8割減るなどの効果を上げているということです。ごみ26分別とごみ減量化など、環境に対する市民の関心も高い垂水市でのレジ袋有

料化推進条例について、検討はできないか伺います。

住基カードについて。

住民基本台帳カードは、平成20年3月末現在で対前年比65.5%増の約93万枚ふえて、全国の累計交付枚数が約234万枚になっております。普及率は、宮崎県が12.39%で全国1位、鹿児島県は1.88%で全国9位です。垂水市の普及状況と今後の取り組みについてお聞かせください。

パブリック・プライベート・パートナーシップについて。

地方自治体の中でPPP、パブリック・プライベート・パートナーシップ、つまり官民連携と呼ばれる事業手法が注目を集めています。名前のとおり、官と民が役割を分担しながら公共サービスの充実を図る方法です。この背景には自治体の財政難や地方分権志向があり、各地で取り組みが進んでおりますが、今年12日に東洋大との間でPPP推進協定を結んだ兵庫県加西市は、行政サービスの選択と集中を掲げて、市政全般をまとめて民間委託する研究にまで踏み込んだ大胆なものであります。

加西市の中川市長は、「市役所はフルラインでサービスを提供してきたが、財政的にも市民ニーズの多様化からも限界に来ており、全部はやれない」と指摘して、その上で、「行政サービスのほとんどを民間委託し、サービスが向上し、経費は同じ規模の市の半分以下になった。アメリカ、サンデースプリング市の例に倣って実証実験をしたい」と意欲を示しておられます。日本にそのまま導入できるとは思いませんが、自治体の行政サービスを洗い出し、官と民の役割を抜本的に見直すという観点は重要だと考えます。

財政健全化法の施行により、一般会計と特別会計、さらに企業会計や土地開発公社などまで連結した決算が要求されるようになりました。効率のよい行政運営のためには行政を民間委託

する時代が近づいている、そういうことを実感させるニュースであります。

PPPについての認識と研究、そして導入についての課題等について伺います。

スクール・ソーシャルワーカーは、不登校やいじめ、虐待といった問題を抱えた児童の家庭や学校環境を改善するのが主な役割で、国の事業で県が実施するものですが、県内で12の市町が配置の計画をしているようです。垂水市では取り組みについてどのような状況なのかお教えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌）おはようございます。

御質問の1点目の猿ヶ城開発についての御質問にお答えいたします。

まず、現在の状況についてでございますが、昨年度に用地取得をほぼ終え、造成工事も活性化施設が建設される部分を先行して盛り土造成を行っております。今年度は残りの敷地造成と園路、設備工事の一部を整備する予定で、宿泊施設、トイレ、シャワー、炊飯棟は翌年度に整備する予定でおります。また、鹿児島県が工事実施します活性化施設の建設にも今年度着手いたします。

なお、ソフト面につきましては、さきの議会でもお答えしておりますとおり、運営方法、観光案内人の育成、防災対策などについて今年度から本格的に取り組んでまいります。

次に、温泉、道の駅及び商店街との連携についてでございますが、猿ヶ城溪谷という観光地とそれぞれが連携することで相乗効果を高めることができると考えております。猿ヶ城の整備が進むことで魅力が高まり、訪れる人が多くなり、例えば道の駅とも連携を図ることで人の往来が発生し、それぞれの施設への波及効果も生じてくると思われまます。

現在、道の駅には年間90万人ほどの来場者が

ありますが、ここでとまっている人の動きが猿ヶ城や温泉、商店街へ向かいますと、大変よい相乗効果を生むこととなります。しかし、そこへ寄っていただくには、それぞれの魅力も高まっていかなければなりませんので、それぞれの努力も必要であります。PRやイベントなど連携して活動する必要があると考えております。

次に、刀剣山登山、高隈連山登山など、森林管理署との協議についてでございますが、猿ヶ城開発や刀剣山に関して、これまでも協議を行ってきた経緯がございます。また、垂水市、鹿屋市、大隅森林管理署ほか関係機関で構成されますおおすみ自然休養林保護管理協議会でも猿ヶ城の利用状況や施設整備等について協議をいたしております。今後は、猿ヶ城溪谷の利用範囲も広がってまいりますので、今年度中にはまた新たな協議の機会を設けることが必要であろうと思っております。

次に、観光垂水づくりのための猿ヶ城溪谷について。

このことに関しましては、先ほどの田平議員の御質問にお答えしたとおりでございますが、本施設の完成年度は平成21年度を予定しております。平成23年春の九州新幹線全線開業も視野に入れております。さきの部分開業では大隅半島へ誘客が図れなかったように思われますので、このことにも対応できますよう猿ヶ城溪谷の整備が進んだことを切り口にPRを進めていきたいと思っております。

そこで、PRのポイントであります。道の駅のセールスポイントが奥錦江湾と桜島、食材、加工品、温泉であるとしみますと、猿ヶ城開発のコンセプトは、癒しをテーマにスローライフを掲げております。緑深い高隈連山、清涼な水辺、多種多様な動植物、アウトドア、インドアでの遊びなど、日常生活から離れたゆったりとした癒しの時間を過ごせることになろうかと考えております。そのほかにアクセスがよいことだろ

うと思っております。

また、それに加え、周辺施設がふえましたことで、ここの連携で面的な観光活用ができるようになってきております。これら活動の拠点が新キャンプ場であり、このようなことをキーワードに運営計画を進めようと考えております。なお、今後の観光振興には大隅半島での連携も深めていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（太崎 勤） 2、ごみ問題についての1番目の最近の分別状況についての御質問にお答えいたします。

ごみ分別方法につきましては、平成14年11月から市民の方々の協力を得て御努力いただいている26分別でございますが、現時点まで分別の方法の変更は行っておりません。

次に、ごみ問題についての2番目のレジ袋有料化条例についての御質問にお答えいたします。

この条例は、東京都杉並区がことしの3月、レジ袋有料化等の取り組みの推進に関する条例として全国で初めて制定されております。レジ袋等の容器包装廃棄物は、ごみの容積比で約6割、重量比では2から3割を占めているにもかかわらず、必ずしも十分な減量効果が見られていないと言われており、レジ袋等の安易な配布・使用を抑制し、消費者による買い物袋の持参を促進することは、排出量を削減する上で重要な課題となっております。

しかしながら、条例化につきましては、事業者のサービスの低下と受け取られることへの客数減等の問題や、レジ袋有料化義務づけによる事業者の営業の自由との関係など、さまざまな問題がある中で、現時点ではレジ袋有料化条例の制定は難しいものと思っております。

現在、レジ袋等の排出抑制につきましては、身近にできるごみ削減の1つとして、全国生活学校連絡協議会が2007年から「レジ袋減らし隊運動」を展開し、その取り組みが全国的に広が

っております。本市も、地球環境保全運動の一環として、垂水中央生活学校等との共同で昨年8月からレジ袋削減に向けてのマイバック運動を、店舗等への協力依頼や消費者であります市民への啓発を行っております。

その店舗等への要望の1つとして、県内大手量販店本部へのレジ袋削減運動の協力や自主的な取り組みが図れるよう本市が率先して「知事と語る会」や「市長会」で提唱をしております、今後も継続してまいりたいと考えます。

○市民課長（三浦敬志） 池山議員の住基カードに関するお尋ねにお答えいたします。

まず、垂水市の普及率であります、平成20年3月31日現在、0.8%であります。国の普及率でありますけれども、先ほど議員が御発言されましたように234万枚でありまして、1.9%というふうになっております。

まず、総務省におきましては、住基カードの普及を進めるためにカードを取得した市町村から別な市町村へ引っ越すと失効する仕組みを改め、転居後も継続して同じカードが使えるよう方針を決めたようではありますが、具体的にはまだ市町村までおきてきていない状況であります。

普及しない原因であります、現在のところ身分証明程度にしか使用ができないという点にあるとも思われます。

今後の普及方法ですが、市報による広報と市民課窓口でのPR、パンフレット等の配布、それから今議会に提案しております条例による無料化を可決いただければ、普及の一助になるのではないかと考えております。

○企画課長（迫田裕司） おはようございます。

パブリック・プライベート・パートナーシップについてお答えします。

パブリック・プライベート・パートナーシップについてどの程度認識しているか。また、研究しているかという御質問でございますが、本市における行政サービスの民営化につきまして

は、これまで平成16年10月に策定しました垂水市新行政改革大綱に基づき、簡素かつ効率的な行政の推進に努めてまいったところでございます。

施策目標としましては、給食センターの業務委託、食肉センターの民営化、環境センター、図書館、情報センターなどの業務委託や、公共施設の指定管理者制度の導入などが掲げられております。

パブリック・プライベート・パートナーシップは、一般的に官民連携と訳され、民間の活力やアイデアを活用することで、具体的にはPFI、指定管理者制度、市場化テスト、民間委託などが考えられますが、今回議員の御指摘を受けて改めて認識し、研究した次第であります。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成） 5番目のスクール・ソーシャルワーカーについてお答えいたします。

このスクール・ソーシャルワーカー活用事業は、池山議員おっしゃるとおり、文部科学省の研究事業で本年度の新規事業であります。社会福祉等の専門家をスクール・ソーシャルワーカーとして市町村に配置し、関係機関との連携により、いじめや不登校、児童虐待など問題行動等の背景にある環境への働きかけや、保護者、教職員に対する相談、情報提供等により、問題行動の改善を図ることを目的としております。この事業の活用意向調査は昨年12月に来ておりました、本市でも活用を検討したいと回答いたしましたが、残念ながら選に漏れたところでございます。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 済みません。パブリック・プライベート・パートナーシップの導入についての御質問にお答えします。

地方分権といってもまだ言葉のひとり歩きで、どこの自治体も分権への移行になれていないと

いう状況にあります。一方で、世の中の流れとして、地方分権の流れがどんどん押し寄せてきています。もちろん厳しい財政状況への対応が必要ですし、また一方では、諸外国の自治組織や財政運営がどんどんパブリック・プライベート・パートナーシップになっております。従来のように、税を集めて公共サービスを提供しますという税制をベースとした公共事業だけではなくっており、国はもちろん本市もこうした動きに追随する必要があると考えております。

実際、国からもうお金が来なくなりますし、ほとんどの事業は地方が自前でやらなければならなくなります。今後は、パブリック・プライベート・パートナーシップと呼ばれる官民協働の概念を理解し、その考え方を徹底することが持続可能な地域づくりにつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 今の導入についてがなかったもんですからね、研究しただけかと思ったんですよ。

じゃ、2回目をちょっと質問します。現在の状況はわかりました。

きのうの田平議員の質問でも、仕組みづくりについてはまだだということがあったんですが、一応お伺いしました。

2番目の猿ヶ城の現在の状況はそれでいいとして、温泉とか道の駅、商店街の連携についてということがやっぱりこれから非常に大事になると思うんですね。昨日の質問でも、道の駅が5月4日には560万円の売り上げがあったと、1つの場所で560万円、この不景気のときに売り上げる場所というのはそんなにないんじゃないかと思えますね。それはすばらしいことです。だから、それを何とか垂水市全体のために利用していけないかということなんですよね。

話はちょっと変わるんですけどね、道の駅について、猿ヶ城と連携するという事で道の駅

についてちょっとお伺いしますけど、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業というのでボードウォークを整備されますね。それが最初2,300万円ぐらいの予算の予定だったのが、8,000万円ついたというのを聞いたんですよ。相当ふえているんですけど、8,000万円あれば、私の感覚ではもう相当グーッと長くできるのかなという感じがしないでもないんですね。だから、その辺、どのぐらいの距離できるのかというのとですね。

それで、商工観光課がなんでしょうけど、きのう川尻議員の質問をされた中で、商工観光課はどっかのラグビー部みたいにぼんぼん走るといような発言があったんですけど、そんなに真っすぐ走っているのかなと思いますが、アンケートをとられて、これここにあるんですけどね、調査方法は、足湯を利用している方の中からランダムに抽出してアンケート用紙を手渡して回答をしてもらって、その1週間ぐらいで128人に回答を得たと。市内の方が49人だった、市外が56人、県外が23人というこの128人から、この結果を県に報告されていますね、商工観光課がね。

128人でよかったのかなというのがまずあるんですよ、128人というのはちょっと少ないんじゃないかなというのと、期間をもうちょっと長くして、もっと多くの人に聞くべきじゃなかったかというのと、あとは、足のちょっと御不自由な方とかですね、車いすで来られている方もいらっしゃったと思うんですが、その辺に関して、そういう方のアンケートはこれの中にはないと思うんですよ。その辺のことをとられたのか、必要とは考えなかったのか、まずそこを聞きましょう。

それから、県がつくって市が管理をするわけですけど、この中に1案、2案とあって、足湯と同じ高さでつくる案が2案となっていて、その下のほうへ、今の護岸の高さですするというのが1案となっているんですけど、下の高さです

るというのがアンケートでは多いんですね。さっき言った足の不自由な方とか、車いすの方が行きたいというときにどんなふうにするのか、真ん中の中間的な案はなかったのか、その辺は検討されなかったのかというのを伺います。

それから、これができる管理をするのが垂水市だということでは、もし事故が起こった場合の管理面の責任の問題が発生すると思うんですけど、そういうことを考えたらフラットなほうがいいんじゃないかと思うんですよ、私は。だから、その辺に関してはどう考えられるか、商工観光課長にちょっと伺います。

刀剣山登山のほうの森林管理者等との協議については、また今後もするということでした。いろいろ今後、問題がないように、緊密な関係を築いて協議をしていってもらいたいと思います。

きのう田平議員の質問の中で九州新幹線、今も出ましたけど、23年に開通ということで市長も答弁されたんですけどね。ことし、ねんりんピックがあるんですよ、10月26日。これ60歳以上の大会で県がやってするんですけど、来る人だけで、選手と監督だけで1万人来るんですよ。それで観客の予想というのは50万人となっているんですよ。県外からも相当来ると。そういう中でJTBは、篤姫ツアーとか、屋久島への世界遺産ツアーとか、指宿、霧島への温泉ツアーとかいろんな企画を立てて、25種類のツアーを企画していると。この辺に観光という面で、道の駅を売ったり猿ヶ城溪谷を売ったりして何かアクションを起こしたほうがいいんじゃないかと、これに関しては市長、考え方があったら伺います。

九州新幹線も二、三年後といってもすぐ来ますから、段取りを早くしておかないとというのも今からどんなふう考えられるか。それと2つ、市長にお伺います。

それから、ごみ問題なんですけどね、前の焼

却炉があった荒崎、あそこで私が聞いたところでは臨時の職員の方を二、三人雇われて、リサイクルの青袋、それから危険物の赤袋、これの中を選別したり、汚れたビニール等に関しては水道で水で洗っている、洗っている作業をして肝属一般廃棄物へ送っているというのを聞いたんですよ。分別が変わったのかということさっき聞いたんですけど、変わっていないと。ということになれば、市民の分別がちょっと粗雑になったのかなという、だからそういうことをされるのか。

それともう1つは、持っていく肝属一廃のほうがいろんな市町村がまざっていて分別の方法が違いますよね、だからその辺で受け入れられるほうが、何というのかな、厳しいのかなというのがあって、人件費と水道代、水道代も上がります。そういう中で、人件費を使って、水道代を使ってするんだったら、私のこれを本会議場でちょっとあれなんですけど、汚れたビニールはもう燃えるごみでいいんじゃないかというような感覚がちょっとあるんですよ。

例えば側溝に何かビニールが、ビニール袋が側溝に落ちていた、汚れていると。それを拾って、例えば振興会長さんでもだれでも拾って、さあどこへ入れるかという話ですよ。それをみごと洗えと、洗ってリサイクルの袋に入れろといったら、もう拾わなくなりますよね。大変なんだから、洗うという作業が。だから、その辺のことをどうしていくのかなということですね。

ビニールに関しては、分別が変わってなければビニールはすべてリサイクルですよ、それをみんなに洗ってリサイクル袋に入れろというのか。今後は何か対処してもらわんとですね。その話を聞くんですよ、マヨネーズの容器が落ちていたと、拾って入れたらだめだと言われたと。それが、今までの26分別の中にはそうなんです。だけど、厳密に言えばそうなんだけど、その辺を何とかできんものかということ

すね。

それでないと、今後、一般廃棄物のほうの溶融炉というのは、ごみを入れて、ごみが燃えるので後から来たごみを燃える、そういう感じなんですよね。自分で自分の、ごみでごみを燃やす。それで、ごみが足りないときは燃料をたいて燃やしかないと維持できないという仕組みですから。その辺を垂水市として、人件費を使い、水を使い、それは26分別を徹底するという、それはもうこれは市長に聞きましょうね、生活環境課長じゃ難しい問題になりますから、その辺のことを今後、何か考えられないかという範囲でいいですよ。答えられる範囲でいいです。その辺をお伺いします。それでないと、これからやっぱり大変だと思うんですよ。それをお伺いします。

住基カードについてなんですけど、今度、議案54号で出ています。審査をするわけですが、そのとき質問してもよかったんですけど、一応一般質問でちょっと伺いました。

住基カードの導入のときの考え方が、電子政府、電子自治体の基礎になると、それで住民サービスの向上と住民の利便性の向上、市区町村事務の効率化となっているんですよ。これが普及すると間違いなく市区町村の事務の効率化にもなると思うんですけど、いま一つ、住民サービスの向上とか利便性の向上というところで市民の方にも認識が薄いと思うんですよね。

そこで、ほかの町で、千葉県の市川とか宮崎県宮崎市、新潟県三条市とここにあるんですよ、千葉県市川市における住基カードの多目的利用と。印鑑登録と住基カードと一緒にしている。そのほかにも福祉サービスに関する利用券、例えば、はり・きゅう、マッサージなどもその中に、詳細はよくわからないですけどね、一緒に含めていると。それを住基カードを出せばそういう利用を受けられるということじゃないですかね。

それで、住基カードによって住民票とかそういうものが自動交付機があって、それで要するに市民課の窓口で人を使わない、手間を省くもんだから、自動交付機で証明書をとったら300円が250円になると、安くなるというんですね。それは新潟県三条市も300円を200円にすると。そういう利便性とかその辺に関して、ちょっとこれは垂水市独自で検討をするのかよくわからないんですけど、今度の54号、これから審査されるわけですけど、その辺の点についてこれも市長に、これ検討できるかどうか伺います。

それから、PPPなんですけど、導入についてさっきありました。今、私は、中央病院なんか公設民営ということではそうなのかなと思ったりもするんですよ。そうかなと思ったりもして質問しているんですけど、これを全部、さっき言いましたアメリカのその町ではたった4人、市の職員が。あとは警察と消防以外はもう全部民間。体制の仕組みの違いがあるとは思いますが、だからこれを兵庫県の加西市が何とか研究しながら、どこまでやれるかやってみようということなんですよ、東洋大と。

その辺についてこれからは、今、行財政改革をやって、財政改革も一生懸命やっておられます。その中でもっと進めてこの辺のことを研究していく必要があると思うんですよ。何もかも市長に振るのもあれだから、企画課長、その辺の研究を今後どういうふうに進めていくという感じで答弁をください。

スクール・ソーシャルワーカーについては、はい、わかりました。

2回目を終わります。

○市長（水迫順一）池山議員の2回目にお答えをしたいと思います。まず猿ヶ城開発にかかわる問題の中で、全般的なPR等もどう考えるのかというようなこととございます。

ねんりんピックが行われるということは、鹿児島県にとっては非常にいい時期に行われるな

と。ただ、会場に1カ所も垂水が指定されなかったのが残念なんですけれども、鹿屋も指定されておりますし、ですから垂水に来られる方は、このねんりんピックを通じて行き来される方も結構あるだろうというふうに思っておりますし、要は道の駅、これも先ほどから観光課長が申し上げますように、年間90万人も来ていただく新しい我々市民の大きな財産となったと思っておりますね。

ただ、これだけでは通過客でございますので、大体8割ぐらいが市外の人に来ていただいておりますけど、やはり観光の大きな目指すところは滞在期間、滞在の時間を長くしていただくと、長く滞在していただくと、そういうことも非常に重要なポイントだと思うんですね。ですから、そういう意味からは、保養センターの宿泊施設が思うようにいかない中で、やはり猿ヶ城のこの宿泊施設が果たす役割もひとつ大きいものがあるかなと、そういうふうに思っております。

それと、平成13年に部分開業した新幹線が非常に薩摩半島を中心に大きな効果があったと、大隅半島にはほとんど効果がなかったという反省をしっかりとしなければいけない、それは大隅半島の玄関口でありますので、玄関口がまた役割を果たすのに大きな役割を果たさなければいけない。そういう意味では、本当に道の駅にこれだけ来ていただく、それからまた滞在期間、宿泊をしていただくことで、垂水の自然のよさを癒しの場所として満喫していただくと、ここからあちこちまた広がっていただくと、そういう意味では大きいだろうと思います。

こういうこと等が進んできましたので、3年後のJR開通前に1年半か2年ぐらいの余裕が出てくると思います。この間にしっかりとこれだけの投資をするわけですから、しっかりとやっていかなければいけないというふうに思っております。これはもう当然、今までは猿ヶ城は夏場だけ、2,000人から3,000人ぐらいの学生を

中心にしたキャンプ場としてずっと続けてきたわけですが、四季を通じてこれだけの施設をつくるわけですから、四季を通じて来ていただくような仕組み、それからそういうPR活動、それをしていかなければいけないと思っております。

それとJR九州にも、前にも申しあげましたように、当然これだけの投資をして、大隅半島へも来ていただきたいと、そういうようなことをJR九州の関連会社にも働きかけてほしいという要望もしてまいりたいと、これはしっかりした青写真がもうすぐできますので、それを持ってそういうPR活動も始めようかなと、そういうふうに思っております。

それから、道の駅の件は課長のほうでいいんですかね、課長のほうからお答えをさせていただきます。

それから循環型、リサイクルの件で、ごみ問題で質問がございました。

実は、ホットなニュースなんですが、資源化、全国10万人以下の都市で資源化率が、きのう環境省のほうから発表がありまして、垂水は全国9位になりました。これは非常にありがたいことで、歴代の、平成14年度の11月から26分別を始めておるわけですが、市民も大変な理解をいただいて、このことが結果としてこういうような地位にまでなったということは、市民の協力、それから関係者が非常に努力をしたおかげだというふうに思っております。循環型社会を今後さらに進めていかなければならない。リサイクルをして、現役世代で資源を使い果たすといかんと、だから本当に次世代のためにも、リサイクル率を上げて有効利用していくことが一番大事じゃないかというふうに思っております。そういう意味では、リサイクルをしっかりと今後もやっていかなければいけないというふうにも思っております。

それから住基カードの件ですね、今、課長の

ほうから説明がありましたように、わずか百五十何名ですかね、垂水市は0.8%ぐらいでございます。これは非常に住基カードが持つ機能自体が、議員指摘のとおりまだ不十分な面がございます。ですから、住基カード自体にもうちょっといろんな機能を持たせるということは大事だと思いますし、まず今回条例を出した大きな理由の1つは、今、いろんな市役所の市民課で証明をとる場合に、非常に厳密な個人の資格が、個人が当人であるかの確認が必要になってきました。そういう意味では、運転免許証は非常に便利なんですけど、高齢者がふえている当市にとりましては運転免許も持たない老人もかなりいらっしゃるわけですね。そういう意味では、この住基カードを利用して、そういうものの役割にも使っていただきたい。そういう意味もひっくるめまして、今回500円だったのを無料化してこの普及を図ろうと。すると、そのあげくには、やはり議員指摘のとおりいろんな事例が全国にございますので、いいところは機能として持たせていくことが必要じゃないかなと、そうしたら便利な社会につながっていくんじゃないかなというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌）道の駅に関して、5点ほど御質問いただいたと思います。

まず1点目は、今回事業費がふえたことでどれぐらい事業ができるのかという御質問だったと思います。このことにつきましては、鹿児島県のほうで現在設計中でありまして、最終的な構造がどんなふうになるのかによって、どこまでできるかということが決まってしまうと思います。市のほうといたしましては、足湯の前だけでなく、できるだけ広い範囲で施工していただきたいことをお願いしているところでございます。

次に2点目、アンケートを128人という結果が

出たわけですがけれども、これが適当だった、よかったのかなという御質問だったと思います。このことに関しましては、私どもは道の駅に行きますと足湯に寄り、利用者の方々とお話をする機会が結構あるんですけれども、その折にも、足湯につかって海や桜島を望む景観がすばらしくて、気持ちがよくてリラックスできる場所だというようなお話も伺っており、常々、足湯からの眺望は大切にしなければならないという思いなどございまして、このような事前情報もありましたことから、今回は100人をめどにアンケートを集めたところでございます。

次に、スロープにつきましては、段差ができますと、どうしても体の悪い方には配慮をしなければならないというふうに考えます。アンケートの中にも意見として、足の悪い人でも下に行けるようなスロープを設けてほしいという意見をくださった方もいらっしゃいます。このことについては、十分配慮していただくというか、いただけるものというふうに思っております。また、今聞いているところでは、そういうスロープを設けるという話も聞いているところでございます。

次に、中間的な案はなかったのかということがあったと思います。中間的なということなのですが、現在の護岸の床高と道の駅が一番段差があるのが足湯のところでございますけれども、そこ約200メートルほどございます。設計の中で、この高さをどれぐらいにするかということを検討されております。その検討された背景には、護岸が安定しなければ、壊れるといけませんので安定することとか安全対策、それと費用的な面でボードウォークの床高をどれぐらいにすればいいかということは今、検討されているところでございます。

それともう1点、管理についてでございますが、1案、2案で申し上げますと、1案で現状の形のものになるんですけれども、ボードウォー

クに例えば、ボードウォークというか現在の護岸に例えば板張りをしますとか、カラーブロックを使ったりして、いわばコンクリートに化粧をして見栄えをよくした上でベンチを置いたりして、散策や休憩などに使えるようにということがボードウォークになろうと思っております。そのようなことを考えますと、1案のほうはそこにそんな化粧がなされるという形の仕様になります。

2案につきましては、デッキ方式になりますと構造も複雑になりますので、管理の面からいいますと1案のほう管理はしやすくなると思えます。

また、この案を検討していただくに当たって、市のほうから4点ほど要望事項を出しております。1点目は、足湯からの眺望を大事にしてほしいということが1点目です。2点目は、管理は市が行いますので、なるべく後年の管理費を少なく済むよう工夫していただきたいということが2点目。

それと3点目は、道の駅と護岸の間にあるコンクリート壁などを使って、錦江湾の解説をするようなコーナーを設けていただけないだろうかということと、もう1つは、海へのおり口を設置できないかというようなことを要望というかお願いいたしております。後年度の費用が、費用もやっぱり考えないといけませんので、その点を考えますと1案のほうが適当なのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。（「責任が発生したときのことは考えていない、まだ」と呼ぶ者あり）

○商工観光課長（倉岡孝昌）責任が発生したといいますか、安全性をどう保つかということが1つの問題になろうと思えます。その点につきましては、構造的なところで手すりを設けるとか、そういう配慮がなされていくというふうに考えております。

○市長（水迫順一）ちょっと補足しますと、

最初、おっしゃるように足湯の長さだけボードウォークをしていただきたいということで2,500万円だったんですね。それから6,900万円できるよというお話が来ました。それから8,000万円になってですね、宝くじ関係の支援を県が得たという形で8,000万円になりました。ですから8,000万円という金額、議員おっしゃるように大きいもんですから、足湯だけの長さじゃなくて道の駅全体の長さにボードウォークをつくりたいということで今、打ち合わせをしておりますし、それから大迫川のほうちょっと砂浜があります。そこへ海岸におりることもできるようにしたいと思いますし、安全面は当然、手すりもつけてそうしますので。

要は、それと道の駅のああいいう桜島を背景にした景観を崩しちゃ、足湯の景観を崩しちゃいけないというのが配慮ですので、この道の駅、足湯の高さと同じにすれば、足湯に座っても本当に目の前にいっぱい人が来ますと景観を崩すわけですから、すると一段下に防波堤の高さにしたほうがいいと言う方が多いわけですね。それで、その辺でさっき言われた身障者をどうするかと、階段を、スロープの道も1カ所つくろうとか、そういうことを今、検討しておるわけです。

ですから、安全面もそういう施設をつくる中でしっかりとキープできるようにやっていきたいというふうに思いますし、道の駅がこのことで、今年度事業ですから10月から始まって多分3月には終わると思うんですね。そうなりますと、道の駅が新たに1つの魅力が加わってきます。このことが3年たって非常に大事な部分だと思いますし、それから30万人来る予定が90万人来ていますから、レストランも非常に狭くなっております。この辺、ボードウォークの中でどのような食事関係の利用ができるのか、そういうこと等もあわせて考えるように今、指示しておるところです。

○企画課長（迫田裕司）パブリック・プライベート・パートナーシップという議員の質問を受けて、今回ちょっと研究してみました。確かにアメリカの市なんですけど、9万5,000人ぐらいの市が、今度新しくできた、独立した市ですね。そこはもともと職員がいなかったもんですから、市の職員をどうしようかということで、パブリック・プライベート・パートナーシップ制度を導入したと、それで市長と職員は4名と、あとの市役所の業務は大手の民間会社に委託したと。ということで、最初できた町なもんですからしやすかったと。実際、本市をそうできるかということ、今いる職員をどうするのかとか、かなりいろいろ問題があるようでございます。

もともと公務とは何ぞやと、市の公務員というのは地方自治もそうなんですけど、市民から税を受けて公務の職務に専念しているわけでございます。だから、そこらあたりの問題とかなり矛盾することが出てきそうな気がします。だけど、指定管理者制度とかPFIとか、いろいろできる分には民間に委託しようという動きになっておりますので、今後もパブリック・プライベート・パートナーシップを研究し、それからこの考え方を徹底することは大事なことで考えております。

以上でございます。

○池山節夫議員 全部わかったという感じですね。答弁よかったですよ、結構。もう聞くことないんですね。

ボードウォークもですね、一応2案あるアンケートをとられたということで聞いたんです。管理面とかそういう面では、景観とか、下のほうがいいのかなという思いもせんでもないんですよ、経費も要るし。ただ、聞いとかないとねということで伺いました。今の答弁で納得しましょう。

それから、観光垂水づくりのため一生懸命頑張っって早く仕組みづくりを、先ほど市長も言わ

れましたけど、全体的なまとめたもので垂水の観光に役立てるように道の駅と連携したりして仕組みづくりを、商店街も忘れないようにつくっていただきたいと思います。

ごみについては、リサイクル、循環型社会の構築をさらに進めるということで、答弁的には難しいところもあったんですけど、今回はこの辺で。

いずれですね、やっぱり市民の何というのかな、今、私が言った点についてやっぱり大変なところがあるわけですよ。その辺をだから何か考慮するやり方はないか。その辺について検討をしていただきたいということで、これについては要望をしておきます。

住民基本台帳カードについても、さっき言われましたように、新潟県三条市なんかはいろいろ機能をつけているんですよ。それで、18歳以下の子供が、18歳未満の子供を3人以上持つ保護者にその住基カードとして付加したようなもので、市役所の優遇サービス、施設を利用したとき割り引くと、そういうようなこともやっているみたいですので、この辺もなるべく、例えば少子化対策とかいうのに役立つと思いますので、その辺も検討して、できるだけ住基カードの普及とともにいろんなサービス面でも検討していただきたいということでお願いします。

4番目のパブリック・プライベート・パートナーシップについては、難しい面、確かにあるんですよ。私も質問の中で、前からあった町が4人になったみたいな雰囲気でもちょっと言いましたけど。それでも、兵庫県の加西市は現に今ある町ですから、そこが東洋大学と連携して、これからはどんなふうにしたら民間のそういう力を活用して、どこまで民間の力でサービスを充実させながら経費を落とせるかということで研究を始めたということですから、ぜひその辺のことも注目していただいて、今後とも研究をしていただきたい、導入に向けてですね。よろ

しく願います。答弁は要りません。

終わります。

○議長（徳留邦治）次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

昨日来、何名かの同僚議員が触れられました。が、ミャンマーのサイクロン、中国の四川大地震、日本では岩手・宮城内陸地震、そして秋葉原の無差別殺人が発生し、多数の方が犠牲となられております。自然の破壊力の脅威と人の愚かさを痛感いたします。心からお見舞いを申し上げます。

さて、議長より許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問していきます。市長並びに関係課長の明確な御答弁をよろしく願います。

最初に、垂水市第4次総合計画についてお伺いいたします。

さきの3月議会で、夢としかとらえどころのない基本構想を合同審査会まで開催し、議決したところであります。基本計画、実施計画については早期に作成して、議会、市民の意見を聞くといった事務局の方針が示され、3月議会最終日に基本設計素案が配付され、5月には諮問案が作成されております。

そこで質問いたしますが、基本計画、実施計画作成の進捗状況と公開時期についてお伺いいたします。

また、基本計画の素案、諮問案を見ますと、基本構想の4つの基本目標からそれぞれ重点目標を掲げ、その中で政策目標を27項目に細分化し、体系的な流れとしては明解な感じはいたしますが、基本計画の客観的な達成度、比較基準の判断材料となるべき具体的な数値は今回も表記されておられません。かわりに参考指標として、政策に対する満足度が掲げてあります。

そこで質問いたしますが、この満足度の定義、設定方法はどのようなものなのかお伺いいたします。

最後に、10年間の総合計画ですので、喫緊する諸問題の対応策も必然に計画に盛り込まれていると思います。

そこで質問いたしますが、垂水市のこの10年間に起こり得る諸問題の中から5つほどお聞きいたします。1つ、限界集落について。2つ、公共施設の耐震化について。3つ、中学校統廃合の廃校跡地活用について。4つ、小学校統合問題。5つ、消防広域化。以上5点について、第4次総合計画の基本計画に盛り込まれたであろう具体的な対処方法の内容をお伺いいたします。

2番目に、公立小・中学校の耐震化についてお伺いいたします。

中国四川大地震で注目を集めたのが小・中学校倒壊であり、多くの児童生徒が瓦れきに埋まり、そのとうとい命を奪われました。国の将来を担う子供たちを安心・安全に守り育てる、また災害時の避難場所となる学校施設の耐震化は重要課題です。

2007年の文部科学省調査では、全国の公立小・中学校施設約13万棟のうち耐震化が確保されているのは7万6,000棟、58.6%で、残り4万5,000棟、34.8%は耐震性なしと判定され、9,000棟、6.6%に至っては耐震診断すら実施されていない現状が報告されております。

耐震化工事への国庫補助率を大幅に引き上げる地震防災対策特別措置法の改正案が今国会に与野党合意の議員立法で提出され、6月11日に全会一致をもって早期成立しております。この国会の機敏な対応を受けて、市当局の耐震化への姿勢を伺います。

現段階での耐震化調査、事業への取り組み状況と制度改正後の取り組みについては、昨日持留議員が質問され、その答弁でおおむね理解い

たしました。答弁は結構かと思えます。ただし、その中で、これまでの取り組みの中で1点だけ質問をいたします。

県の公立学校施設の耐震改修状況調査報告書によると、本市の耐震診断実施率は100%でございます。どのような耐震診断調査が行われたのかお伺いいたします。

次に、総合計画の中で学校教育の充実、教育環境整備をうたわれております。耐震化が遅々として進まない理由に、財源不足、その他事業の優先、地震規模、発生時期の不確かさが挙げられておりますが、本市でも財源不足が大きな理由だろうと思えます。四川大地震の惨事を見ますと、財源不足では済まされない行政の責任を感じます。ほかの事業を休止してでも耐震化事業は最優先課題として認識し、取り組むべき事業だと思えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、財源確保についてお伺いいたします。

今回の改正案は、地方自治体の財源不足を補うために国庫補助率を引き上げ、地方交付税措置も災害復旧並みに拡充し、国の負担がほとんどであり、市の負担金額はわずかなものになると思われませんが、財政難で緊縮予算を組み、あれかこれかの事業選択を強いられている市当局においても、耐震化事業への予算執行は当然に最優先させるべきものと思えますが、財政課長の見解をお伺いいたします。

これで、1回目を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 垂水市第4次総合計画実施計画についての御質問にお答えします。

まず、計画作成の進捗状況と公開時期についてでございますが、基本計画は、基本構想を実現していくために、市民と行政がともに取り組むべき政策の基本的な考え方やイメージを示したものです。このため、基本構想に示された施策の大綱、これは4つの基本目標と8つの重点目標となりますが、これらの目標に対する行政分野ごとの政策について、その政策目標の考え

方、目指すイメージ、施策の方向、参考指標、政策推進課について関係各課と協議を行い、最終的に27の政策目標を設定し、3月18日の策定委員会で素案を決定いたしました。

この素案をもとに、3月下旬に5回にわたり開催した総合開発審議会分科会において、総合計画の重点項目ごとに、審議会委員の皆様と関係各課職員、関係団体代表者との意見交換を開催し、また、4月1日から30日にかけてパブリックコメントによる意見募集を行いました。

5月に入り、パブリックコメントでの意見や審議会分科会における意見をもとに修正作業を行い、5月31日、総合開発審議会に対して基本計画案を諮問いたしましたところでございます。

今後、最終的な作業として、総合開発審議会答申に対する対応を協議するための策定委員会を開催し、基本計画を決定した後、本議会最終日に全員協議会におきまして報告する予定となっております。

実施計画については、基本計画決定後作業に入ることになりますが、基本的には、各課で策定されている個別計画や事務事業について基本計画との体系化を図るための作業を行うことになると思います。

なお、作業に当たっては、行政改革大綱における事務事業評価などのノウハウを活用してまいりたいと考えております。

なお、基本計画は7月中には本市ホームページで公開する予定であります。

次に、参考指標、満足度の設定方法についてでございますが、今回の総合計画の基本計画では、政策目標に対して、政策目標の考え方、目指すイメージ、施策の方向、参考指標、政策推進課を明記するなどの工夫をしております。

参考指標は、総合計画の実効性を高めていくために設けたもので、行政評価の視点を重視しております。近年の各自治体においても、成果指標や「目指そう値」という名前で目標を設定

し、行政評価や政策の順位づけなどに活用しているようです。本市も基本計画の要素として設定しましたが、有効に活用していくための方法、項目、数値の設定について、今回は市民満足度調査の項目のみとしております。

満足度調査については、市民のニーズがどこにあるのかを見きわめるために、第3次垂水市総合計画に基づく25の施策について、満足度及び重要度の調査を行い、平成18年11月に結果報告書を公表しております。この調査により、それぞれの施策を満足度及び重要度の視点で相対評価をしていることから、どこにもっと力を入れていくべきかなどと、ある程度の方向性が示せるものと思われまます。そのためにも市民の皆様が適切な評価をすることができるように、参考指標や施策の取り組みなどについても十分な情報提供が必要と思われまますので、あわせて取り組んでまいりたいと思ひます。

次に、喫緊課題に対処する具体的計画を示すべきではないかという御質問ですが、総合計画は本市の最上位計画で、基本構想においては市政運営の基本的な考えや方向性を示したものです。基本計画は、その方向性を踏まえた行政分野ごとの政策となります。

なお、基本計画は10年計画で、5年後の見直しを想定しておりますが、国政や社会情勢の変化など新たな課題への対応のために政策として考え方を示す必要がある場合には、策定委員会において随時見直すことができるよう基本構想で明記しております。

実施計画の考え方については、先ほども申しましたように、既存事務事業、そして各課で策定されている個別計画や新たに取り組むべき事業などを基本計画の各政策項目に関連づける作業を行い、整理したものが実施計画となります。

議員質問の喫緊課題として挙げられました件につきましては、それぞれの所管課においてテーマごとの事業計画として扱うべき課題であり、

それぞれの具体的な計画策定、事業の執行については各所管課がとり行うことではありますが、総合計画上の調整という観点から各所管課に問い合わせましたので、回答をいたします。

1 番目の限界集落について。

地域づくりの取り組みとして、共生・協働による自立した地域づくりでの課題であり、今後、具体的な取り組みとして、地区公民館単位の地域づくりの計画や地域担当職員制度の導入、振興会再編推進などは行っていく予定です。

2 番目、公共施設の耐震化について。

公共施設の耐震化計画は、小学校はすべて総合計画においても年次的に計画されていますが、現在考えられている国庫補助率の引き上げや地方交付税措置の拡充が図られることが現実化しましたら、さらにその計画を早めることになると思われまます。一方、中学校は、各学校が統合された後、統合中学校は新設の方向で検討されます。

その他の公共施設の耐震化についてでございますが、昭和57年度以降の建築物については建築基準法で耐震化は図られています。市役所庁舎は古い建物ですので耐震化が一番必要であります。まず児童生徒のいる学校や市民の集まる各公共施設の耐震化に努めまますので、優先順位は後になるものと考えています。

3 番目、中学校統合後の廃校跡地活用について。

現在は教育施設として位置づけられておりますが、市民ニーズや地域活性化の視点から有効活用していくため、地域の声が反映できるよう調整したいと考えております。

4 番目、小学校統合問題について。

総合計画においては、学校教育の充実という政策で「ふるさと垂水を愛し、誇りに思う子ども」の育成に向けて、子供たちが生き生きと学べる良好な教育環境の確保という観点から取り組んでおりますが、それ以外にも、小学校は中

学校と比較し、地域と密接な関係が深いことから、地域づくりや地域活性化の観点を含めた検討をまずは行う必要があると考えておりますので、そのような調整をしたいと考えております。

複式学級など課題も多い中で、学校規模適正化検討委員会の答申も出されており、将来的には検討すべきと考えておりますが、現時点では、まず中学校のよりよい統合を進めることが先決と考えております。

5番目、消防広域化についてです。

今年度、消防広域化に係る運営協議会準備事務局を設置し、県のヒアリングをもとに来年度から準備が進められることになると推測されます。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 小・中学校耐震化についての御質問にお答えします。

耐震診断の方法でございますが、平成18年度に土木課建築係の協力をもらい、シュミットハンマーによりましてコンクリートの圧縮強度を計測しました。これらと建築年数、建物の階数等の項目を分類しまして、耐震診断の優先度を決定するという簡易的な診断を行いました。

優先度調査は、どの学校から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討するのが目的でございました。これによりまして耐震診断率は100%となっております。

しかしながら、耐震補強が必要かどうかを正確に判断するためには、二次診断まで必要でございます。そのために今年度、垂水小学校の耐震診断を発注いたしましたが、今回、特別措置法が改正されましたので、小学校は平成22年度までに二次診断を終了したいと考えているところでございます。

それから、認識の件でございますが、先月の中国四川省の大地震は、学校が崩壊し、多くのとうとい人命が犠牲になり、大変痛ましい惨事でございました。

議員も言われましたように、学校は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所となるなど、地域の防災拠点としても重要な役割を担っております。その安全性は極めて重要だと認識しております。そのようなことから、学校施設の耐震化は最優先の課題と認識しております。

○財政課長（岩元 明） 学校耐震化の財源確保のお尋ねにお答えしたいと思います。

学校耐震化の必要性は十分認識いたしております。本市におきましても、財政事情を考慮しながら、まずは3階建ての校舎を優先的に、残りの校舎を年次的に整備していく計画ではあります。

今回、耐震化を促進するための自治体への財政支援が拡充されることになりそうですので、これを機会に、教育委員会が計画の見直しをすることあるいは前倒しをすることにも財源の確保を確実に図っていかねばならないと考えているところでございます。

○池之上 誠議員 それでは、2回目に入らせていただきます。

まずこの企画の総合計画ですね、公開時期は、基本計画が本議会のまたいつものとおり最終日となると、それで大体7月に市民向けのホームページで公開しますということですね。実施計画にはちょっと触れられませんでしたけれども、それよりちょっと後になるのかなと思っております。

そしてあと、そういう具体的数値というのはその実施計画で入れるというふうに関、受け取られました。それはそして各課の所管であって、各課が決めるべきものであるというふうな課長の答弁ではなかったかと思っております。

この実施、公開時期とそれはわかりました。それでこの満足度調査ですね、一応満足度を使ったのは18年の第3次計画についての満足度で

アンケートをとってやったということで、市民からの満足度調査をしたときに相対的な評価は得られたと、それでいいんじゃないかということなんですけれども、基本計画がそれでいい、あと実施計画がですね、基本構想を決めるときに我々は、夢の構想だということはもう企画課長にも、市長の前でもそういうことは言ってきたと思うんですよ。何もつかみどころがないんじゃないかというふうなことで言ってきました。それでそのとき、企画の課長も「夢でいいんだ」というような言葉も少しだけ言われましたけれども、ほんのこて夢でよかとを決めていいのかという思いがありました。

しかし、その中の事務局の説明としては、基本計画とか実施計画でそういう具体的な数値は出しますよということをおっしゃったんですよ、基本計画で出していきますと。そういうことを私たちは思って、じゃ次の基本計画ではそういう具体的な数値が、評価できるような、比較判断できるような数値が出てくるんだろうという思いでこの基本計画を待っていたんですけども、今さっき言いましたように、満足度だけの指標で済んだと。じゃその満足度というのはどこまでの満足度なのかと。比較する数値も何もない、どこまでいくかという達成度も書いてない、そして、後でその満足度の調査をしますと。

自分たちが基本計画の中で、実施計画は別ですよ、基本計画でそういうことをうたって、じゃ、どこで判断するんだろうといったときに、その比較をする対象の数値がなければ、達成度がなければ、どこで、じゃ市民の皆さんは、我々議会はどこで、じゃ満足度のその比較基準をしたらいいんだろうかという思いがあるわけですよ。

それで、喫緊の問題の5つの問題も出ましたけれども、この問題については本当に各課が基本計画をつくるときに持ってこなかったと、提唱しなかったと、そういう問題については基本

計画の中には上がってこなかったというような、課長のヒアリングでそういう話を得ましたけれども、そこ辺は、限界集落にしても19年の第4回ですか、森議員が言われていますよね、岳野とか、山のほうの限界集落に近いところの問題を言われています。

それで、あと小学校統合についても答申が出ていると、こういう問題もあると。その中で各校区の意見も出ています。牛根の皆さんは、小学校統合については本当に大多数が賛成をしているんだという結果も出ています、ここに。それで、現在では、南のほうも複式でするよりも1つにまとまって1学級のほうがいいんだという声も聞こえてきます。こういう現実があるわけですね。

あと広域化も、私もことしの3月ですね、消防広域化についてもちゃんと質問をしております。こういう問題があるわけですよ。それを、私が聞いてから、じゃ各課に聞いてみます。この1週間で聞きましたと。それで今、るる述べられましたね、いろいろと。

こういうのは、まず基本計画をつくる中で、わかっているのに何で出してこないのかなど。我々はこの基本計画を見て、読んでわかる、見てわかるのが基本計画でなければいけないと。我々が指摘してからこの問題はここにこういうふうになりますよと言ってもわかりませんよ。それは実施計画までおいてやるんだということであれば、それでいいかもしれないけれども、そういう細々とした実施計画までおかないとわからないような基本計画じゃだめなんじゃないかなと私は思って、今回のこの質問はしているわけです。

企画のですね、この総合計画をつくる本元ですから、企画の調整の役割、これは非常に大きなものがあると思うんですよ。各課の政策推進課ですか、各課、それに任してそういう数値をつくるというのもいいかもしれないけれども、

ある程度どういうふうにしていきたいんだというのを企画課が示して取りまとめをしないと、各課もじゃ、どういうふうに出せばいいんだろうかというふうになるんじゃないかなと、そういう企画調整の役割が要るんじゃないかなと私は思っているわけです。

この基本計画というのは、今さっき言われましたように構想を具現化するもんだと、これは政策ですよ。この政策というのは、市民と協働でつくっていくんだと言われてはいますが、政策ということは市長の一番責任が出てくるんだと、垂水市の政策というのはやっぱり市長の政策と一緒になんだから、やっぱり市長に責任が出てくる。これはもう政策を言う以上は変わらないと思うんですよ。

そういうところで、基本計画を政策をつくるのに市民との協働を入れてやるというのもいいかもしれないけど、最終的には市長の責任、政策は。だから、そこは履き違えてほしくないと思うんですよ。それで実施計画の中で、ここで初めて市長あるいは基本計画の政策に対して、市民と行政と議会と協働の立場がここで出てくるんじゃないかと私は思うんですよ。

そういうところで基本計画にすれば、実施計画までおりにいなくてもわかるような具体的な数値目標を入れてほしいという思いがあるわけです。

そこで課長も、いろんな具体的な数値を情報提供していきますと答弁で言われましたけれども、そこで質問するんですけども、この基本計画は構想を細分化しただけのものじゃないかなと私は思うんですよ、具体的な流れはわかりますよ。

そこで、別添でも何でもいいと思うんですよ。その基本計画の目標数値あるいは達成度、我々市民やら議会が検討、協議してその満足度を比較できるような判断材料を基本計画に記載すべきじゃないかと、記載してほしいと思うわけで

すね。そういうところで、そういう具体的な数値目標とか方向づけですね、それとあと各政策推進課との調整能力として企画のそういう今後の基本計画を、あと何日もないですけども、出されるわけですから、その後の基本計画の中身として今言ったような数値目標、そういうのを別添でも何でもいいから出す用意があるのか、そこをもう1回質問いたします。

次に、小・中学校の耐震化ですね。

シュミットハンマーによる打撃テスト、これも圧縮度調査ですので簡易診断だと私は思っております。そして、学校の耐震化は最優先の課題として認識している。これは本当にありがたいなと思っております。

今回の改正案は、適用年度が20年、21年、22年の限定でございまして、垂水市には昭和56年以前の建築が非耐震構造といたしますけれども、これが46棟残っているらしいですね。この耐震構造、私は全棟耐震診断をして、補強工事をして、そしてあとのいろんな問題に対して使えるようにしていけばいいなという思いで、それが理想かなという思いで質問するんですけども、いろんな制約はあるかもしれないけれども、この改正案が制度化された以上は大いに利用すべきだと私は思っています。俗に言われます箱物行政、そういう問題ではないんじゃないかというふうに思っております。この耐震化の促進の改正案ができたときの担当課として、教育委員会の総務課ですね、担当です。子供たちの安全を守るという自負を持って推進していただきたいと思います。

あと跡地問題、小学校問題、中学校問題、企画のほうで話をされましたけれども、22年度中学校の統合がありまして、新中学校は新築予定ということですね。あと小学校の統合問題も今さっき言いましたようにあります。そして中学校の廃校もあります。

だけど、跡地問題を考えるにしても、小学校

が統合した後の統合小学校の跡地の候補になるかもしれないし、そうでないところは地域公民館の候補にもなるかもしれない。そうしたときに、答弁では中学校は考えていないと言われましたけれども、まだあと2年間、あと1年ですね、21年度だけ、20年、21年度だけあるわけですから、今後のことを、市の今後のことを思えば、牛根中、南中、協和中の耐震化も考慮する必要があるんじゃないかという思いで質問しております。これ持留議員の答弁と重複しますが、そういう思いで担当課としての見解を聞きたいと思います。

次に、財源確保ですね。

苦しい中、考慮しながら、そういう促進化の拡充に対して適応してやっていきたいという前向きな答弁を得たと思っております。財政課としても、有効な補助制度なので予算執行を優先的に行う姿勢があるんだなと理解をいたしました。今のこの課長の言葉を聞いて安心したんですけれども、もしなければ、もうわずか数%という工事費、事業費ですのでですね、予算を執行するのは、であれば、時の我々、今ですね、当事者、市役所の皆さん、そして我々議会、数%ずつ削減して充ててもいいんじゃないかなと思っておりましたけれども、財政課長が頼もしい言葉をおっしゃっていただきましたので、その辺を私も一安心をしているところでございます。

財政課のそういうところも、財政改革プログラムが順調にしているあかしだろうと思っております。そのほかにも国の政策で、地方の再生ということで地方再生特別枠あるいはふるさと納税、そして4月に問題になりましたけれども、暫定税率の復活ですね。今、地方の財政は追い風が吹いているんじゃないかと思っております。事業選択可能な、あれかこれか事業選択可能な今、財政運営をされているんじゃないかと思っておりますが、そこで質問をいたします。財政

課長にですね。

3月議会でも質問しましたこの暫定税率の廃止の影響額ですね。本市は5,900万円という財政課長の丁寧な説明を受けましてわかったんですが、この暫定税率の影響率、垂水市は、県内の市町村の影響の額を見ますと、町村並みに低いわけですよ。何でこんなに低いのかなと思いついて、3月は10分しか時間がございませんでしたので、もう2回目に聞きませんでしたけれども、これはこの前もちょっと財政課長とはヒアリングで話をしておりますので、この辺がわかれば、その理由を一言だけでもいいですからお答えいただきたいと思っております。

これで、2回目を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 総合計画についてお答えします。

総合計画について、まちづくりの市政運営の方向性を、10年後の市政運営の方向性を示しなさいということで地方自治法に定められております。

実際3月で議員の皆様には説明したんですけど、基本構想を説明したわけですが、4つの基本目標、8つの重点目標を作成するために19年2月から住民説明会初め、いろいろな大学公開講座、それからワーキングとかでやってまいりました。できた成果品は本当に4つの基本目標だけだったんですね、それは、垂水をどんなまちにしたいかということ住民の皆さんの意見を聞きながら、職員の皆さんと一緒に考えてきたのが基本構想でございました。

そして、基本計画は、その基本構想を実現するために市役所の各課で、27の政策に分けまして、それぞれ目標を掲げたのが基本計画であります。私、思うんですけど、この一、二年を通じてこの作業をやってきて一番何を感じたかという、総合計画とは職員を育て、人を育てることではないかなと、この作業かなり、今回はコンサルも使わず、職員も特別に企画課には増

員されず、今ある既存の職員でやりなさいということだったものですから、かなりきつい作業だったんですけど、やっていくうちに企画課の職員が生き生きとしてきて、市役所内の職員の方々が生き生きとしてきて、住民の皆様が市政に関心を持つようになった。このことが一番大きかったかと今、感じているところでございます。

先ほどの御質問なんですけど、基本計画の中で参考指標の項目、目標値を示すべきではないかということでもございましたが、総合計画は垂水市の今後の進むべき大きな方向を示した理念的な計画であり、個別具体の施策などのあり方については、個別分野の計画にゆだねることになっております。そのため、具体的な目指すまちの姿や、まちづくりの全体像を市民が理解することはなかなか難しいと思われまます。議員御指摘のように、実現すべき目標値を設定し、その効果を図る基準を明確にすることが必要ですので、今後、まちづくり指標を設定するために庁舎内に検討委員会を設置し、早急に具体化する必要があると考えているところでございます。

なお、この作業はかなりの時間を要すると思っておりますので、最終本会議には指標は示すことはできないと思っております。

以上でございます。

○教委総務課長（北迫睦男） 2回目の御質問にお答えいたします。

昨日の持留議員の質問に対します教育長の答弁と一部重複しますが、小学校の統合問題は、平成18年3月に垂水市立学校規模適正化検討委員会から、牛根地区は1校に、それから柘原小、新城小につきましては統合を検討することが望ましいという内容の答申をいただいております。しかしながら、統合につきましては現時点では白紙でございます。

それから、中学校跡地利用につきましては、地区別協議会での検討をお願いしておりまして、

まだ方向も決まっておりません。確かに今回の制度を活用した耐震化はいいお考えであろうかと思っておりますが、現時点での3中学校の耐震化工事は難しいと考えております。

○財政課長（岩元 明） 道路特定財源のうちの暫定税率がほかの市町村より影響が少ないというのは、もともとその道路特定財源が市町村に交付される額が垂水市は少ないんじゃないかと。少ないのは、道路に対する予算が少なく、道路事業が少ないからそれだけ配分されないんじゃないかというようなおっしゃり方というのは、私も一般市民から聞いたことがございます。これは、はっきり言いまして誤解でございます。

と申しますのは、道路特定財源の一部が確かに市町村に流れてくるわけでございます。本市の場合も1億2,000万円ぐらい交付されます。これは確かにほかの市町村より少のうございます。例えばお隣の鹿屋市は8億円ぐらい来ているようでございますし、鹿屋市は合併市町村でございますので大きな面積を持っておりますから、これは比較できないとしまして、例えば西之表、西之表と比較しましても、西之表は1億6,000万円か8,000万円か来ているわけなんです。なぜ本市がほかの市町村より、道路特定財源の一部が回ってこないのかと申しますと、道路特定財源は一律市道の延長、面積によって一律配分されてきます。ですから、市道の延長面積がほかの市町村より少ないということでございます。

そうしますと、これまで市道の整備を怠ってきたからかと申しますと、そうではなくてですね、垂水市の地形を考えて見ていただければよくおわかりになると思うんですが、山林面積が75%を占めております。集落はほとんど海岸線沿いに点在しています。各集落あるいは校区を結ぶ幹線道路というのは国道一本でほとんど済んでしまいます。水之上校区と旧大野校区を除けば、南の新城校区から北の境校区まで国道一本で行けるような地形を有しております。

そういったことで、さらに鹿屋市に行くにしましても、霧島市に行くにしましても、鹿児島市に行くにしましても国道一本で済んでしまうというようなことで、市道が発達する要素がなかったといいますか、市道を整備する必要がほかの市町村に比べれば少なかったんじゃないだろうかというふうに私は感じております。ですから、市道の延長、それから面積といったものが少ないからだというふうに考えております。ですから、そういったことで道路特定財源の配分はほかの市町村より少ないということでございます。

そこのおっしゃりたい気持ちはわかるんですよ、影響が少なかったから、その分を耐震化のほうへ回せとおっしゃる気持ちは重々わかっております。そういったことですね、先ほど議員がおっしゃいましたように、ほかの事業を休止してまでもという考えまでは私は持っておりませんけれども、この耐震化は市長もそういう強い指示をしておりますので、進めてまいらなければならないというふうに考えております。

○池之上 誠議員 3回目いきたいと思います。多分要望になるだろうと思います。

今、企画の課長さんから前向きな答弁をいただきました。私たちも読んでですね、その指標だけで、イメージだけでそれで納得すればいいんだらうけれども、ちょっと曲がっているものだからね、やっぱりそういう数値を欲しいなという思いがありました。この思いは私だけでもないだろうと。あと、市役所の皆さんもそういうふうに思っているんじゃないかなというふうに思っております。

鹿大の皆さんと連携してやっていらっしゃいますけれども、先ほど課長が言われました人づくり、職員づくり、それは当然だろうと思っております。生き生きしてきたということも当然だろうと思っておりますが、100%そうなのか、その辺ももう1回皆さんと庁舎内で見、本当

に鹿大と連携したその方向性が政策推進課の末端まで伝わっているのか。各課の課長も市役所の以外で聞かれても、ぴしゃっと一緒の答えが返るぐらい意思統一されているのかですね。これは本当に総合計画をつくる企画の調整能力だと思うんです。ぜひ頑張ってくださいたいと。何もあなたを困らせようと思って質問をしているわけじゃない。頑張ってくださいたい。

10年間の垂水は、本当に今、合併問題が伊藤知事も下火になってきましたね。道州制を考えてもいいんじゃないかと言われますけれども、この道州制もやっぱり20年、30年のスパンなんですよ。そうした場合に、垂水はまだ単独でやっていかないかんという思いが、市民の皆さんにも、議会にも、行政の皆さんにも多分あるだろうと。であれば、なおさらこの4次総合計画というのは、ぴしゃっとした骨のあるものにつくり上げていかないかんということで、何年間もかけてやっておりますが、本来であれば4月からその目標に向かって動かないかんのだけでも、今まだ策定中ということで納得はしませんが、早急にそういう指標を踏まえて、まちづくり指標ですか、それを具体的につくるという言葉を書きましたので、今回はそれをよしとして質問は終わります。

何回も言いますがけれども、企画の調整機能、これは大事ですからね、一生懸命頑張ってくださいたい。課長も、今、逆の流れの総合計画づくりですから、面食らってちょっとわからないと思いますが、その言葉は決して出さないように、すべて把握した上でやっているんだということを課長として肝に銘じてやっていただきたいなと思っております。そういうことで第4次総合計画については終わります。頑張ってくださいたいと思います。

次に、小・中学校の耐震化。先ほどの課長の答弁ですが、きのうの持留議員の答弁と何ら変わるころはなかったようでございます。担当

課長としてはそれが精いっぱいの答弁かなと思っております。

そこで、耐震診断もシュミットハンマーによる簡易耐震ということで、今、新聞紙上、学校耐震化についていろいろとにぎわしております。この前の新聞にも、この耐震化の促進の中身は、倒壊の危険性が高い約1万棟の公立小・中学校施設と書いてあるんですね。4万5,000棟ある中で1万棟しか倒壊の危険性がないと、把握していないんです。県の教育委員会も、倒壊の危険性が高いと言われているのは小・中学校1棟です。県立高校が3棟、特別支援学校が2棟です。だから、これは2008年度にもう工事をしますからいいですよというような感じで新聞には載っていますけれども、先ほど言いましたように、本当にシュミットハンマーによる、これは耐震化診断には何もできないですね、ただ圧縮コンクリートがもろくなっていないか、それをはかるだけの診断ですので、これはもうあつてないようなもんです。本当にこういうので耐震化が国の施策に合わなくなったら大ごとになると思います。

そこで、今、私が危惧しているようなのが整備条件の中にどういふふうにあらわれてくるのかわかりませんが、本市の垂水市、財源がないわけですから、やるだけのことはやればいいんじゃないかなと。物は試しという言葉があります。1回目、2回目も言いましたけれども、学校跡地の問題もあるし、小学校統合の問題もあります。本当に近い将来起り得る問題が山積しているわけです。

そこで、制度の積極的な利用を、活用を図っていただきたいということで、もうこれは市長の決断しかないんですけれども、少しだけそこで質問をしたいと思いますが、この耐震化の事業を促進するために、行政としては本当に大きな努力が必要であろうと思っております。今、垂小の診断をしております。設計業務までいく

でしょう。耐震化工事もするでしょう。これをひな形として残りの小学校、中学校ですね、全棟検査をすると、検査するだけでもいいんじゃないかなと思います。そうなったときに事務事業が膨大なものになるということで、人事の増員とかそういうことも考えないといけないだろうというふうに思っております。

先ほど言われましたように、ほかの事業を中止をしてまでこれに充てる必要はないですけれども、それだけあるということで安心をしておりますけれども、補正予算をつけて早目に優先に執行するというをお願いをしたい。そのためには、市長の本当に政治決断が必要なのではないかと思っております。

そこで質問します。あえて質問しますけれども、私は、できるのであれば本当に、今ある小・中学校の今後残すべき建物については全棟耐震化診断をして、できるのであれば耐震化工事をしたほうが今後のためにも得策じゃないかと。そのためにはいろいろと情報をつかむために努力をしないといけない。限られた人数ではできないから、庁舎を挙げて集中して取り組むべき問題じゃないかというふうに思いますが、そこについての見解を市長にお伺いしたいと思えます。

これは質問ですので、あと二、三分かかります、ゆっくりと考えとってください。

それで、あと財源確保ですね、今、財政課長が市道延長によるものだと言われました。私の本意は、ほかの事業を中止してせいという問題じゃないです。そこはちょっと違います。今、言われましたけれども、課長の説明にはこの補助金、暫定税率の補助金というのが抜けているわけですね。ほかの市町村は工事の、公共工事ですね、これに対する補助金がやっぱり暫定税率の影響として入っているんだろうと私は思っているわけです。それをなぜ言うかということ、本市の公共工事といいますけれども、全部起債

で済まされているということで影響は少ないと、事業による影響は少ないということですが、公共工事の補助金というところが抜けているわけですから、それは当たり前だろうと思います。

今、建設工事の削減が行財政大綱の中でも言われ、それできのうの市長答弁でも、大綱に基づく施策で公共工事の削減を御理解願いたいと言われました。それはもうわかります。けれども、今言った暫定税率の問題、補助金が入っていないということは、補助金がある事業はあるんだと、逆に言えばですね、補助金のある事業はあるんだということで理解をすれば、じゃ、なぜ補助金が垂水には入ってこないんだと。補助金をもらう事業を取る意欲はないんじゃないかと、そこまで言いたいなと思うわけです。言ってしまえば終わりですけれどもね、苦しいわけですから、できないのはわかります。

そして、初日でしたかね、市長が水産資金の貸付金に対して、水産業の倒産問題言われました。民間は淘汰の時代だということで、弱者切り捨てではないけれども、いたし方ない現状にあるということを言われました。本当にそうなんだろうと思いますが、建設業にしてもしかりでございます。公共事業がなくて本当に皆さん苦しい、今、時代を生きていると思います。こういう時代の中にあって、市の経済、景気浮揚、これもやっぱり市長の考えるべき1つの命題でもあると私は思っております。そのことについてとやかく言うつもりはございませんけれども、そういうこともあるんだよというふうに思っております。

耐震化につきましては、財源はないと言われませんでした財政課長の言葉を信じて、本当に耐震化工事が事業展開をして、今言いましたように、少しでも市の景気浮揚になればいいなという思いで思っております。そういう市の活性化につながる行政、財政運営を期待をいたします。

最後ですが、耐震化についての市長の思い、見解を聞きまして、質問を終わりたいと思います。

○市長（水迫順一） 今回の法改正は非常に我々地方にとってはありがたいなど。非常に気になっている部分の補助でございますから、そういう意味では非常にありがたく思っております。

ただ、垂水市の状況を考えますと、中学校は統合していこうという計画で進めておりますし、小学校についてはこれはもうこの機会をしっかりととらえてやっていかなければいけないと。中学校の問題は、跡地を地域の活性化等を含めて、地域の皆さんの意見を聞きながら利活用の方法をこれからさぐっていこうということでございますので、そういう統合計画を控えて、そういう廃校になる学校までしてくれるのかの問題、ちょっと私、まだ勉強しておりません。だけど、このことは今後どういう方向にそれぞれの跡地が進んでいくかもまだ未定でございます。ですから、そういう意味からしますと、まず小学校の耐震をこの間にしっかりとやろうということを優先したいと思います。（池之上誠議員「ありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、35分から再開します。

午前11時24分休憩

午前11時35分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番堀添國尚議員の質問を許可します。

[堀添國尚議員登壇]

○堀添國尚議員 きのうちから、梅雨の災害の心配される中、6月議会の一般質問が続いていて、私の前に10人の同僚議員が、最近世間で起こった災害や事件のことを織りまぜながら、時期を得た内容のある質問をされ、それに答えてわか

りやすい答弁があり、胸がくんだりいくような納得することが多くありました。次の節目の年に自慢できるようお互い問題を共有し、頑張らなければいけないというふうにも思いました。

さきに質問された同僚議員の1人は、父を亡くされ、悲しみのどん底にありながら、かね平生と変わりなく自分の考えを熱意を込めて議論を展開されました。かねてから日常活動に熱心に取り組んでいる我が息子の活躍と成長に目を細め、彼の生き方の将来を信じられ、目を閉じられたのではと想像します。心から御冥福をお祈りしたいと存じます。

同時に、最近起こった災害や事件で亡くなられた方々に対しても、哀悼の意を表します。

秋葉原で起こった事件を論評する専門家の話などを聞いていると、現代の世相の影の部分であるようなことを言っていますが、いわれの無い殺され方をされた方々の無念さと御遺族の心情を思うとき、強い怒りがあります。

岩手・宮城内陸地震では10人死亡、12人行方不明と多くのとうとい命と大きな被害が発生し、現在、懸命の捜索と復旧作業が進められていることは、大方の市民の皆さんもテレビや新聞などで御存じだと思います。垂水ではこんなことは起こらないだろうかと心配されている方もおられるのではと思います。私もその1人で、昨日、同僚議員にそのような話をしたところ、私たちの住んでいる南のほうはそのような地震は起こりにくいらしいということで、妙に納得をしておりましたが、昨日のテレビ番組の中で専門家は、「隠れているまだわからない活断層はたくさんあって、いつどこで起こってもおかしくない」と話をしていました。

同じような強さの地震が起こったとき、市役所や学校はどうなるのだろうか心配になります。とりわけ、垂水市の歴史を担っていかねなければならない児童生徒の安全はぜひとも守らなければならないと思います。その上に立って、

一見は百聞にしかずという言葉もありますので、現地に出向き、垂水市の学校と被災地の学校と見比べ、対策を考えてはと提案しながら、ただいま議長の許可が出ましたので、さきに通告しておきました件について質問いたします。

まず、竜巻災害の件については、市長並びに課長の御答弁で一生懸命取り組んだという熱意も伝わり、よくわかりました。職員の皆さんもすぐ駆けつけられるなど、被災者の方々も力強く思われたことだったと思います。迅速に対応できたことを高く評価できるのではと思います。これが議会と一緒にあったらなお一層よかったです。議会との連携がいまいちという感じがしておりますが、議会との連携について、災害の起こりやすい時期が続きますが、反省するところはなかったのだろうかと思います。そこらあたりを副市長にお尋ねします。

竜巻発生後、多くのビニールやタンなどが山すそに散乱し、今は草木が茂り、見えにくくなっていますが、そのままの状態で見えているのではと思っています。このような後片づけは、だれがもしくはどこがやるというのは明確にないわけですが、そこらあたりまで取り組み、解決し、初めて揺るぎない前進ができるのではと思うが、そこらあたりは総務課長はどのようなふうにご考えておられるのか、所見を伺います。

次に、牛根中浜集落の墓地の件ですが、以前山崩れに遭い、被害に遭われた方々のお墓の復元はできない状態のようですが、その対策はどのような状況かお尋ねします。

次に、牛根麓の島津公造船所跡の看板の件ですが、社会教育課長も教育長も、先般行われた「知事と語る会」での市民の声や、さきの議会でのこの件に関する私の質問、それに対する答弁の流れは承知しておられると思います。その後どうなっているか、進みぐあいはどうなっているかお伺いいたします。

これで、1回目の質問といたします。ありがとうございました。

○副市長（水迫恒美） 1点目の災害時における市議会の対応のあり方の質問にお答えを申し上げます。

先月の30日に議会運営委員会でこの問題が協議されたと聞いております。それで、その検討を待って、市の対策本部等からの情報提供といえますか、そういったことを今後、整理をしまいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○総務課長（今井文弘） 今回の竜巻によりまして、散乱しましたいろいろビニール等があるということで、これにつきましてはだれが片づけるのかというのは決まってははいないんですけどというようなこともおっしゃいましたが、そういう状態であれば、私としましては、まずは地域の方々がまずそういうことであれば取り組んでいただくのが一番かなというふうには、まず思っております。

そういうようなことで、ちょっと議員から前もって少し聞いておりましたので、現場のほうも私もどのような状況かちょっとわかりませんでしたので、見に行ってみりました。今言われたとおりに、もうかなりの木が茂っております、余り見える状況ではないんですが、数カ所ビニールがひっかかったような状況のところがございます。ただ、そこはかなりのがけのところでありまして、大変危険な場所で、なかなか職員でもとれそうなどころでもないし、地域の方々にもそういうことで聞いてみたところ、地域の方々も非常に危険だと、危険な状況だから、そのまま置いている今ところだということなどでお聞きをしたところございました。

本当ならば、そういう災害があった、復旧されているその近い間に地域の方々とあるいは職員の方々も含めて、そういうのはできれば一番よかったのだらうと思いますが、市の職員につ

いてもまだそういうところまでの意識、そういうものもなかった部分もあったのではないかなと。ただ、一部の地元の職員についてはいろいろと応援、手伝いをされた方もあるやには聞いております。

今後、またこういうような事態があった場合、そういう場合は、職員の方々のみならず地域に入っていってお手伝いをしようというような、そういう意識が出てきて、できることが一番望ましいわけであります。

で、今度4月から始まりました地域担当職員制度、これが始まったわけですので、この中でやはり地域のリーダーを中心としたところでそういうような意識、意識改革といいますか、そういうのが徐々にできていけば、こういう事態がきた場合もまたスムーズに職員の方々も入っていけるのかなというふうには思っております。そういうのができるような、職員がそうして積極的に取り組んでいけるような雰囲気ですかね、そういうような、づくりを役所内でも今後やっていきたいというふうに考えております。

○土木課長（川畑信一） 議員お尋ねの中浜地区墓地上のがけ崩れ現場の復旧は、19年度に市で工事施工の予定でありましたが、国道事務所より、復旧工事及び防災工事を施工する場所が公有地であれば、国道220号線の防災工事として施工してもよいとの打診があり、国道事務所をお願いすることにいたしました。19年度は国道事務所で施工箇所の調査測量設計をいたしております。この調査測量に基づき、市は工事施工場所の用地を取得する必要があり、今回の補正予算でお願いいたしております。

国道事務所は、工事施工を21年度に計画しておりますが、垂水市の用地購入が9月ごろまでに終わるようであれば、前倒しして今年度内に工事着手することもできるとのことでございます。

なお、国道事務所によりますと、事業全体の

概算工事費は2億5,000万円を予定しているとのことでございます。

○社会教育課長（橋口正徳） 牛根麓の造船所跡地の看板設置についてお答えいたします。

ことしの3月14日に大隅振興局総務企画部の担当係長と係の2名が現地を見てみたいというようなことで、現地調査を行っております。社会教育課も前課長と担当係長が対応し、説明や協議を行ったところでございます。

その後、何の連絡もございませんでしたが、今回このような質問があるというようなことで大隅振興局に問い合わせましたところ、現地調査などの結果、入り江の跡やドックヤードのようなものが残っているわけでもないし、文化財として確たるものがあるのか、また県有地や県の文化財でもないし、市のほうで対応すべきではないか。もし設置するにしても、地元での考えをまとめ、文化財あるいは観光施設としてちゃんとした整備を行い、その後、看板等の設置を県に申請するのが順番ではないのかなどの意見をいただいたところでございます。ですので、県による看板の設置については非常に難しい状況ではないかと思えます。

市の対応といたしましては、現在でございます看板をもっとわかりやすい場所への移設を早い時期に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○堀添國尚議員 それでは、2回目の質問をいたします。

総務課長の答弁は私の考えと全く同感でありまして、それでよかったんじゃないかなというふうに思っています。今さっきおっしゃいましたように、地域担当職員制度などを通じながら、職員の意識の改革というものが定着してくるんじゃないかと、このように思っております。どうぞそういう面ではよろしくお願いたしたいと思えます。

副市長のほうのそのことは、議会がどうこうということじゃないんです。一番最初に情報を受けるのはやはり執行部のほうだと思うんですよ。その中で、やはり議会にはそういう連絡は、お金も要らないことだし、すぐ電話でもできるわけだから、そういう一報を入れていただいたら、後は議会の対応だと思うんですね。

なぜ私がこういうことを言うかということ、平成17年の9月6、7日、台風14号が襲来し、松ヶ崎の辺田地区はもうそれは無惨な姿でありました。その折に私は市長に連絡をとって、「早くこの現地に来てくれ」ということをお願いしたわけですけど、市長は、「今、新城のほうでは人が生き埋めになっているんだ」と、「だから、この遺体が上がったらすぐそっちへ出向くから、それまで頑張ってもらいたい」とこういうことをおっしゃって、明るる日にそれがかなったわけですけど、やはり地域の方々は議会やらそういう市のトップの姿を見て安心して、また復興に向かう勇気もわいてきて、安心をされると思うんですよ。

そういう面で、やはり今回のこの竜巻災害でも、市の職員はすぐ動いたけど、議会のほうにちょっともう一報あったらなという感じがしたもんですから、そのようなことを話をしてみました。

中浜の墓地の件ですが、多額の予算が投入されるように聞きましたけど、待たされた分、その土地の高く買ってあげて、そして住民の方々を喜ばせてやられたらいいんじゃないかと思えます。ぜひ実現に向けて頑張ってくださいと思います。

文化財のその件ですが、私は先般、議会のこの答弁書を見てですが、ちょっと県の話が違くないかというような気がしないでもないんです。だから、ただ、課長のほうでは、今、県の地域振興局の方々がおっしゃったことを、「市がしてからよ」というようなことらしいですか

ら、そのことを知事は知っているのかどうかというを確認をしてください。それをまた次回に質問をしていきたいと思えます。

それと、教育長にお伺いします。先ほども池之上議員の中で、市長はやっぱり政策を決めていくんだということをおっしゃいました。私もそうだと思いますし、そのために副市長初め、各課長が控えているというふうに理解をしております。であればですね、先般の議会の私のこの質問に対しては、市長は明確に「この文化財は、道の駅の振興を補完する意味でも考えなければならない」と、こういうふうにおっしゃっているわけです。（発言する者あり）ここに書いてあります。ですから、それを受けて、教育長はどのように思って各係と指示され、協議されたのか、そこらあたりをお願いいたします。

2回目を終わります。

○教育長（肥後昌幸） この島津公造船所跡の看板の件につきましては、私も「知事と語る会」に行きまして、知事の答弁を聞きましてけれども、あのときには確かに「看板ぐらひは設置せにゃいかん」というようなことを言われたというふうに私も思っております。それで、前の3月議会のときにも県のほうと打ち合わせたときには、その方向でいくようなことだったんですね。しかし、今度また何もなかったものですから、先ほど社会教育課長が言いましたように、再度聞いたところ、さきのような答弁がありました。私もあれっと思ったわけですね。しかし、あれっ何でこんなに変わったんだろうというふうに私も思いました。

そこで、私もその看板、まず看板をどこであるのかもう1回再確認するというので、先般また社会教育課長と現場を見に行きました。そうしましたら、看板がちょっとひっくり返っているんですね、倒れたようになって。そしてあれを見ながら、「やっぱりこいじゃねえ」というふうに私も思いました。

ですから、しかし、あそこにあの看板があっても、車をとめる場所が余りない。あのままで意味がないんじゃないかなと私も思います。ですから、これをはっきりこうしたいというふうに私がここで言うわけにはまいりませんが、私の個人的な考えとしては、いわゆるこのような造船所跡があったということを皆さんに知らせるためには、あそこでなくてもいいんじゃないかと。いわゆる道の駅のあたりに、ほかののと一緒にしてでも、ここにはこのような造船所跡があったというような看板をそこに設置すれば、いわゆるあそこに来てくださった方々が見て、ああ、そういうのがあったのかと。だから、そのようなことは設置可能なのかなと、これは考えてみたいというふうに思っております。

○堀添國尚議員 今、教育長のお話によりまして、看板のことだけにとらわれているような気がしますが、私は、やっぱり市長が先般の議会で答弁された内容をもう1回よく読まれて、そして、その言わんとするところのものを形にあらわすにはどうしたらいいかということ、また係の方やら検討してみてください。そして、また次の議会でそのことについては、どういう結果が得られたのか質問したいと思えます。

私は、今、牛根大橋が国道へ着手する場所に、海側に長々とした空き地がございます。あそこらあたりに国の軍艦の廃船になったようなやつを並べて、中をちょっと改装して博物館みたいにするとかそういうことも、軍艦でなくても今、海上保安庁のそういう廃船もいるんじゃないかと、そういうアイデア、そういうものでやっぱり地域を振興していくんだと。

やはり先ほども耐震のことで、財政課長も予算のことも申されましたけど、あとはやっぱり頭のアイデアだと私は思うんですね、そこらあたりをどうして生かすかということをお考えですので、次の議会に向けてですね、お金じゃなくて、おいげたっならこげんすっというのをで

すね。それでいいですから、予算のことは考えずにです。そういうお話を期待して、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治）ここで、暫時休憩いたします。

次は、午後1時10分から再開します。

午前11時59分休憩

午後1時10分開議

○議長（徳留邦治）休憩前に引き続き会議を開きます。

15番篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 お疲れさまです。

ことしから市道高峠線が整備されるということでお喜び申し上げます。ぜひ終点まで改良されることを希望いたします。

それじゃ、質問に入らせていただきます。

まず、土木課長にお願いをいたします。

残土処分場への取り付け道路が新規にできたわけですが、舗装がしてございません。このままでは、勾配があることから路面が荒れ、車の出入りに支障が出ると思われませんが、舗装の計画はないのかお聞かせください。

また、残土処分場での19年度の使用料とか、また搬入車の台数がわかっておいたら教えていただきたいと思えます。

残土処分場の搬入量もあとわずかと思われませんが、もし災害等があった場合、すぐに満杯になると思われますが、新しい処分場を検討されているのか、検討されておればどの程度進んでいるのかお知らせをお願いします。

次に、瀬戸山線も鉄道跡地から国道までの改良工事も終わりとなって、国道の信号機付近の取り付けが終われば完了となるようですが、水之上側からトンネルを抜けた部分から今回の改良部分までの間が残っております。今後

どのような計画があるのかお知らせをお願いします。この区間は交通量も多く、多くの地域の農耕車も通るわけですが、事故なども多発しているようでございます。

次に、農林課長にお尋ねをいたします。

農業公社の設立について。

本市の農業において、農業者の高齢化及び後継者の育成、遊休地の増加など課題を抱え、垂水市は南北に長いことから、営農品目の多様化、各地域における品目の違いが見られ、集落営農の必要に対する課題など、第1次産業である農業を重要視し、推進していく上で必要な組織と考えられるが、取り組みの現状及び今後の設立に向けての考えをお尋ねをいたします。

次に、垂水ブランドの推進・確立に向けての取り組みについてをお尋ねをいたします。

市長は、かねてより垂水ブランドと言われているが、農林水産物における推進・確立に向けての取り組み状況をお聞きいたします。また、農産物においては、新規品目の検討もされているようにお聞きしますが、具体的な内容と今後についてをお聞きいたします。

次に、農地、水、環境保全向上支援対策事業についてをお尋ねいたします。

この事業は、農業従事者、団体組織、消防団、PTA、振興会、公民館、土地改良区、市内建設業者が一体となった共同活動で地域の財産を地域ぐるみで守っていくことを目的としておりますが、現実には、農家の参加は多いようですが、各組織の参加が少ないようですが、その対策についてをお聞かせをお願いします。

次に、消防長にお尋ねいたします。

広域化の今までの経緯として、平成18年度国において、市町村の消防に関する基本指針が策定され、平成19年度中に各都道府県において広域化推進計画を策定することとされ、平成24年度をめどに広域化を実現することとされております。さきの3月議会で消防長の県における消

防広域化に対する中間報告の答弁の中で、県域7消防本部が適当であるとし、大隅地域の3消防本部が示されているとのことであります。さらに平成20年度以降は、県の推進計画に基づき、広域化対象市町村による運営計画の作成協議に入ることと聞いております。

そこで、質問であります。平成20年度、合併に向けた対象市町村との協議が行われたのか、また、行われたのであればその内容と今後の流れをお知らせ願います。

次に、市長にお尋ねをいたします。

自立について。

本年4月7日大崎町で「知事と語る会」が開催されました。その席で伊藤知事は、市町村合併について質問され、「事務方の最高責任者であった私が、当分の間はもう少し時間をかけてじっくりやろうと言うのもおかしいような気がします。合併については必ずしも積極的ではありません。ここ10年くらいは今のこのような仕組みでじっと我慢して、丁寧な行政を重ねるほうが我が国にとって必要なことではないかと思っております」と答弁をされております。

また本年5月7日、知事は、道州制については、「道州制については、地方分権の最終的な姿でありますので、二、三十年のうちに道州制に移行する。府県制は消えると思っております。道州制は具体的な選択肢として考えざるを得ません。必然だと思っており、大いに賛成です」と述べられております。

昨年10月、全国町村会会長の福岡県添田町の山本町長は、全国町村長大会のあいさつの中で、「合併して1年もたっていないのに既に寂れていくような地域がありますが、合併後、何が変わったのか、こんなはずではなかった、このままでは地域はどうなってしまうのだろうかといったような町村長の不安の声が多いのが実情であります」と、「今回の合併が、地域の再生というよりも、むしろ地域の衰退を呼び込んでし

まっているのではないかという懸念を抱かざるを得ません。このため、まずこのたびの平成の大合併を検証をしっかりと行わなければなりません。まともな検証が行われないうちに、新たに市町村合併を含めた基礎自治体論が行われることになれば、新たな混乱を起こすことになるのではないのでしょうか。平成の大合併はほぼ終わったのではないかと思います」と述べられております。市長は、今後の市町村合併についてどのようにお考えかをお尋ねをいたします。

また、私は、本年2月1日から3月5日まで5回にわたり商工会で開催された垂水市新パッケージ事業の特別講演会に参加をいたしました。職員の皆様も多く来ていらっしゃいました。その中で、そのうち小規模市町村の頑張りに胸を打たれましたが、その一例を紹介をいたします。

第1回目は、島根県山内海士町長が講演されましたが、海士町は島根県沖の隠岐諸島前三島の1つで、昭和25年ごろに約7,000人いた人口も、平成17年10月の国勢調査では2,581人まで減少をいたしました。高齢化率39%、生まれる子供は年に十数人と非常に少ない。今2,450人ぐらいの小さな町でございます。

離島振興法などの国の公共事業に呼応した公共事業への投資で社会資本は整備されるなど、公共事業で生きた島、生かされた島でありました。その結果、住民の暮らしは改善されましたが、一方で、平成13年度末のピーク時には地方債が101億5,000万円と体力以上に膨らんでしまいました。

山内町長は、平成14年5月19日に町長選挙に初当選され、就任すると同時に、お役所仕事ではもう島は救えないということから、さまざまな改革に取り組みました。まず、「やってみるから、やらせていただく行政へ」ということで、職員の意識改革に取り組みました。具体的には、適材適所に徹底した人事異動の中で、課長、係長の推薦制と年功序列の廃止を決定し、また毎

週木曜日の勤務終了後には、課長会で組織され、経営会議を設置した定例会を開催されております。

次に、平成の大合併の嵐が吹く中で、何ら合併のメリットが見えないため、平成15年12月に任意合併協議会を解散し、単独町制を決断いたしました。早速、徹底した行政改革を断行し、みずから身を削らない改革は支持されないということで、三役の給与カット40%から50%、職員の給与カット平均22%、議員、教育委員の報酬カット40%など、さまざまな行政改革に取り組みました。

ここまでは、本市も県内では最初に行政改革に取り組んでまいっておりますが、海士町は、島が生き延びるなら守りでよいが、生き残るためには攻めが必要である。攻めとは、産業をつくり、島に雇用の場をふやし、外貨を獲得し、島を活性化することである。そのためには現場主義に徹した体制づくり、つまり内部部局の職員数を減らし、その分を産業振興や定住対策のセクションに職員を重点的にシフトしました。具体的には、観光と定住を担う交流促進課、第1次産業の振興を図る地産地消課、新たな産業の創出を目指す産業創出課の攻めの実行部隊となる産業3課をワンフロアに設置をいたしました。そして、あらゆる支援措置を活用して、自然環境を生かした第1次産業の再生による産業おこしに取り組んでおられます。

元来、地域経営は企業と同じであります、したがって他力本願ではできません。市長はみずからトップセールスに飛び回っていらっしゃいますが、これから本市が自立していくための市長のお考えをお聞かせをお願いします。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（川畑信一） 篠原議員質問の土木事業についての1点目、残土処分場についてお答えいたします。

垂水市の残土処分場は、平成13年より主に公

共工事の残土の処分場として利用されております。19年度は、残土処分場の使用料の歳入が5,066万4,700円で、持ち込み土量で6万3,275立米となっております。車の台数では把握いたしておりませんが、1万台を超えているものと思われます。といいますのも、持ち込み車のトラックが10トン車、2トン車、4トン車といろいろ分かれているものですから、台数がちょっと把握できておりません。

また、管理に要しました経費は、19年度は処分場への進入路等を整備しましたので2,416万6,300円となっております。20年度は、歳入3,000万円、歳出2,900万円の予算となっております。

議員御質問の19年度建設の進入路の舗装でございますが、この進入路は、捨て土の持ち込みだけではなく処分場の整地工事の進入路として、また整地後は管理道路となりますことから、舗装工事を実施したいと考えております。

また、現在の処分場はあと2年、長くて3年の見込みでございます。そこで、今年度当初予算で新しい処分場の調査費をもらっておりますので、今後の公共工事のためにも土砂処分場の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の瀬戸山線の道路改良工事でございます。

瀬戸山線は、19年度に国道より300メートルを改良いたしました。今年度は、上のほうにありますカーブ部分の250メートルを改良する予定といたしております。残ります直線部分の500メートルも21年度以降改良工事を計画し、23年度までには改良工事を完成させたいと考えております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 篠原議員の農政についての質問にお答えいたします。

まず、農業公社の質問であります、平成18年2月ごろ、鹿児島県農業開発総合センター果樹部いわゆる果樹試験場が移転するというこ

により、市で跡地を有効活用する手段としまして、農業公社の設立に向けて設立準備委員会を平成18年に設置いたしました。

本年で3年目に入りますが、その間、公社で行うべき事業の項目、課題としまして、15分類の36項目について、専門部会を二十数回、幹事会を6回、設立準備委員会を7回開催し、検討してまいりました。また、専門部会で薩摩川内市、大口市の公社も研修してまいりました。

指摘のとおり、高齢者対策、後継者不足等から垂水市農業振興の推進のためにも農業公社に対する期待がありましたので、垂水市に合った農業公社との観点から検討しております。

本年度、設立準備委員会幹事会で、垂水市公設市場を事務所としての案で管理運営費の試算を提示いたしました。年間一般会計からの投入が1,000万円から2,000万円必要であります。また、本年12月に予定されております公益法人制度改正により、垂水市単独での公社設立認可が難しくなると思われることから、鹿児島きもつき農業協同組合等の参入が必須であります。現状は厳しい現状ではありますが、県内の農業公社の運営状況等を調査し、設立準備委員会で検討してまいりたいと思います。

続きまして、2番目の垂水ブランドの推進・確立についてであります。御存じのとおりインゲン、キヌサヤのブランドについては、現状、青果業者が多いことから農協への共販金額が県ブランド認定のための金額の基準をクリアできない状況であります。

垂水市の農業振興のための作物といたしましては、今までの作目の品種検討はもちろんであります。流通を考慮し、相対での取引を提示していただける作物等の振興も図っていききたいと思います。

次に、農地、水、環境保全向上支援対策事業であります。議員指摘のとおり、農村における過疎化、高齢化、混住化が進む中、農地・農

業用水路の管理が難しくなってきたことから、共同活動で農業資源を地域ぐるみで支えていく事業としまして平成19年度導入いたしました。

国50%、県25%、市25%の負担割合で、新城、上野、本城の3カ所で資源環境保全会を立ち上げまして、年間1,472万2,000円の事業で活動していただいております。活動内容は、用排水路の土砂上げ、草払い、農道の補修、ゲート等の点検、道路際の遊休地への花植え等を実施し、農業環境の保全に努めてもらっております。また、この事業には地域の小学生の共同活動の参加もいただいております。

本年度20年度は、前年度の3地区とあわせまして、市木地区、飛岡地区、海潟地区の3地区で保全会を立ち上げて、事業への参加をいただいております。

事業推進上、指摘のとおり役員が中心となって共同活動を行っていただいておりますが、共同活動後の農業施設の管理・維持については、地権者等の日々の管理が原則であるという認識を持っていただくことが非常に重要であると思っております。広い範囲での共同作業への参集方法を課題としまして、本年度も6地区で取り組んでいきたいと思っております。

以上で終わります。

○消防長（町田昭典） 篠原議員の質問にお答えをいたします。

平成20年度、広域化に向けた協議会は行われたのか。また、行われたのであればその内容と今後の流れについて説明をということでございますが、鹿児島県は、鹿児島県消防広域化検討委員会の検討報告書を受け、去る3月27日付で鹿児島県消防広域化推進計画を作成し、5月28日に大隅地域市町村消防の広域化に関する説明会を開催いたしました。

県は、推進計画の中で、地域振興局単位の県域7消防本部体制を示し、垂水市は、大隅地域振興局単位の中で現大隅肝属地区消防組合消防

本部、大隅曾於地区消防組合消防本部の3消防本部による広域化を示しております。

今後の広域化の進め方についてでございますが、20年度におきまして、10月中旬までに運営協議会準備事務局の組織、人員、経費負担、事務室の調整等を行う消防広域化運営協議会設立準備事務局の立ち上げに向けた協議を行い、平成21年2月までの間、運営協議会準備事務局を設置し、運営協議会の規約、組織、構成、人員、経費、位置等の調整等について協議し、3月には任意の消防広域化運営協議会及び同協議会の事務局を設置する計画を県は示しております。

平成21年度からは、任意の運営協議会の中で広域消防運営計画書の作成についての協議が行われることとなります。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 篠原議員の自立していくための市長の考え方はという問いにお答えしたいと思います。

平成16年の3月に合併から離脱をいたしました。その後、合併した地域がどうなのかと、二、三年たっている合併の自治体が多くあるわけですが、もう全国も3,200あった市町村が1,820という市町村数になってきましたし、昭和の大合併、平成の大合併もこれで終盤を迎えつつある中で、合併した地域が合併した効果が本当に出ているのか、問題があるとすれば何が問題なのかというようなこと等の検証等が今後できやすい環境になってくるなというふうに思っております。

まだ合併して二、三年ですので、それぞれの合併した自治体自体でいろんな問題を抱えたり、均一的な判断は、検証は無理だろうというふうに思っておりますので、今後この辺もしっかり検証をしながら、次に、我々市としてどのような方向でいくのかというようなこと等を、市民の声や議会の皆さんの声もいただきながら、今後しっかりと形をつくっていくことが必要だ

ろうと。

今の私の考え方は、やはり財政的にあるいは国のほうで半強制的な立ち場での合併であったんじゃないかと。その辺は財政でくくられますと、このまま財政的に考えるとやっていけないという思いで合併に参加された自治体も多かったらうと、そういうふうに思うわけです。

一方、私どもは、先ほど言いましたように16年3月に合併から離脱いたしましたので、しっかりした行政改革とそれから財政プログラムをつくって、順調に市民の協力、市役所の職員の努力と、それから議会や市民の協力をいただきながら成果が上がりつつあるという現状にあると思う中で考えますことは、やはり次のどうしても道州制の問題を前提にした考え方も1つはしなければいけないと思っております。

先ほど議員おっしゃるように、知事のお考えは、二、三十年後は道州制になるよというような意見が、知事としての立場でお答えになりました。ところが一方では、最近もう御案内のとおり、本当に道州制の早期実現に向けた動きも議論が活発になってきております。例えば、特に全国の自治体の中で九州地区の知事会、それから九州地区の市長会、これは一步先んじて道州制を早くやろうと、10年後にはスタートさせようという意見まで出ているわけですが、今後、財政改革、行政改革の中でやはり最終するところは、完結するところは道州制だという意見もございますれば、やはりこのことは今後、議論がさらに盛んになって早まる可能性すらあるんじゃないかというふうに思っております。

その中で本当にそれまでに、私は合併を、再びする合併を否定するものではございませんが、より市民のことを考えていくには、今度また道州制が始まる前に1回合併をしとって、また道州制で大きなくくりでの合併をしなきゃならないのか、この辺は私はそう2回も合併する必要

はないんじゃないかと、1回離脱した経験からして、わずか1万8,000人足らずの人口ですから、ほかの市町村、合併した市町村に比べまして非常に一体感をとれると、そういう意味では我々はまちづくり、垂水づくりがよりつくりやすい環境にあるというふうに思っております。

ですから、道州制が進んでいく中で、もし始まったとしますと、地方の自治体を300ぐらいにくくろうという意見もあります。300ぐらいにくくるとなりますと、衆議院の選挙区あたりが300ぐらいですから、そうなりますと大隅半島が1つの自治体ということが考えられるわけです。いろんな意見があるでしょうけど、この意見も非常に大きな意見として取り上げられておるんじゃないかというふうに思っております。

そうなりますと、大隅半島全体を1つの自治体でくくった場合に、垂水のこの地域に対しての施策、垂水を本当にしっかりとその中で発展させるべくお願いをしていって、垂水だけが本当に中心的に取り上げられるかということ、非常に難しい世界になるだろうと。それまでに、本当に道州制が始まるまでが非常に肝心だし、この間に垂水を本当に住みやすいまちにしなければいけませんし、1次産業をしっかりと腰の強いものにしなければいけませんし、それからまた元気のあるまちづくりのために、観光業、1次産業から3次産業まで影響を受けるすそ野の広い観光もやりながら、元気なまちづくりをしていかなければならない。学校教育とか福祉も大事でございますし、子育ても大事でございます。そして統合された時点で、ああやっぱり垂水に住んでみたいなというようなまちづくりをこの道州制前までにつくり上げることが、我々は将来の子供たちのために非常に必要じゃないかと、そのように考えております。

ですから、そういう気持ちで一生懸命取り組んでいかなければならないという気持ちでございますし、地域創造事業の中でも海士町のお話

も議員されました。確かに全国には垂水より進んだ改革、それから進んだまちづくりをしているところが幾つもございます。強いて挙げれば、共通しておるところは、二、三千人の人口のところ非常に積極的に取り組んでおるかなという気がします。そういう意味では、町民あるいは村民が一体となりやすい人口規模であるし、後がないと、収入源が途絶えると、本当に三位一体改革初め、交付税がどんどんどんどん減っていく中で、これ以上何かやらなければ町が存続できないよと、逼迫した気持ちの中での取り組みがそういう雰囲気をつくっておるんじゃないかという面も考えられると思います。

我々は1万8,000人弱ですが、本当に市とすれば後ろから、人口だけ考えますと十何番目だと、11番目か12番目だと思いますが、5,000人ぐらいの市もあるわけございまして、本当にこの1万7,500人がしっかりと、将来1万8,000人に持っていく考え方もとにしながら、住みやすいまちづくりをつくっていきたい。そういうふうに思っておりますし、それにはどうしてもやはり役所の職員と議会と市民が一緒になって、一体となって取り組まなければなりません。

そういう意味では、いつも役所の意識改革が必要なんだと、役所の職員の意識が変わって、市民がそれを認めてくれて、本当に協働の一体となったまちづくりを目指さなければならぬし、そのことを早く実現しなければいけないんだという思いで、意識改革も一生懸命取り組んでおるつもりでございますし、役所も随分変わったなあという評価をいただいております。役所の職員が一生懸命取り組んでくれておるその結果であろうと。そしてそのことが市民に本当に認識されて、そうすると我々もやはり役所だけに任しておれないと、役所が頑張っておるんだから我々も頑張ろうと、雰囲気づくりも必要だし、そしてそのお願いも必要だというふうに思っておりますし、今後も引き続いて役所

の改革、それから本当に市民へのお願い、今いろんな集会で申し上げておるんです、今まで役所に言えば何でもできとった時代ですと、ところが、もうそういう時代は終わりましたよと、皆さんと一緒にまちづくりをする時代になってきましたと、役所も頑張りますからぜひお願いをしますというような話も、いろんな集会で私自身も申し上げております。

こういうことを基本的な考え方として、垂水の将来を思いながら、皆さんと一緒にまちづくりに邁進していきたいというふうに思いますので、どうか御理解と御協力を議会の皆さんにもお願いしたいと思います。

○篠原静則議員 土木事業関係の残土処分場については、整備していただくということですがとうございます。この残土処分場については、平成5年災のときに捨て場がないということで議決され、それから今に及んでいるわけですが、その間、本当に私も中心になり、皆さんの仲間であった、亡くなった大迫五男君と場所を選定し、行政に推薦をしたもんですから、今になれば地域の方々に「おまえは、ざまなものを持ってきて」と結構風当たりが強いですよね。だから、ちゃんと整備してやらんと、今度新しい捨て場を探すにしても大変難儀されるんじゃないかなろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから瀬戸山線についてですけれども、先ほども申し上げましたとおり、結構交通量が多うございまして、よその方が事故をすればいいんですけど、地元の方が結構、この前も農耕車が水路に落っこって事故をされておりました大変危険でございまして、全線改良されますようお願いをしておきます。

それから農業公社についてでございますが、大変難儀をされているようでございます。設立委員会ですか、そういう場所に参加された方のお話を聞きますという。でですね、もっとや

っぱり農協さんがどうのこうのとか、経費が1,000万円から2,000万円一般会計から出るとかというようなお話がございますけれども、いろいろなやり方があると思いますが、第三セクターでやるとかいろいろな方法を検討されて、今の垂水の農業も大事ですけれども、将来の垂水農業のために、できるものなら頑張っつついていただきたいなと考えております。そこをまた課長のお考えを聞かせていただきたいと思いません。

また、市長にお願いですけれども、そういう設立委員会の方、メンバー、庁舎外の方ですけれども、委員長が副市長ですか、そういう中で市長の考え方もちょっと聞きたいなという方もいらっしゃるようですので、ぜひ、答弁はいいですので、設立委員会の中に、設立委員会がある場合など時間があつたらちょっと自分の考えも出していただけたらありがたいなと考えております。

それから、農地、水、環境保全向上支援対策事業についてですが、おかげさまで結構農地あれこれきれいになってきているわけですが、先ほど申し上げましたとおり、農家の方は積極的に参加をなされ、除草とか、泥上げとか頑張っいらっしゃいますけれども、余り先ほど申し上げました各組織のメンバーの方々、花植えなんかは小学生なんかも出ていらっしゃるようですけれども、そこら辺の啓蒙といいますか、この参加率を上げるためのお考えがないかお聞かせを願いたいと思います。

それと、消防広域化については、消防長のほうから詳しく説明があつたわけですが、財政課長にちょっとお尋ねいたしますが、消防の予算は3億5,800万円程度だと思いますけれども、そのうち交付金が2億7,300万円程度、もし消防が広域化、組合に入った場合、予算が膨れると思われるか、それとも緊縮されると思われるか、ただ考え方でいいですので教えていただ

きたいと思います。

昔、消防組合に、広域化になれば交付金の6割程度を拠出して、4割程度は各自治体で自由に使えるというようにお話を聞いたことがあるわけですが、またそこら辺もわかっておいたら教えていただきたいと思います。

それと、自立についてですが、市長から詳しく御説明がございましたとおり、市長はかねがね「当分の間は合併をしないんだ」と言われておりますけれども、もういろんな合併した自治体のお話、住民のお話を聞きますと、大変難儀、苦勞されていらっしゃるようですので、ぜひ、まちづくりに本腰を入れるためなら、「私、水迫順一が市長をしている間は合併はしない」というような気持ちでまちづくりに頑張っていたらいいと思いますけれども、その辺についてお考えをよろしく願います。

それから、まちづくりの中で、職員の皆さんも頑張っていると思いますが、先月の市報で各課のマニフェストを見せていただきましたけれども、その中で、これは市報に載せんかならなかねと思ったんですが、当たり前のことじゃなかろうかいと。総務課長そこら辺を、まちづくりについて各所管課で頑張っている姿勢はわかるんですが、もっとほかの方向から考え方がなかったものか。例を挙げれば、総務課は年に2回はボランティアをすとか、企画課の職員は、消防団が少ないから体験入団を1年はするというような方向性の違ったマニフェストはなかったかなとも思っております。

そこで、先ほど申しました、頑張っているわけですが、今回の議会を含めまして、観光が結構出てくるようなわけですが、観光に対してはですね。そこで、まちの活性化ですね、それについてやっぱり既存の商工業、そしてまた誘致企業、そこら辺を含めた商工の仕事というんですか、ちょっと頑張る活性化のための考え方はないものか。

本当に今、職員の皆さんも、議員の皆さんも「仕事ちゃねかよ」とかよく聞かれる、お尋ねを受ける方が多いんじゃないかと思うんですが、ぜひ既存の商工会の活性化または誘致企業に対して頑張っていたらいいと思います。やっぱり自立するためには、仕事があって、みんな幸せにならんとおもしろくないと思うわけですね、ぜひそこら辺を商工会の活性化についてを、ぜひ市長のほうで答弁よろしく願います。

これで、2回目を終わります。

○農林課長（山口親志）まず、農業公社の説明した後の2回目の質問であります。先ほど申し上げましたとおり、本年度12月に公益法人制度が改正になることから、なかなか単独ではできないという状況になる中で、農協の参入が条件で非常に厳しい状況ではあるんですが、その中で3年目にもなりましたので、公社の設立に向けて十分な検討をそろそろ出す必要があるということで、今、県内の公社の状況も調べております。

そして、単独で行ったところにも、広域法人制度の改正によりまして相当な、単独ということも締めつけが来くるんじゃないかということもありますので、今後、県内の農業公社の状況を把握しながら、篠原議員指摘の第三セクターの検討やいろいろな検討で農業振興が図れないか、またこの公社で、農業公社設立いただきましたお知恵をかりながら農業振興に努めていくつもりでおります。

それから、農地、水、環境保全向上対策事業であります。本当に御指摘のとおり保全会の役員の方々が中心で、ほとんどの土曜、日曜がほとんど出るような状況であります。先ほど申し上げましたとおり、この事業で検討課題としましては、本当に共同作業の参集の範囲をどのように広げていくかということが非常に問題になってくるとは思いますので、各組織に働き

かける中で、今現在、土地改良区に事務局がありますので事務局と協議をしながら、御質問いただきましたそのことを本年度の検討課題としまして、農地、水、環境保全対策向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○総務課長（今井文弘） 市報へのマニフェストでございましたけれども、このことはまず市民へ各課がどういう仕事をしているんだろうというようなところでわかりやすく、わかっていたきたいということで掲載をしておりますけれども、また職員もこのようなマニフェストを持ちながら、目標を持ってやっぱりすることで仕事にはまたやる意気込みが違うといえますか、そういうこともあるんじゃないだろうかということですが、議員が言われますこのマニフェストについて、もう毎年同じようなことを載せるんじゃないくて、やはりそういうふうなユニークな取り組み、そういうこともまた掲げながらやっていかなければならないのかなというふうには思っております。

以上です。

○財政課長（岩元 明） 消防の広域化によって経費が安くなるんじゃないだろうかという御質問であったと思うんですが、消防の広域化の最大の目的はスケールメリット、いわゆる規模を大きくすることによって、経営あるいは運営上の効率化が図れるということであるというふうに理解しておりますので、一般論で言えば、そのことによって経費節減が図られるものと思っております。一方では、そういった広域化された組織から、消防力というものを準備せよと、この程度の消防力を準備せよといったときに、本市が抱えている施設、例えば老朽化している施設あるいは消防車、救急車といったものはどの程度のものを準備しなければいけないのかといったような問題は出てくると思いますので、なかなか今の段階でどう

いった利点があるかということとは言えないと思うんですが、一般論で言えばスケールメリット化するということだと思っております。

○市長（水迫順一） 篠原議員が私に2点御指摘、質問をされました件にお答えをしたいと思います。

まず1点目、市長の在任中、水迫市長の在任中は合併をしないということをはっきりしたらどうかというような御意見だろうと思えます。私も今、大体その雰囲気話をさせていただきましたが、よっぽど大きな変わりがない限り合併しないほうが市民のために私はなると、その間に先ほど言いましたように、まちづくりをしっかりやっていこうという気持ちでございます。ですから、私の在任中は大きな変化がない限り合併はしたくないと思っておりますし、その方向で進めていきたいと思っております。

2点目の商工関係の振興、誘致企業とひっくるめてなんですが、この問題は非常になかなか今までもいろんな考えをしながら、なかなかうまくいかない、シャッター通りがだんだんだんだんふえてくる中で非常に頭を痛めている問題でございます。

まず、商工業者の振興のためには、垂水の消費者だけじゃなくて、市外から幾ら入ってきて、その人たちが商店街を初め、商工業に及ぼすいい影響を期待しようということで、観光の振興が大事だと、道の駅初め、それから猿ヶ城を初め、そして何とか今、道の駅と猿ヶ城の計画が進んでおるわけですけど、やはりまち全体を考えたら南のほうですね、新城あたりにも何かやはり1つ起こさなければいけないんじゃないかというような気持ちも持っております。ですから、これは具体的には今後考えていこうと思っておりますが、そういうような施策の中で交流人口をふやして、商店街にいい影響を及ぼそうというのが1つ目でございます。

2つ目は、もうちょっと相手方、商店街の店

主を初め、経営者にも私のほうからはお願いをしたい。というのは、道の駅もあれだけの売り上げを、年間4億6,000万円も売り上げておる中で、商工会を通じてあるいは個々の方々に、道の駅でも売っていただいたらどうなんですかと、1日に2,500人前後の人たちが出入りしておるわけですから、ここをうまく利用していただいたらどうですかという話をしますし、それから土曜、日曜になりますと、鹿児島市からかなりの、テニスの高校生初め、子供たち、父兄伴って来ておるんですね。すると、弁当の注文、いろんなイベントの弁当の注文すらなかなか垂水市に落ちてこない、年間1万人をテニスだけでも超すんじゃないかと言われておりますが、鹿児島市の弁当屋が注文をとるぐらいの事例があるわけですね。もうちょっと積極的に、商売をなりわいと今後もしていくんだったらもうちょっと積極的にかかわっていただきたい。その支援はこっちも一生懸命したいと思うんですね。ですから、いろんなイベントに、いろんな垂水のものが売れるという環境づくりはしていきたいと思ひますし、その一方では、そういうやる気をひとつ出していただくことも非常に大事じゃないかというふうに思っております。

ですから、今後も商工会との連携の中でいろんな模索をしていかなければいけないなど。ただ、既存のやり方で現状のままだったらますます疲弊していくでしょうし、何か新しい目安となるような施策はないか、商工会とも話しておりますし、商工観光課と商工会連携をとりながら、イベントを初め、そういう振興策についても親密な関係をつくらうということで懇親会をやったり、いろんなことをやっております。ですから、こういうものを特に商工会にもお願いをしながら、連携をとって振興策を今後考えていきたいというふうに思っております。

誘致企業問題でございますが、なかなか今までは男子雇用型の誘致企業というのは非常に難

しい環境にございました。中国へ中国へと、あるいは東南アジアへと工場を移す企業が多かった。コスト面でとても太刀打ちできるわけじゃございませんので、これはもういたし方のないことでございましたけど、東南アジア、中国あたりも沿岸部はかなり給料も高くなってきました。もう1万円を越すぐらいの給料が望まれるようになってきましたので、一部の企業は、企業秘密、精密な企業秘密等が流れ出すことを懸念して回帰する。帰ってくる企業もあるやに聞いております。今後どういう時代になっていくのか、時代の流れを見ながら、要は男子雇用型の企業誘致をしなければいけないというふうに思っておりますし、それから既存の企業、今まで垂水の産業を支えてくれておった既存の企業にも目配りをしていかなければいけないと、新しい企業を呼び込むことだけが問題ではないというふうに思っております。いい例が、理喜ニットが鹿屋に18人雇用の工場ができるという話を聞きまして、垂水から鹿屋に移るんじゃないかと大変心配をしました。そして、かねて理喜ニットの本社にも、たまに関西垂水会の帰り道に「ぜひ垂水の工場だけは残してくださいよ」と社長にお願いをしておりますし、そのことが十分社長にも理解いただいております。

理喜ニットの話を取り上げますと、垂水と高知にありました工場、2社だったんですが、高知の工場を閉めましてタイに工場をつくりました。そしてタイから今度はまたミャンマーに工場をつくっておるんですね。ミャンマーの給料が1カ月1,000円だということをお聞きしたり、本当にコスト面でとても問題があるというふうに思っております。鹿屋のこの件については、一部だけを鹿屋へ移すんだということで垂水から撤退は全くないということをお聞きしましたので、安心しました。

もう1つは、山田水産がウナギの工場を拡張するんだと、男子を10名ぐらい使うという話で、

これは議会でも前、報告したと思いますが、それについては積極的に男子雇用だったら協力しますということで水道課にもお願いをして、わざわざ水道を引いて対処しました。そして今では立派に操業してくれておりまして、こういうような既存の工場が逃げていくような環境はつくりたくない。

それから女子雇用型はそうなんです、理喜ニットの例をとりますと、垂水市内でもその18人の工場を鹿屋に持っていきたくないために、垂水でチラシを入れて募集したら2名しか手を挙げてくれなかった。鹿屋はかなりの手が挙がったということで鹿屋になったわけですね。女子雇用型の労働力全体を見ますと余り余裕はない。ですから、新たに女子雇用型を企業誘致として持ってきますと、非常に既存の工場に迷惑かけるし、たらい回しになる中で、新しい工場はやはり条件をよくしなければいけません。そうなりますと、既存の工場もそれに右倣いしなければ労働力の確保ができません。そういう意味では、既存の工場の経営自体に悪影響を及ぼすということになりかねませんので、この辺は慎重にやっていかなければいけないというふうに思っております。

遊休地も抱えておりまして、県の企業誘致課とも連携をとって今やっておりますので、企業誘致については、今後も積極的に時代の流れを見ながら取り組んでいこうというふうに思っておりますので、どうか御理解をいただきたいと思っております。

○篠原静則議員 どうもありがとうございました。

もうこれで終わりますけれども、ぜひ改革で課長さんの数も減ってきたわけですが、ぜひ今の予算内の範囲であれば、課も新しい課をつくってもいいんじゃないかと思うような気がいたしております。そして課長さんにまた頑張ってくださいと、誘致企業課、いろいろ考え

方はあると思いますけれども、そこら辺をお願いをしておきます。

そしてまた課長会が、先ほどある課長に聞きますと、月に1回、臨時に1回ぐらい、2回ぐらいしかないそうですけれども、週に1回ぐらい5時から以降にして、また垂水の商店街もその後活性化していただくと、そういう考えも総務課長、考えていただきたいと思っております。

それじゃ、どうもありがとうございました。

○議長（徳留邦治）以上で、一般質問を終わります。

△日程報告

○議長（徳留邦治）本日の日程は、全部終了しました。

明18日から22日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、23日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治）本日は、これにて散会します。

午後2時7分散会

平成 20 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 平成 20 年 6 月 23 日

本会議第4号(6月23日)(月曜)

出席議員 16名

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 感王寺 耕 造 | 9番 | 森 正 勝 |
| 2番 | 大 藪 藤 幸 | 10番 | 持 留 良 一 |
| 3番 | 尾 脇 雅 弥 | 11番 | 宮 迫 泰 倫 |
| 4番 | 堀 添 國 尚 | 12番 | 川 尻 達 志 |
| 5番 | 池之上 誠 | 13番 | 葛 迫 猛 |
| 6番 | 田 平 輝 也 | 14番 | 徳 留 邦 治 |
| 7番 | 北 方 貞 明 | 15番 | 篠 原 静 則 |
| 8番 | 池 山 節 夫 | 16番 | 川 畑 三 郎 |

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|---------|---------|-------------|---------|
| 市 長 | 水 迫 順 一 | 水 産 課 長 | 塚 田 光 春 |
| 副 市 長 | 水 迫 恒 美 | 商工観光課長 | 倉 岡 孝 昌 |
| 総 務 課 長 | 今 井 文 弘 | 土 木 課 長 | 川 畑 信 一 |
| 企 画 課 長 | 迫 田 裕 司 | 会 計 課 長 | 安 藤 章 |
| 財 政 課 長 | 岩 元 明 | 水 道 課 長 | 迫 田 義 明 |
| 税 務 課 長 | 川井田 志 郎 | 監 査 事 務 局 長 | 城ノ下 剛 |
| 市 民 課 長 | 三 浦 敬 志 | 消 防 長 | 町 田 昭 典 |
| 市 民 相 談 | | | |
| サービスク長 | 島 児 典 生 | 教 育 長 | 肥 後 昌 幸 |
| 保健福祉課長 | 村 山 満 寛 | 教委総務課長 | 北 迫 睦 男 |
| 生活環境課長 | 太 崎 勤 | 学校教育課長 | 押 川 和 成 |
| 農 林 課 長 | 山 口 親 志 | 社会教育課長 | 橋 口 正 徳 |

議会事務局出席者

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 松 浦 俊 秀 | 書 記 | 磯 脇 正 道 |
| | | 書 記 | 松 尾 智 信 |

平成20年 6 月23日 午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治）定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第51～議案第59号、議案第61号～議案第64号、陳情第10号一括上程

○議長（徳留邦治）日程第1、議案第51号から日程第9、議案第59号まで及び日程第10、議案第61号から日程第13、議案第64号までの議案13件及び日程第14、陳情第10号の陳情1件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第51号 垂水市ふるさと応援基金条例 案
議案第52号 垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 案

議案第53号 垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第54号 垂水市手数料条例の一部を改正する条例 案

議案第55号 垂水市監査委員に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第56号 大野原辺地に係る総合整備計画の策定について

議案第57号 内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について

議案第58号 新たに生じた土地の確認について

議案第59号 字の区域変更について

議案第61号 平成20年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案

議案第62号 平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第63号 平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案

議案第64号 平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

陳情第10号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択要請について

○議長（徳留邦治）ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

[産業厚生委員長堀添國尚議員登壇]

○産業厚生委員長（堀添國尚）去る6月18日委員会を開き、午前中、猿ヶ城溪谷総合整備事業、内ノ野2号線道路改良工事、島津墓地、浜平竜巻被害地の現地視察を行い、午後より、去る6月5日の本会議において産業厚生委員会付託となりました案件を審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第61号垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目の人件費については財政課長の説明、他の費目については主管課に説明を求め、審査した結果、原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成20年度垂水市水道事業会計補正予算（第1号）案及び議案第64号平成20年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第10号国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の採択要請については採択とし、意見書案を提出することに意見の一致を見ました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治）次に、総務文教委員長池之上誠議員。

[総務文教委員長池之上 誠議員登壇]

○総務文教委員長（池之上 誠） 去る6月5日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、6月19日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第51号垂水市ふるさと応援基金条例案、議案第52号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、議案第53号垂水市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例案、議案第54号垂水市手数料条例の一部を改正する条例案及び議案第55号垂水市監査委員に関する条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号大野原辺地に係る総合整備計画の策定について、議案第57号内ノ野辺地に係る総合整備計画の変更について、議案第58号新たに生じた土地の確認について及び議案第59号字の区域変更については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成20年度垂水市一般会計補正予算（第1号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成20年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案については、原案のとおり可決されました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 産業厚生委員長のほうにお聞きをしたいと思います。

今回の一般会計補正予算で水産業費、いわゆる水産振興貸付金制度の問題なんですけれども、この問題というのは本会議、それから一般質問、そして各委員会等で議論がされたと思います。特に現状の問題で、経営の安定、特に弱小零細業等含めた形で水産業の振興のためにこの制度を活用してさらなる振興を図っていこうということで導入していくということで、目的もされ

てきたというふうに思うんですが。特に私はこの中で、現状がそういう状況であればこそ、さらに一層透明性と公平性が確保され、そういう特に厳しい方々、零細企業だとか弱小のそういう企業の方々への支援が本当にこの制度で運用されていけば、現状を克服してさらなる振興の発展ということが求めているというふうに思うんですが。

そういう中であって、規則も出されていて、5月14日に公布ということになるようですけども、そういう中で、特にやはりこの運用という点では公平性と透明性をしっかり確保していかなければいけないというふうに思います。そのために第6条では報告及び検査という項目も設けられながら、客観的にそれを担保していこうというふうになっているんですが、この点について、そういう立場での議論なり、またそういう弱小零細業も含めた形でのこの制度の目的等も含めて議論がされたと思うんですが、委員会でそのあたりはどのような議論があったのか御報告いただければというふうに思います。

○産業厚生委員長（堀添國尚） ただいま持留議員のおっしゃったことについては、2点ほど質問がありました。

1点は、垂水市漁協の現状ですね。それと、この貸し付け制度は個人に貸し付けるのじゃないのかみたいな質疑がありまして、水産課の答弁としては、垂水市漁協は5業者ほど廃業に追い込まれているような状況と、牛根漁協も、経営体16あるうち二、三業者廃業していくというような報告がありまして、貸し付け制度は個人に貸し付けるんじゃないかと、垂水市漁協に運転資金として貸し付けるものであるという答弁がありました。

もう1点は、この貸し付け制度の期間ですが、いつまで貸し付けるのかという質問に対して、3月31日までであるが、3月の中旬ぐらいに期限を切って、返済の期限を切りたいと、こうい

う答弁でありました。

以上で終わります。

○持留良一議員 現状は本当に厳しい状況ということではもう委員会でも、また本会議でもそのあたりは報告も含めて、一致ができたというふうに思います。

要は、この資金導入によってそういう方々をきっちりと救済でき、なおかつやっぱり振興を図っていくということが非常に重要である。なおかつそうなってくると、そこに対象になるような方々への先ほど言いました透明性、公平性を確保していかないと、この資金のそもそもの運用の目的は十分任を果たさないんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味では、委員会等また担当課においても、規則等をしっかりと運用していきながら、そしてまた時にはきちっと点検できるような体制でこの振興が、なおかつ透明性と公平性がしっかりと確保できるように取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それは、最後はもう要望です。終わります。

○議長（徳留邦治） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

議案第51号から議案第59号まで及び議案第61号から議案第64号までの議案13件を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第59号まで及び議案第61号から議案第64号までの議案13件は、

各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情をお諮りします。

陳情第10号を委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号は採択とすることに決定しました。

△議案第65号・議案第66号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第15、議案第65号及び日程第16、議案第66号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第65号 平成19年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第66号 平成19年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（徳留邦治） 両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、両決算については、7人の委員をもって構成する公営企業決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました公営企業決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、北方貞明議員、森正勝議員、持留良一議員、宮迫泰倫議員、川畑三郎議員、以上7名を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を公営企業決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

△意見書案第9号～意見書案第11号一括
上程

○議長（徳留邦治）日程第17、意見書案第9号から日程第19、意見書案第11号までの意見書案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第9号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書について

意見書案第10号 原油及び飼料価格高騰に関する意見書について

意見書案第11号 原油及び餌・飼料価格高騰に関する意見書について

○議長（徳留邦治）案文は、配付しておりますので、朗読を省略いたします。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化しその担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、民間による整備が

困難な水源林等公益森林の整備に対する公的機関の役割の強化、更には、過疎化・高齢化が進む中で、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は「独立行政法人整理合理化計画（19年12月）」に基づき19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当たっては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に国有林野事業等において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

記

- 1、森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
- 2、緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施行の集約化、路網の整備・機械化の推進等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には、木材のバイオマス利用の推進等により間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材生産の振興
- 3、計画的に水源林造成事業を含めた公的森林整備を推進するための組織体制の確保及び施業放棄地等民間による森林整備が困難な地域における国の関与の下での森林整備制度の創設
- 4、国有林野事業については、国民共有の財産

である国有林を適正に管理するとともに、公益的機能の一層の発揮を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月23日

鹿児島県垂水市議会議長 徳留 邦治

内閣総理大臣 福田 康夫 殿
外務大臣 高村 正彦 殿
農林水産大臣 若林 正俊 殿
経済産業大臣 甘利 明 殿
環境大臣 鴨下 一郎 殿
衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 江田 五月 殿

原油及び飼料価格高騰に関する意見書（案）

国際的な原油価格高騰を受け、国内の石油価格は平成16年当初に比べ、全国平均でガソリンが5割・軽油が6割高、灯油及び重油が2倍など異常に値上がりし、さらには石油を原料とする農業用被覆資材・出荷包装資材に至るまで軒並み高騰しています。

しかし、農産物価格に対し生産費高騰分の価格転嫁は困難な状況にあり、農業者は保温、省エネ資材等を活用しコスト低減策を講じておりますが、上昇分を吸収できず、果樹・野菜・花卉など園芸農家の経営は深刻な問題となっております。

さらに、畜産農家は飼料価格の高騰に対して生産性の向上と効率化を進め懸命な努力を重ねていますが、発展途上国の経済成長とバイオエタノール需要による穀物価格上昇の長期化は、コスト低減努力の限界を既に越え、極めて厳し

い経営を強いられています。特に、畜産王国と言われる鹿児島でも、子牛セリ価格が低迷するなどの影響で、本市においては畜産農家の規模縮小や廃業が懸念されています。

農業者は、安全で安心できる農畜産物を安定的に供給し、消費者からの理解と醸成の取組を引き続き実施し、現在の危機をどのように乗り切るかが喫緊の課題であり、国においては万全な対応が必要です。

よって、下記事項の実現について強く要望いたします。

記

1. 原油価格高騰対策について

- (1) 果樹・野菜・花卉園芸農家の施設加温費などに対して特別な助成措置を講じること。
- (2) 原油価格高騰による園芸・畜産の農産物の価格転嫁が可能となるよう措置すること。
- (3) 地方自治体が行う緊急対策への援助措置をとること。

2. 飼料価格高騰対策について

- (1) 配合飼料価格安定基金制度は補填基金の財源枯渇が危惧されるため、長期的な視点に立った見直しを実施すること。
- (2) 飼料価格の値上がりに見合った肉用子牛保証価格の引き上げ、肉用牛肥育経営安定対策の充実、養豚の経営安定対策を講じること。
- (3) 飼料自給率を向上させるため、自給飼料の増産により安定供給ができる仕組みの構築と対策を充実・強化すること。
- (4) 水田の有効活用による飼料自給率向上を図るため、飼料米の生産流通体系の確立など具体的な対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月23日

鹿児島県垂水市議会議員 徳留 邦治

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 江田 五月 殿
内閣総理大臣 福田 康夫 殿
農林水産大臣 若林 正俊 殿
経済産業大臣 甘利 明 殿

原油及び餌・飼料価格高騰に関する意見書
(案)

垂水市の水産業は、農業と並ぶ本市の基幹産業であり、なかでも重要な位置を占めるカンパチ・ブリの養殖漁業は、年間120億円を超える水揚げ取扱高となっており、特にカンパチにおいては生産量日本一の規模を誇っております。

しかしながら、ここ数年来カンパチ・ブリの販売価格は低迷し、加えて餌・飼料や燃油価格の高騰等により生産原価は上昇し、カンパチ・ブリは過去3年間、採算割れの状況が続いております。

また、魚の餌となるサバ・イワシ等を中国方面への食用として振り向けられるようになってからは、これらの確保自体も困難な状況となり、サバ等は昨年の2倍、配合飼料も1.2倍、重油は2倍近く高騰しています。そして、そのことが養殖漁家の生産原価の上昇に拍車をかけ、経営困難な危機的状況に陥っています。

このような状況下、本市において数名の養殖業者が経営悪化による廃業に追い込まれ、また漁業協同組合においても餌代等養殖業者未払いによる事業未収金の増加に伴い、資金繰りなどにも深刻な影響を及ぼすなど水産業を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

現在のような状況が続きますと、これまで国内の自給率アップに貢献してきた養殖漁業の衰退は必至であり、漁協及び養殖業者の存続のみ

ならず本市をはじめとする国内の水産業界にも多大な影響が懸念されます。

よって、次の事項について、特段の御配慮をいただきたく御要望申し上げます。

記

- 1 養殖魚の抜本的な魚食普及・消費拡大対策について一層の支援策を講じること。
 - 2 養殖魚の生産原価を割り込まない販売価格を維持するための「養殖魚価格安定化対策基金」を創設すること。
 - 3 養殖用餌・飼料の安定的な確保と価格抑制の対策を講じること。
 - 4 魚価の低落を抑えるため、FTA交渉等において水産物輸入にかかる関税撤廃阻止とIQ制度を堅持すること。また、輸入水産物に対して、検査・防疫体制のさらなる強化を図ること。
 - 5 現在、生産者に融資している漁業経営改善促進資金（短期）や漁業経営改善支援資金（長期）等の融資枠の拡大及び金利の軽減策を講じること。
 - 6 現在、信漁連が漁協や養殖業者に融資している運転資金に係る漁業信用基金協会による保証枠の拡大を図ること。
 - 7 水産業協同組合法における大口信用供与規制の緩和策を講じること。
 - 8 養殖業の経営維持のための餌代等の支払いに係る緊急融資資金を創設すること。
 - 9 原油価格高騰により漁船の燃料や漁業資材代等に対して特別な助成措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年6月23日

鹿児島県垂水市議会議員 徳留 邦治

衆議院議長 河野 洋平 殿
参議院議長 江田 五月 殿

内閣総理大臣 福田 康夫 殿
農林水産大臣 若林 正俊 殿

○議長（徳留邦治）お諮りします。

ただいまの意見書案3件については、提出者の説明及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、意見書案第9号から意見書案第11号までの意見書案3件は、原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治）異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会及び議会運営委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉 会

○議長（徳留邦治）これをもちまして、平成20年第2回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時18分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員